

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成23年6月愛荘町議会定例会

#### 1日目(平成23年6月8日)

開会:午前9時00分 延会:午後5時59分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 3号 平成22年度滋賀県市町土地開発公社決算書報告について
- 日程第 5 報告第 4号 平成22年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 平成22年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 4号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を  
求めることについて
- 日程第 8 承認第 5号 平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6号 平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決  
処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 7号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分  
につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 8号 平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分  
につき承認を求めることについて
- 日程第12 議案第28号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第29号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14

追加日程第 1	議案第31号	契約の締結につき議決を求めることについて
追加日程第 2	議案第32号	契約の締結につき議決を求めることについて
追加日程第 3	議案第33号	契約の締結につき議決を求めることについて

## 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

## ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

平成23年6月愛荘町議会定例会を開催させていただくにあたり、議員の皆さん、また理事者の皆さんのご出席をいただいたことをお礼申し上げます。クールビズを実施しております。よって、当議会もノーネクタイで本会議をさせていただきます。しかし、こうした実施状況ですので、開会宣言後、暑いと感じられた方には上着を脱いでいただいでけっこうですので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成23年6月愛荘町議会定例会は成立いたしておりますので、開会いたします。

なお、本日、滋賀県立聴覚障がい者福祉協会から傍聴席で手話通訳をされますので、改めて皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明。町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日ここに、平成23年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわらず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、死者・行方不明者合わせて2万3,670人、今なお避難されている人約10万人弱の方、こういう被災者を出させた東日本大震災から、早くも3ヵ月近くが経ちました。この間、日本中の人たちが心をひとつにして支援に立ち上がりました。愛荘町におきましても、町民の皆さんから暖かいご支援の手を差しのべていただきました。

その一端を紹介させていただきます。避難者の受け入れにつきまして、いち早く対応させていただき、3月の下旬には5世帯20人が来町されました。その後、現地の水道などが回復するに従い、ふるさとへ帰られましたが、今なお2世帯9人が避難生活を送っております。

次に、義援金につきましては、自治会などを通じ、これまで1,035万円を寄せていただき、今なお4ヵ所に設置しております義援金箱に浄財をあげていただいております。義援金につきましては、社会福祉協議会を通じまして、日本赤十字社および中央募金会へ送金をさせていただきました。

次の、支援物資につきましては、700人を超える町民の皆さんから、生活物資や米100俵など、6万5,000点をはるかに超える物資をお届けいただきました。これらの物資につきましては、大きな被害を受けました姉妹都市の栃木県那珂川町へ、議長・副議長ともどもお届けしました。また、福島県の原因事故により各地に避難されている二葉町・富岡町・川内村のそれぞれ避難地へ、甲良町・豊郷町ともどもお届けにまいりました。さらに、お米100俵につきましては、津波によって壊滅的な被害を受けられました岩手県陸前高田市へお届けいたしました。改めて、住民の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

また、被災地への職員派遣につきましては、被災直後の3月11日夜から、愛知郡行政組合消防本部が現地へ救助・救援に向かいますとともに、上水道事務所から給水業務にごく最近まで従事をいたしました。町職員につきましては、給水および物資の運送、避難所への保健師の派遣をいたしました。これまで組合職員は60人、町職員は25人を派遣いたしました。今後も復興へ向けて、少しでも力になれたらと考えているところであります。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

報告案件3件、平成22年度愛荘町一般会計ならびに特別会計の補正予算の専決処分承認案件5件、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに下水道事業特別会計補正予算、そして、新条例の制定議決案件を1件、合わせて14案件をご提案申し上げます。

しい条件で採算を確保してまいりました。

まず、報告案件3件につきましては、平成22年度滋賀県市町土地開発公社決算報告、平成22年度愛荘町繰越明許費計算書、ならびに平成22年度愛荘町事故繰越計算書の報告でございます。

平成22年度一般会計ならびに特別会計の補正予算、専決処分承認案件は5件でございます。その内容は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計でございます。これらにつきまして、地方自治法の規定に基づき、それぞれ3月31日付けにより、専決処分いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、議案第28号から30号までの2議案につきましては、まず、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに下水道事業特別会計補正予算であります。

まず、議案第28号平成23年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は6,505万1,000円を増額し、予算総額84億9,156万6,000円とするものでございます。

次に、議案第29号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算では、公共下水道事業国庫補助金の減額確定などにより、3,014万5,000円を減額し、予算総額11億3,685万5,000円とするものであります。

議案第30号条例制定議決案件1件につきましては、新しい新条例として愛荘町都市公園条例を制定しようとするものであります。この条例の制定理由ですが、愛荘町川久保地先の町有地は、合併前に都市計画法に基づき、都市公園として都市計画決定が行われております。合併後、給食センター建設用地は都市公園区域から除外し、現在は残りの3.4haの公園用地と軽野地先の秦荘スポーツ公園約1.2haを、都市計画法に基づく都市公園と位置づけているところであります。本年度より、都市公園施設として、アーチェリー場、テニスコートなどの多目的グラウンドを整備し、平成24年4月からの供用開始を予定しているところであります。

そのため、都市公園法に基づいて、公園内の禁止行為や専用許可手続き、使用料など管理にかかる必要事項を定めるため、愛荘町都市公園条例を制定しようとするものであります。

以上、平成23年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、吉岡あみ子君、5番、城貝増夫君を指名します。

### ◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの14日間に決定しました。

◇森隆一君

○議長(辰己 保君)日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。3番、森隆一君。

〔3番森隆一君登壇〕

○3番(森隆一君)3番、森。一般質問に先だちまして、お願いも含めて一言述べさせていただきます。今、国の方、いわゆる国会では無責任な発言や言動が本当に常識化されようとしています。これから私たち10人の議員が一般質問に入るわけですが、執行部当局といたしましても、その場限りの場当たりの回答でなく、しっかりと、本当にしっかりとした答えをいただきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そしてまた、今回私が1番にこのように質問をさせていただくということは、議会の皆さま方にも協力をいただき、愛知高校の再編問題等がありますので、このことは何としても愛知高校のみではなく、町民皆さまにも協力をいただかなければ愛知高校の存在がなくなる可能性が十分ありますので、そういうことを質問の中に入れておきましたので、ひとつ皆さま方の協力を特にお願いしたいということで、このように一言述べさせていただきました。ひとつよろしくお願いいたします、質問に入らせていただきます。

まず最初に、県立高等学校の再編計画について、町長にお尋ねいたします。

再編計画とは、小規模高校は統合もしくは廃校にしようというものです。現在の県の計画では、県立高校46校中25校が統廃合の対象にされようとしています。ということは、愛知高校は小規模高校であるため、統合または廃校になる可能性がかなり高く、何としても阻止しなければなりません。

県教育委員会は、県に予算がないからということでこのような改革をするようですが、県では高校生1人に使う県予算は全国でも最下位にランクされ、県は教育に対し、何を考えているのかわかりません。本来教育というものは未来の人づくりのために対し、投資であるべきものだと思います。このような県の教育方針に怒りすら覚えます。

今後、愛荘町の町長として、愛知高校存続のために、県に向かって、どのようなアクションを起こしていただけるのか、お尋ねいたします。

愛知高校は地域共学の旗の下、地域社会との連携によって、豊かな思いやりのある住みよいまちづくりの人材育成に頑張ってくれています。現在の校風も過去数年間の校風と違い、生徒・先生・同窓会・地域社会も含め、一生懸命になり、よりよい校風をつくるための努力をしています。そのおかげか、今年の愛知高校の入試希望者は20数校が募集定員に満たっていない中、127%という高い競争率でした。このように変貌してきている学校を、統合または廃校にするようなことは、大きな損失であると思われます。

平日は毎日400人近い生徒や先生たちが愛荘町に出入するということは、当町の活性化やまちおこしにも尽くしていると思われます。愛知高校存続のために、町長として、また愛知高校振興会長として、区長会に要望書の署名をまじめ、あらゆる角度から要望等、県に挙げていただきたいのですが、町はどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、最近土曜日・日曜日になると、街道めぐりをされている人たちをよく見かけます。現在の愛知川宿は全国でも中山道宿場町として、名前が通っているにもかかわらず、豊郷や五個荘に焦点をおいて、土日などはかなり多くの人たちが通過されていわれます。

過日も名古屋から来たという女性と、ある食堂で話をさせていただいたところ、「愛知川宿は名前は有名なのに宿場町の存在がない町ですね」と言われ、ショックを受けました。また、愛知川商店街の防犯灯が消されるとお聞きしています。以前、街道交流館構想の一端をお聞きしましたが、改めて、宿場町、愛知川宿全体の活性化のためのまちづくりをどのように考え、計画されようとしているのか、副町長にお尋ねいたします。

次に、愛知川祇園納涼花火大会の件についてお尋ねします。

このたびの祇園花火大会の補助金を減額されたと聞きます。今、愛知川の役員さんたちは大変なる苦勞のなかで寄付集めに一生懸命企業等を回り、花火大会を存続させるための努力をされています。今年は東日本の大震災があり、その理由がわからないわけでもありませんが、愛知川の花火大会も今年は記念すべき130回と聞きます。他の大きい市や町が花火大会を中止されることは、それなりの理由があつてのことと思います。しかし、愛知川の花火大会は、これから先も存続すべきだと思います。なぜならば、このような小さな町で、一晩に4万人から5万人という人を

集め、楽しんでいただく行事ままかにはないと思います。夏の夜のたった一晩だけの楽しみだけでなく、夏の一夜の楽しみのために花火大会が終わったときから、次回の花火大会を楽しみに帰られ、浴衣を新しくされたり、小学生や中学生あるいは若い世代の人たちが、楽しみのもてる町にすれば、この町に若い人たちが定着してくれる確立は多少はあがると思われま

す。そのような意味からも、花火大会は町が責任をもってでも続けるべきだと考えますが、町の考え方をお尋ねいたします。

次に、町長にお尋ねいたします。このたび東日本大震災で、何度か被災地へ支援物資を持っていかれ、大変けっこうなことだと思います。しかし、被災地に行かれて、何を見て、どのように感じられて帰って来られたのか、また、見て感じられたことを愛荘町の防災にどのように生かそうと考えておられるのかお尋ねします。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)森議員の県立高等学校の再編計画についてのご質問に、まずお答えをいたします。

ご指摘のように県教育委員会では、平成20年7月、県立高等学校のあり方検討委員会を設置し、平成21年3月にその報告を受けました。そして、21年7月には県産業教育審議会を設置し、22年9月にその答申を受けております。

県教育委員会では22年8月に「魅力と活力ある県立高等学校づくりに向けて」を作成し、県立高等学校の再編計画の策定を進めているところであります。

この再編にあたっては、県内に小規模高校が多いことから、1学年6学級を適正規模とする基準を示しております。愛知高等学校は現在1学年3学級の小規模高校であることから、統廃合の危機に立たされております。

この状況の中で、私は愛知高等学校の教育振興会長として、また町長として振興会や同窓会の方々共々、県下で最も早く、この地域の高校存続に向けて行動開始をしたところであります。

知事・県教育長に直接、存続要望をするとともに、近隣町にも呼びかけて各議会での決議をはじめ、行政や愛知犬上教育振興協議会、商工会など存続運動の輪は大きく広がりました。その結果、県議会におきましても、度々議論され、平成22年度中の策定見送りを引き出したところであります。しかしながら、今年度には、その再編計画が出されることが確実視されますので、地域ぐるみで存続運動を展開するべく、先般開催いたしました町区長会におきまして、存続要望の署名等、存続要望についての協力をお願いいたしましたところであります。

さらに、つい先日、愛知高等教育振興会と町当局、町教員、町職員の愛知高卒業生とともに対策会議を開催し、当面の存続に向けた具体的活動を協議したところであります。特にこれまでの取り組みに加え、地域全体としての盛り上がりが必要でありますので、早急に区長会長さんの要望をいただき、これを県に提出するとともに、一般住民の皆さんの力を結集するため、決起集会の開催についても振興会の中村会長と協議しているところであります。

また、先般見事当選されました宇野県議会議員にお会いし、町の多くの課題と合わせ、高校存続に向け、協力をお願いいたしましたところでもあります。さらに、町商工会におきましても、愛知高校の進路について大変なご協力をいただいておりますが、さらにもう1歩、この展開を広げるため、行政・商工会・愛知高がトライアングルで愛知高校生の定着対策を図ることを進めております。また、警察署との連携におきましても、署長のご努力が実を結び、最近高校生のボランティア活動について、警察との連携協定がされたところであります。愛知高校生の地域での積極的な活躍が多く発信されるようになりまして、まさに地域共学、絆の理念が浸透してきたことを実感しているところであります。愛知高は地域の文化であり、財産であるこの地元高校を失ってはなりません。なんとしても存続しなければなりません。

るので、議会をはじめ、町民皆さまのご支援ご協力をお願いしたいところでございます。

次に、納涼祇園花火大会についてお答えさせていただきます。祇園花火大会は、長い歴史のもと、毎年多くの方々の来場によって夏の夜空を彩り、名実ともに町の名声をあげていただいております。

この花火大会が129回も継続できたのは、行政に頼らず、民主導で町民衆自らの力を結集してこられたからこそ、幾多の困難を乗り越え、ここまで続けて来られたものと思っております。関係者のご努力に頭の下がる思いであります。行政主導であれば、住民の意思を一つに、こんなに伝統を守り続けることはとてもできなかったことと思います。昨今の経済状況は、すべてに大きな影響を及ぼし、危機的状況ではありますが、町といたしましても、愛荘町民の理解が得られる範囲の支援助は続けたいと考えておりますので、各地の行政主導の花火大会が廃止される中、このイベントが今後も皆さんの力で継続されるよう願っているところであります。

次に、東日本大震災についてお答えをさせていただきます。未曾有の大震災を受け、2万3,700人を超える人々が亡くなられたり、今も多くの人が行方不明であります。今なお多くの人が不自由な避難生活を強いられております。犠牲となられた皆さまに対し心から哀悼の意を表する次第であります。速やかな復旧・復興が行われることを心から願うものであります。

私は4月13日に姉妹都市であり、災害応援協定を結んでおります栃木県那珂川町に議長・副議長ともどもお見舞いの伝達、救援物資をお届けにまいりました。また、町村会長として、豊郷町・甲良町にも呼びかけ、福島第1原発から30キロメートル以内にある福島県双葉地方町村会と連絡をとり、本町は、双葉町・富岡町・河内村の避難先に物資をお届け置くことといたしました。4月20日深夜に愛荘町を出発し、翌21日早朝から順番に避難所を回りました。最初の訪問地は、ふるさとから200キロメートル離れた埼玉県加須市の廃校になった高校に町ごと避難されている双葉町でした。

続いて、富岡町と川内村が避難されている福島県郡山市にある県立の交流施設ビックパレットへお届けいたしました。その日のうちに岩手県に向かい、翌朝陸前高田市へ愛荘町の給水班の案内で現地に向かい、米と布団などをお届けいたしました。町は壊滅状態であり、正職員68人、嘱託職員を含めて100人を超える職員が亡くなるという惨事に見舞われた町で市長以下、行政事業の回復に努めておられたところであります。

これらの現地の感想を述べさせていただきます。まず、物資の運搬を手伝ってくれるボランティアの人たちのいきいきとした元気さが目立ちましたが、それを取り巻き並んで物資の配分を待っておられる避難者の浮かべられた表情や、白いマスクの奥の虚ろな瞳がなんとも対照的にうつりました。原発避難者の多くはふるさとに家も土地も健在でありながら、戦場のように突然、平和な地を追い払われる悲劇と不条理になんでこんな目にあうんだという深い悲しみと怒りが読み取れたところであります。

避難地の町村長にもお会いでき、短い時間での会話でありましたが、食事はすべて行政からの支給、昼食はパン、下水道施設がリンク状態で管接続の緊急工事の実施、そして、これから夏場の暑さ対策が心配だと言われておりました。高校の廃校跡には冷暖房装置はありません。また、放射能汚染のふるさとへ帰れる目途はまったく立たず、避難生活の長期化が予想されました。子どもたちはみんな地元の学校に通学しておりました。入浴は市内の施設などを利用し、バスの時間表がとところどころに張ってありました。郡山では他町からきた炊き出しの応援のテントが並び、居住区におきましてはプライバシーの向上対策にいろいろな工夫に取り組んでおられました。

どの被災地も支援物資の受け入れ場所や仕分け・配分などが大変のようでありました。これらの教訓がすべて私たちの防災計画に考慮しなければならない事項と強く感じた次第であります。今回現地に派遣した職員の意見も聞きながら、今後の地域防災計画の見直しや、自主防災組織の育成、災害時における対応など、防災対策の見直しについて検討を進めてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長(辰己 保君)副町長。



○副町長(宇野一雄君)森議員の宿場町、愛知川宿全体の活性化のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

中山道につきまして、かつて宿場町として栄えてきました街道沿いの町筋は、近代においてその姿を大きく変えております。一方、質問にも触れていただいておりますように、中山道を歩いて訪れる方々が多く見受けられます。これらの方々を通過の観光客ではなく、町に経済効果をもたらす観光客として迎え入れる事業との展開を図る必要があると考えております。

そのためにも、中山道が単なる地名の名所だけではなく、名実ともに誇れる中山道に再生することが重要であります。まず中山道のインフラ整備でございますが、北の愛知川宿のゲートから南の国道8号線までの区間約550mをカラー舗装に改修し、愛知川宿のポテンシャルを高めたいと思っております。

また、ご質問にもございました愛知川商店街の防犯灯の課題ではございますが、以前に県の商店街活性化補助金を受けられ、街路灯として地元商店街整備されたものと認識をいたしております。現在は、地元商店街や地元自治会が管理をしておられますが、近年、商店街の経営も厳しく、街路灯の管理にも支障を及ぼしていると聞いております。一旦街路灯の灯が消えますと、復旧はなかなか難しいと思っております。このことにつきまして、地元商店街・地元自治会等との協議が前提となりますが、愛知川宿区間の街路灯を町に譲り受け、検討を進めております仮称でございますが、まちじゅうミュージアム構想における愛荘町の社寺・仏閣・観光資源・優れた景観等、地域資源の紹介を兼ねた街路灯に改修させていただき、中山道を歩かれる方々に愛荘町を紹介することができる街路灯として整備ができればと考えております。

また、街道交流館の整備でございますが、中山道の歴史的な価値を見直し、かつ町内商業や観光の振興・活性化を図るため、仮称ではございますが、街道交流館を整備し、愛荘町を訪れる人々にひと時の楽しみと、愛荘町の産業にふれていただける施設として活用できることを目的に、平成15年より(仮称)街道交流館整備事業にかかる準備委員会を設置し、その後、整備検討委員会と名称の変更をさせていただき、商工会・観光協会・区長総代会・識見を有する者等々の協力を得て、延べ6回の検討会を開催してまいったところでございます。

一方で、整備対象地として、平成14年度と平成17年度に中山道をまさみまして、2ヵ所5902を買収をいたしております。また、この整備対象地の近くに大正15年に建設されました唯一の鉄筋コンクリートづくりの旧近江銀行愛知川支店の建造物がございます。その後、滋賀県物産株式会社が買い取られ、外装はそのまま倉庫として利用されていると聞いております。

この建造物は、コリント式のオーダーを持つ本格的な洋式建築でございまして、コリント式と申しますのは、古代ギリシャ建築における建築様式の1つで、溝が彫られた細身の柱とアカンサスの葉が形どられた装飾的な柱の頭部を特徴としております。コリント式のほかにドーリア式、ピロニア式等がございます。コリント式の柱が用いられている代表的な建造物といたしましては、ローマのパンテオン神殿がございます。

中山道の町並みの中で、この建造物は偉容を誇っており、近世以来の繁栄の面影を残しながらも、新しい商店街として脱皮しようとした意気込みがあったものと考えられます。このように文化的価値がある、優れた建造物を街道交流館として利用できないか、また既に買収しております整備対象地を駐車場や東屋、トイレ等に活用するなど一体的に整備できないか検討しているところでございまして、街道交流館整備検討委員会を再開し、意見を聞きながら整備を進めてまいることといたしております。

いずれにいたしましても、利用者が見込め、リピーターが確保できる魅力ある街道交流館として整備をして行きたいと思っておりますが、整備実現のためには沿道周辺にお住まいの方々や、地元商店街・商工会等のご理解やご協力が重要となってまいりますので、今後実現に向かってご理解やご協力を求めてまいることといたしております。これ



が一連の事業のつぎまはしては、社会資本整備総合交付金を活用し、西の中山道、東の金剛橋守を観光の拠点といたしまして、この2つを面的・線的に結ぶ都市再生整備を行おうと考えているものでございます。

社会資本整備総合交付金であります、国土交通省所管の地方公共団体に対しまして個別補助金等を集約されたもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、昨年度創設されたものでございます。

具体的には、まず町において、社会資本整備総合計画を策定することとなります。この計画には中山道関連事業はもとより、東部公園の残地部分の整備、愛知川給食センター跡地整備等々を考えており、計画策定にあたりましては、当然議会に協議させていただきまして、地元自治会等の意見・意向を踏まえ、計画が整えば、国土交通省に対し認可申請をすることといたしております。国土交通省の認可が得られれば、認可を受けた翌年から5ヵ年間の年次計画のもとで事業を実施させていただき、町内外はもとより、県外に愛荘町を発信いたしますとともに観光客を誘客し、本町の賑わいと活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長(辰巳 保君)3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)森です。再質問をいたしますが、再質問の定義も、我々議員側も少し崩れだしてきているような気がしますので、この再質問の定義と、あるいは目的を、我々は議会も含め、第1質問に対しての疑問点を質問していきたいと思っております。このことも仮称ではありましたが、今度議会改革検討委員会的なものが発足、議会の中でされましたので、そういうことも含めて、改革に対して、いろいろな検討を加え、改革すべきところをまいりたいと思っております。

それでは、再質問に移りたいと思っておりますけれども、今まで愛知高の存続問題に対しましては、町長も一生懸命尽くしていただきまして、本当にありがとうございました。そういうおかげで、1年間統廃合の問題は延びたことは事実でありまして、そのことに対しては感謝いたしておりますが、現実にはこれからこの半年の間で、その結論、統廃合に対する結論が出てくるわけですので、それに対して、やっぱり町長は今までの行動だけでまいりというわけにもいきません。

これは愛知高校の問題でもありますが、地域全体の問題でもありまして、やっぱり地域に影響され、先ほども言ったように400人から人が出入するということがもしなくなったとしたら、これは大きな地域の問題でもありますので、そういう中で、やっぱり町長として、これから本気で今までしたこともそのまま実行していただきたいと思います。それ以外に存続するための手段等があったらお聞きしたいと思います。やっぱり、これから中学校や小学校にも及んでくることでありまして、万が一間違っても廃校ということにはならないような努力を我々がしていかなければならない。地域の方も一緒になってやっていただかないといけないと思っております。

愛知高のいうなら卒業生は、他町にいっぱい出ていますが、約2万人に近い卒業生でも、やはり母校愛と故郷愛というものは、いくつになっても消えるものではありませんので、まず、そのことの今後をどのように町としても、町振興会長としての町長としても、先ほどの答えの中に一番にありましたけれども、本当に一生懸命にいろいろなところ、企業とか、今は先ほどは区長会もあれですが、そういうところに全部波及をさせて、いろいろな要望していただきたいと思います。我々は我々にやっていますが、ひとつよろしく願いいたします。

そして、もう一つは対策会議の具体的な活動の協議の内容が、もしわかれば教えていただきたいのですが、わからなければまたあとで聞きたいと思っております。

それから、2番目の質問に対して、愛知川宿場町の問題ですが、これも副町長が具体的に本当に丁寧にお答えをいただきましてありがとうございました。その中で、防犯灯の件については、いつ頃地元商店街等々と話し合いがいただけるのか。これを問うておきたいと思っておりますし、今後、思うに、まちづくりも秦荘インターとの関連

が出てくるような気がいたします。

つまり一生懸命、インターの表現に可かつし理動もししいにたいし表現にこそ フリタイリ ビタカ、これいつ開通したときに当初言われていたように、1日千数百台という車がインターを利用させなければなりません。そのためには、やはりまちおこしと、そして同時に金剛輪寺も含まれるかもわかりませんが、そういうこととか、目玉になる愛荘町のものづくりとか、そういうことをすべて含めて総合的に考えても、やっぱり千数百台の車が毎日通過していただけるような状況をつくっていただかなければならないと思いますので、そういうことの計画がどの程度あるか。今詳しくは言っていたきましたが、そういうことを含めて、もう一度再度質問しておきます。

それから、3番目の花火大会の件ですが、この花火大会においては130年間続く訳ですけれども、そういう中で日本どこを見て、国道8号線あるか近江線、新幹線で、間近なところで、そして観覧席のごく間近なところで行事をされる花火大会というのは他にないと自負しております。そういうことからすると、なんとしても今の愛知川の奉賛会や役員は一生懸命がんばって寄付とかに努めておりますが、町としてもやっぱりリーダーシップをとって引っ張っていかねければ、これから先後世に申し送っていかないと、そのためにもやはり町の補助金等がある程度満足していただくようなことになれば、愛知川でも奉賛会のメンバーが一生懸命寄付集め等をしていただいて、極力町の出費が少ないような状況をいずれできる時がくると思いますので、していくと思いますので、そのことについて町はどのように考えていらっしゃるのか、もう一度お聞きしておきます。

4つ目の質問ですけれども、これは確かによく聞いてみますと、しっかりと町長は見てきていただいたと、こう思っております。私の質問の趣旨は、見てきていただいたことを、それでどのように感じてきたかと。感じてきたことを、愛荘町の防災に対する、どのような形で生かしていくかということ、今回に尋ねてみまして、確かに現地に行かれなかったらわからなかったことはいっぱいあると思います。しかし、町長が現地に行って、現場を見て、感じられたこととどんなことがあったのかということ、聞いておきたいなど。

実際行って、あの凄まじい光景は、テレビ等で我々はわかっていますが、現地に行かれないとわからないことが確かにあると思います。そのこともどのように感じてきて、愛荘町の今後の防災に生かしていこうと感じていらっしゃるのか。そのことを聞いておきたいと思ひますし、わが愛知川なんかは、これからいろいろな工夫をしていかなければいけないと思う。愛知川の防災会においては、防災会名簿というのをつくっていますが、これは4年前からつくっておられるわけですが、今年もう1回つくりなおそうということで、愛知川の町籍簿も含めてですが、防災名簿をつくっている。その中でやっぱり生年月日、歳がわからないですね、生年月日と、あるいは摘要欄に80才のおばあさんがいると、だから、これは車イス生活ですからというふうに摘要欄に書いてもらう。あるいは寝たきりの老人ですからということを書いてもらうような名簿を今作成中です。

そういうことも含めて新しい発想のもとで、何か防災に関してのことを、つまり彦根や草津あたりでも防災ということに対して目覚めてきて、いろいろなことを予算として組んでいると思いますので、そういうものを含めると、今後、町長として本当に見てきて、水が足らんとか、何がどうであったということをもう一度、感じてきたことを、見てきたことでまなくって、それを見て感じたことを答えていただきたい。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)たくさんいただきましたが、まず高校再編の問題で、愛知高の存続問題、これはもう先頭切っで私もやる覚悟ですけれども、事態は非常に厳しいです。

どんな手段があるのか、具体的にいろいろな提案も教育委員会にしております。たった3クラスしかない。だからもう少しクラスを増やす、専門的な指導機関を置く、例えば美美容学校では今校舎が足りないということも聞いていますし、地域的にも2校ぐらいしかないのですけれども、ぜひこの辺りにもそういう美美容学校を置くとか、あるいは看護師の養成機関を置くおととか、あるいは特別支援の子どもたち、やっぱり高校も多いようです、不登校の子どもたちとか、大阪あたりはちゃんと専門的があるようですけれども、そういったクラスをここにつくるとか、いろいろな案があるはずなんです。

そういったことも具体的に、今、教育長の話の中でいろいろ出しているところであります。今後、企業とかこの対策会議をまた近々、振興協会が対策協議会を開く予定をしておりますが、具体的な行動をこれからやっていきたい。振興会に対するし支援措置も町議会の方に理解をいただいて、町のお金もいただいておりますので、これを有効に活用して、当時、例えば、垂れ幕をすとかいろいろなこともあったのですけれども、今総合的なことをもっと考えてやりたいなど。

だから、時間が本当に迫っているのですが、企業の皆さんとか、あるいは地域代表の方々と一緒にやっばり一辺、一度と言いますか何回もですけれども検討を、教育委員会当局に今後も大事なことかなというふうに思っているところであります。

それから、花火大会の補助金につきましては、合併前に比べれば、秦荘町にも夏祭があったのですが、そういったものを集約して、合併後、補助額も倍ほどになりました。当時、合併記念とか、あるいは1周年記念等で上積みもしておりまして、400万円ぐらいの補助金をつけさせていただいたのですが、現在、合併記念とか1周年はすみましてので、350万円程度の補助はさせていただいているところであります。

こういった中、寄付集めに大変苦勞をいただいでいて、被災等があって、そういうところに企業も支援をされている、出費が大変なときで、お金集めが大変だろうというのも十分よくわかっているのですけれども、これが先ほども申しましたけれども、行政主導だったら、本当にもういつ廃止になるかわからん、今まで民の力でやってこられたのが百何十年も続いた原動力だと私は感じておりますし、いろいろな危機を乗り越えて、ぜひ続けていってほしいなという思いであります。

災害のことにつきましては、先ほども述べさせていただいたのですけれども、まず膨大な瓦礫の措置、これは大変なことであることを感じました。行った時点では、まだ瓦礫はそのままがほとんどでして、まだ遺体が発見できないというので1つひとつ瓦礫をのけながら、行方不明の方を捜しながら、瓦礫を運んでいるので、いつになるかなというように感じてございました。そのまま、ガッとすくうとでい、くわけ、いかなという大変な作業が行われていたわけでありま

す。あの惨状を見ますと、これをどうしてやっていくのか、本当に、1つの地域の市だけでとてもできるものじゃない。やっばりみんなが国の力、県の力、そしてボランティアの力でやらなければならないなど、私も感じたのはこれはやっばり全国からのボランティアさんにどんどんもっと入ってもらって、1つのカケラずつでもやらなければならないとあかんと違うかなという感じたところであります。

主として避難地を訪れまして、先ほども縷々申し上げましたけれども、これからどうして防災計画に盛り込んでいくのかというのには、やっばりこのボランティアさんの対策、それから避難者の対応が大変大事なことでありますし、その避難者におきましては食事はどうするのか。また入浴はどうするのか、居住区も何十人の集団の生活、プライバシーのないところではやっばり大変、やっばりいろいろなトラブルがありまして、これはトラブルも起こっていないということを町長さんから聞きましたけれども、居住区のあり方、さらには下水道施設もパンク状態でどうにもならんという話を聞いていましたし、子どもたちの学校通学、それから支援物資の受け入れの関係でも、いざ受け入れをするときにどこで、どういうふうに受け入れをして、それを仕分けして配付していくのか。こういうのが大変防災計画の中にも入れておく必要があるのではなからうかと。

給水についても、まさにここは災害で流れたところのみならず、周辺の水道全部がいかれていきますから、家は大丈夫でも水がこない、下水道が使えない。下水道でも仮設のトイレはずらっと各家に置かれていました。それから、健康対策いっぱいそういったものを感じてきましたし、これを地域防災にやっばり盛り込んでいかなければならないなといったことを感じてきたところでございます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)森議員の再質問にお答えをいたします。

後半、まず防犯灯の件でいづろ協議するのかというようなご質問だったと思いますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、この事業の一連につきましては、単独事業としてやるのはなかなか困難でございまして、国土交通省が所管いたします社会資本整備総合交付金を活用してやろうとしておりますので、今現在、行政内部で近々の課題として計画をまとめている段階でございます。そして、計画がある程度まとまりました段階で、議会にも説明させていただいて国土交通省へ認可を出すというような感じを持っております。

したがいまして、協議をさせていただく時間というのは、そんなにかからないというように思います。協議そのものは今年度あるいは来年度ぐらいには出させてもらえるのかなというように思います。ただ、OKが出まして事業につきましてはちょっと若干の時間もかかるかなというように認識はいたしております。

それともう1点、せっかくインターをつくるのだから、インターの一角あるいはまちおこし等をどう考えているのかという話でございますが、昨年度、インター周辺活性化協議会を結成いたしまして、それぞれ地元自治会あるいは商工会等々の方々に県大のゼミを含めまして検討協議会を開いていただきまして、昨年度末に一定の方向性ができましたので、全員協議会の場でも説明をさせていただきました。

それはあくまでも、インターを核としたものでございますので、それ以外に先ほど言いましたような社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、インターを下りた方を愛知川まで誘導する策、それぞれの点的にこういうようなところがありますよ、あるいはこういうところがありますよというような感じの整備をしていきたい。

それと合わせまして、今検討いたしておりますまちじゅうミュージアム構想がございまして、まちじゅうミュージアム構想というのは、屋根のある博物館で、それぞれの地域資源を紹介する各施設を設けまして、そこから発信していくというようなものでございますので、先ほど答弁いたしました街道交流館も1つの「核」施設になろうかと思っておりますので、街道交流館が整備できましたあかつきには、その各施設にいろいろな地域データ、地域資源のデータをそこに整備いたしまして、愛荘町を訪れる方々に一旦そこに立ち寄りいただいて愛荘町の中をよく知っていただいて、そこにいらしていただくというような形のまちおこしと言いますか、活性化を図っていききたいというように思っております。

それと、愛荘町そのもので農作物あるいはとれるものを、付加価値をつけてなんとかできないかということで周辺活性化協議会で出させていただきましたインターの活性化策の中に、1つの建物を建てまして、そこでやる計画を持っております。そういった中でそういった付加価値の付いた農作物等を販売あるいは提供できるような施設にならないかということを検討もさせていただいている次第です。以上です。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君の一般質問は終わりました。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)次に15番、本田秀樹君。

〔15番本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問に入る前に再度、理事者側に言っておきます。一般質問の通知書と、また全文を提出していますので、すべての項目について答弁をいただきたいと思っております。

それでは、1点目の愛荘町の工作物についてお伺いをいたします。

建築基準法の法律は、建築物の敷地・構造・設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命・健康および財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的といたします。町長も今日まで公共施設の建築にあたり、建築基準法の理解をされていると思います。建築確認は、建築物の計画が建築基準法やその他の関連法令の基準に適合しているかを確認することでありまして、

そこで、町長にお伺いいたしますが、3年前になると思いますが、川久保地先に工作物を建築されました。新幹線からよく見えます。これは何処(愛荘町)という看板を設置されました。看板の設置は届け出をされていると思

が、建築基準法では高さが4mを超える広告塔・広告板・装飾塔・記念塔、その他これらに類するものは建築確認が必要であります。

私は現地の確認をいたしました、看板は6mはあると思います。公共施設でありますから、当然に建築確認をとっていると思いますが、どのような手続きを行い、建築確認を取得されたのか、町長に答弁を求めます。

次に、愛荘町職員の職の設置に関する規則についてお伺いいたします。

趣旨として、第1条この規則は地方自治法第172条第1項の吏員および他の職員で、愛荘町職員定数条例第1条中、町長の事務部局の職員の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとあります。

職の設置については、第2条職員を事務職員、技術職員、その他の職員に区別し、次にあげる職を置くとあります。

現行、事務職だけで主監を筆頭に課長・参事から主事補まで9種類の職があります。

当町のような小さな組織で、これだけの職種が必要なのか、町長にお伺いをいたします。

また、住民の声を聞くと、これだけの職種が多いと非常にわかり難いという声を聞きます。その中で、平成23年度の人事では、新しく理事というポストができました。議会に何の報告もなく、行政の一方的な規則の改正を行い、新しい理事ができたことについては大変遺憾であります。今回はなぜ理事の職を設置したのか、町長に答弁を求めます。

主監の職を設けた理由について、町長に答弁を求めます。

職員の制服についてお伺いをいたします。制服の意義・機能を設けるもっとも重要な目的は、組織内部の人間と組織外部の人間、組織内の序列・機能・所属などを明確に区別できるようにすることです。また、同じ制服を着ている者同士の連帯感を強めたり、自尊心や規則あるいは忠誠心を高める効果が期待されます。

制服には、その職務にあった機能が求められます。特定の作業用に機能性を重視して規定された服は作業服と呼ばれ、制服と区別されていることもあります。民間の企業によっては作業服を業務において、常に着用する服装とし、作業服を制服と位置づけることもあります。

現在の公務員では自衛官・警察官・消防吏員・海上保安官など、民間企業では鉄道員・警備員などは、業務上の観点から制服の着用が重視されております。旧町の愛知川町時代には、職員はブレザーを着用されておりましたので、すぐに役場の職員だと住民はわかりました。現在は、スーツの着用や作業服の着用で、職員がばらばらの服を着ているので、役場の職員だとわからないという住民の声を聞きます。

近隣の市町では最低でも、上着は町の名前の入った制服の着用をされており、職員と住民・業者の区別がわかりやすいと聞きます。愛荘町の課では作業服を着用されていますが、統一されていなくて業者だと勘違いをするという住民の声も聞きます。

そこで、愛荘町の制服の統一を考えがあるのか、町長に答弁を求めます。

公用車についてお伺いいたします。

愛荘町は、現在公用車を71台持っておられます。公用車の内訳は、消防車8台・バス3台・子どもパトロール2台・幼稚園バス2台・給食保冷車2台・スクールバス1台・社会福祉協議会に委託車として4台・リース車4台、そのうち45台を職員が使用しております。

平成23年4月1日現在で正職員の人数は173名になります。職員の数から見てみると3.8人に公用車が与えられている計算になります。これだけの公用車がどの課に何台所有されているのか、町長に答弁を求めます。また、本当にこれだけの公用車が必要だと考えているのか、町長に答弁を求めます。

最後になりますが、都市公園についてお伺いいたします。

合併前に、旧東部公園地域は、都市公園として都市計画決定され、現在は給食センター建設用地として活用するために都市計画審議会の決定により、用地部分を都市公園区域から除外されました。給食センターも工事着手され、平成23年度は一部を都市公園施設として、多目的グラウンドの工事に着工される予定になっております。

そこで、お伺いいたしますが、給食センター建設用地に調整池、また多目的グラウンドにも調整池が必要だということ、全員協議会で報告がありました。給食センターに建設用地に調整池が1ヵ所12142、多目的グラウンドにも調整池が858021ヵ所が必要になっておりますが、都市公園には調整池ばかりで本当の公園になっていないのが現状だと考えます。残りの用地については、約1haが残っていますが、また工事を着手することで調整池が必要になってきます。

なぜ、このように調整池が多くとられる状況になったのか、教育長に答弁を求めます。

調整池が必要なことは理解できますが、4haのうち約1haが調整池になっております。町民が提供した土地が、本来ならば公園用地として利用されることを望んでいますが、工事が完了し、できあがったところを見れば、町民は調整池ばかりで公園としての利用面積が少ないと感じることだと思います。

多目的グラウンドは、仮の調整池だと聞いておりますが、なぜ仮の調整池となったのか。また、公園として利用するにあたり、いつ頃に公園利用ができるのか。将来は公園にすることにより、工事が着手されますが、調整池が無駄な工事をかけたことになりませんが、教育長に工事が無駄だと感じなかったのか、答弁を求めます。

本来ならば、全体計画を立てていれば、調整池も1ヵ所で済むわけであります。計画を立てる段階でわからなかったのか、無駄な調整池だと思わなかったのか、教育長に答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、本田議員のご質問にお答えいたします。

本田議員が建築確認にとっては大変精通をされておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

それでは、その工作物についてのお答えでございますけれども、平成20年度の川久保地先に設置いたしましたPR看板につきましては、滋賀県屋外広告物条例の規定によりまして、通知を行うとともに、道路占用の許可を得ているところでありますが、ご指摘の建築確認につきましては提出をしておりませんでした。これは建築基準法に定める建築物・土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するものに該当せず、建築確認を要するものの認識はまったくありませんでした。

今般のご指摘を受け、はじめて確認いたしましたところ、同法の88条工作物への準用において広告物が規定されておりまして、建築基準法施行令第138条に基準が定められ、それに該当することが判明いたしました次第であります。このことから、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書というのがございますが、それを早急に提出するよう指示したところであります。

今回の建築確認にかかる未申請事案に対し、深く陳謝をいたしますとともに、庁内各課には再度関係法令を熟知し、業務執行にあたり、チェック機能を確認するよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、職員の職の設置でございますが、本町の職員の職につきましては、愛荘町職員の職の設置に関する規則において、職員を事務職員・技術職員・その他の職員に区分し、規則第3条でそれぞれの職の職務を定めているところであります。

社会経済情勢の変化により、行政需要も複雑多様化・高度化するとともに、専門的な知識が必要となっております。地方分権時代に応じた行政運営に図るため、公正で民主的な行政サービスの展開をめざして、組織体制や所掌事務に応じた職員を配置いたしております。

理事の職の設置でございますが、相次ぐ職員の不祥事を防止するため、コンプライアンス対策の強化を図るとともに、町総合計画に基づく大規模プロジェクト事業等を横断的かつ総合的に推進し、併せて組織の機能化を図る必要があるため、理事を設置したところであります。

また、主監の職につきましては、関連部門ごとの連携・調整など迅速な組織体制の強化や多様化する行政課題に対

応するために、合併当初より設置したものであります。職の設置により、職員総数をけっして増やすことなく、全職員が管理職のつもりで責任と自覚を持って職務に精励できることを期待いたしております。

ご承知のとおり、規則の制定は、地方自治法の規定により、普通地方公共団体の長は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができることと定められておまして、これについては町長の専権事項とし、本年3月31日付けで規則を改正し、理事の設置を行ったものであります。

小さな組織でありまして、むしろ限られた少数の職員でありますがために、それぞれ有している能力を引き出し、やる気、すなわちモチベーションを高め、能力に応じた処遇を図ることによって組織の活力を高めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

職員の制服についてですが、事務服はそれぞれ旧町において、福利厚生事業として職員に貸与されていた経緯があります。また、作業服につきましても、事業課部門の所属課に配属になった場合のみ、町から貸与されておりました。

しかし、それぞれ旧町において、行財政運営の見直しにより、職員の制服および作業服にかかる費用については、個人貸与にかかるものであるため、相当以前に廃止をいたしております。現在、執務中における服装としては、男性職員については、スーツ・ワイシャツ・ネクタイ姿、女性職員については、華美にならないよう清楚な服装での勤務をいたしておりますが、事業現場等の業務にあたる職員については、業務遂行に応じた作業服などの着用を認めているところであります。

一方、民間企業におきましても、経済環境が悪化する中、コスト削減や業務形態の多様化によって制服を廃止する傾向にあると聞いております。

地球規模での省エネルギーの推進ならびに地球温暖化防止対策に取り組むため、毎年夏には庁舎内の室内温度を28℃に設定するほか、軽装で勤務するクール・ビズ(夏のエコスタイル)を実施いたしております。すでに、国の官庁や各地のクール・ビズの様子が伝えられておりますが、ポロシャツ・アロハ・ジーンズありで、この夏は職員が機能とセンスを工夫するものと期待しております。地元の麻のシャツを広く売り込むよい機会だと思っている次第であります。

このような中、職員の制服の制定は、経費削減の観点からも考えておりませんが、職員の自覚のもと、服務規律の遵守に努めてまいりたいと考えております。

次に、公用車でございますが、公用車のうち、バス・消防車両など特定の業務以外で職員が利用しております公用車は45台あり、配置については一般業務用として、つらっと申し上げます。政策調整室、人権政策課、環境対策課、子ども支援課、秦荘サービス室、教育委員会庶務課、学校教育課、生涯学習課、文化政策課、長塚・川久保・山川原各地域総合センター、つくし保育園、愛知川公民館、秦荘公民館、愛知川図書館、秦荘図書館に各1台、管理課4台は課に1台、町長公用車、10人乗り乗用車、リフト車を配置しております。

また、特定業務用といたしまして、税務課に徴収業務用、家屋評価・土地の現況調査用に2台、総務課に清掃ダンプと両庁舎各施設の文書配布用に2台、福祉課に介護保険訪問調査・認定用に3台、地域包括支援センターは要支援のケース訪問用に3台、健康推進課は乳幼児・要保護者・精神・発達相談の巡回用に2台、建設・下水道課は除雪車・トラック2台と、官民境界・開発・道路・河川・下水道工事現場用に3台、農林商工課はトラックと土地改良・山林・転作確認用に2台、歴史博物館は荷物運搬車両と業務用に2台を配置しております。以上、一般用特定車両合わせて45台であります。

行政需要の拡大とともに、住民の方への訪問や各所掌事務事業の推進において、関係機関ならびに関係者との連絡調整など円滑な業務遂行と迅速な行政サービスを図るために、業務内容に応じて必要最低限の配置をいたしているものであり、今後とも使用状況や用途に応じた台数など、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。



以上です。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)本田議員の調整池についての質問にお答えをいたします。

給食センターの建設用地は、都市計画審議会の決定により、平成21年8月、旧東部地域公園としての都市計画区域から除外し、確保したものであります。公園施設とは別の考えで整備を進めているものでございます。

したがいまして、県の都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準に基づき、給食センター用地7,5002に見合う調整池として1872の用地に206立方メートル容量の調整池を加えまして、敷地の東・北・西の三方を取り囲むように緑地帯を設け、このゾーンも調整池として活用すべく1,027平方メートル・244立方メートルの容量を確保しているところであります。

公園用地として確保できている約3.5haにつきましては、ご承知のとおり、そのうち1.5haを先行して(仮称)多目的グラウンドとして、今年度整備を進め、残る2haの部分については、先ほど副町長が森議員の質問に答弁をさせていただきましたように、社会資本整備交付金を活用して整備計画を立てているものでありまして、具体的な計画は未定でございます。

したがいまして、今年度整備の多目的グラウンドにかかる調整池は、仮調整池として、できるだけ経費をかけない手法で素掘りとしているものでございます。今後、公園の全体計画の中で、開発面積に応じ、調整池の規模・構造・排水断面等を決定し、仮調整池として利用しつつ、本格的な調整池を整備していくこととなります。よって、多目的グラウンドを先行して整備し、新年度から供用開始するには仮調整池としての整備はやむを得ないものと考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再質問する前に、町長に言うておきます。一般質問の前に、私は一般質問の通告書も出している、そして通告書の中は質問事項、質問の趣旨を提出し、全文も提出しているわけなのです。今答弁で抜けている部分があったのですよ、私の質問に対してね、私たち議員は、自分で一般質問を現地確認をし、足を運んで、いろいろな調査をして、一般質問をしているわけです。町長は読み上げているだけと違いますか。私も広報委員会にいましたので、一般質問の集約をしているときには議員の一般質問と、理事者側の答弁書をいただいた、それを議会報告していたので、内容はわかっているのです。なぜ、できないのですか。あなたが考えていないからでしょう。これ、誰が考えたのですか、私の答弁。先、それから答弁をやりたい。それ再質問ではないですよ。

○議長(辰己 保君)抜けている部分があるのですか。

○15番(本田秀樹君)ありますよ。

○議長(辰己 保君)それを言うてください。

○15番(本田秀樹君)また、言います。職員の職の設置に関する規則についてですね、当町の、このような小さな組織でこれだけの職種が必要だったのかと聞いているわけです。

それと、公用車、本当にこれだけの公用車が必要だったのかと、必要であるのかと聞いているわけですよ。

それと、教育長のほうにも調整池が無駄であったのか、なかったのか。早よ聞いたら答弁を願いたいのです。あやふやな、誰が考えたのですか、これ。担当課。先、それからでないは無理ですね。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。再開は30分からです。

休憩午前10時18分

再開午前10時30分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再質問を行います。

まず最初に、愛荘町の工作物について再質問を行います。今ほどの答弁の中では、建築確認をとっていないということは明確になりました。そして、道路の許認可をとっているのだということですが、担当は農林建設主監になるのですか。道路の許可をとったのはいつなのか。今ほど、平成20年に川久保地先の看板を設置をされたということであれば、平成20年度に道路の占用許可、許可認可をとっているはずですので、それをここで提出して見せていただきたい、このように思っております。

次に当時の政策調整室長にお聞きします。当時は誰か忘れましたが、村西室長ですね。入札の方法、そして入札の金額、施工業者等を教えていただきたいと思います。

私は昨日も現地を確認してきました。高さは一般質問では6mとなっておりますが、7mの看板であります。基礎は簡易的な基礎、若干傾いているのではないかというような看板です。

そして、町長にお伺いしますが、そこで看板を設置した経済効果というのは、どのような経済効果があったのか、お伺いいたします。

それでは12月の議会で、町長から同意8号の愛荘町職員懲戒審査委員会の委員の同意を求めることを提出されました。

○町長(村西俊雄君)何ですって。

○15番(本田秀樹君)職員審査審査委員会の選任につき同意を求めることを提出されましたよね。

○町長(村西俊雄君)ああ、委員選任の。

○15番(本田秀樹君)そのときについてですね、町長がこのように答弁を述べているわけですよ。一昨年の秦荘中学校柔道部の事故以来、住宅リフォーム補助金の不正受給、防犯自治会愛荘支部の資金の一時流用、今般の建築確認不申請と相次ぐ不祥事を招きまして、住民の皆さんの信頼を損ねましたことに対し、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。私たちは、皆さんの信託を受けた全体の奉仕者として、町民の皆さんの信頼を裏切るようなことがあってはならない立場にありながら、このような事態を引き起こしたことを重ねてお詫び申し上げますと、また、住民の皆さんとともに新しいまちづくりに燃え、組織が一丸となって日夜寝食を忘れ取り組んでいたところでありましたが、ようやく立体的な町の骨格が見えてきたところだという答弁です。憶えているでしょう、町長。

○町長(村西俊雄君)ああ、そういうのはありました。それは。

○15番(本田秀樹君)そのときにも、議会から町長宛てに全議員が決議文を出したわけですよ。16名全員ですよ、議長除いて15名でしたか。そのときでも決議書で厳しく町長に対して訴えてまいりました。

それが何ですか、これ、今の答弁。わからなかったではすまないでしょう。不祥事をして、今何人辞めました。1人は降格、1人は辞めました。職員はいくらけれども、謝って済む問題ではないでしょう、町長。陳謝しますと、違います。私のことを言いましたけれども、私はこれを勉強して建築確認がわかるのですよ。どう責任を取るのですか、あなたは。町の代表ですよ、民間では社長、社長自体がそんなことをしているのですよ。建築確認もとらず、それで辞めた職員いるでしょう。それと一緒に、あなたは。

竹中議員が12月に動議を出したときも、このように言っていますよ。大変に遺憾だと、法律をきちんと守る、そして住民の皆さんに真に伝えていくなだと。なっていないじゃないですか。その場しのぎですか。丸坊主しました。あなたはパフォーマンスですよ。これは重大な問題ですよ。町のトップが、あなたが、したいということでしたんです、あれは看板は、わかるはずですよ、あれだけ大きな看板、どのように責任をとるのか、お伺いいたします。

次に、愛荘町の職の設置に関する規定について、再質問を行います。当時は、合併協議会で旧の秦荘町と愛知川町が合併し、各課の課長が置かれたのですが、そのために主監を置くような話になったと思いますが、間違ってい

はすみませんが、そのよつはしとにと思ひます。

まず、本当に、この理事ですね、コンプライアンスのために、本当に必要だったのか。今の体制のままで、なぜできなかったのか。昨日の全員協議会でも50人の管理の者がいるのだと、170人余りの中で50人ですよ、管理職は。約3分の1弱、これだけの管理者は本当に必要だと思いますか、町長。

以前は環境対策課の方には主監を置いておりました。今回の人事は主監がなくなっている。主監を置いたり置かなかったりする人事、これまいかかなものかと思ひます。

町長の権限であろうが、法のぎりぎりであろうが、住民さんがそのように難しいのだと言っているのです。なぜ理事を置くのか、そこは。コンプライアンスのためじゃない、法令遵守のためじゃないでしょう。下からあがってくる、年齢がくる、管理職にしなければいけない。そのポストだけの主監ではないのですか。そのように住民さんも言っているのですよ。従来の課に戻して、うちは町ですよ。市だったらわかります。大きくて、部もたくさんいるでしょう。たくさんの部下もいると思ひれます。少ないところは少なく、課で、課長で十分じゃないのですか。住民さんの声はそういう声なのです。私たち議員は住民の代弁者として町長に答えているわけです。これは住民の声なのです。私の声かもわかりませんが、住民の声を書いているので、ちゃんとした答弁をいただきたいと思ひます。

次に、職員の制服について再質問を行います。まず、経費削減のために作業服の実施はしないという答弁があったと思ひますが、本来は住民サービスとは何ですか。よその市町を見ていただいたでしょうか。実は作業服に、その町の名前とか市の書かれた作業服を着ているのですよ。今、現況を見てください。どのような作業服を着ておられますか。てんでんばらばらですよ。それが悪いとは言いませんよ。統一すればわかりやすいです。別にブレザーにこだわられません。作業服だけでもいいと思ひます。愛荘町という作業服を着れば、ああ職員かなとすぐわかるでしょう。隣の豊郷町でも着ています。彦根市も着ています。それが経費の削減対策、ではおかしいでしょう。町長、各課を見て、作業服を着ている人を見てどう思ひますか、ばらばらのを着て、それについても答弁を願ひます。

都市公園について再質問を行います。先日、地元川久保自治会の方に地元説明が多目的グラウンド建設にあたり、説明があったと思ひます。地元でどのような説明をされ、調整池の、多目的グラウンドの建設について理解をされたのか、お聞きしたいと思ひます。

4haのうち1haが調整池ですよ。教育長、無駄だと思ひませんか。池ばかりで、また仮の池でしょう、調整池が仮の池でも、簡易型のフェンスをするわけでしょう。そこにまずお金がかかる、素掘りですれば草も生える、誰が管理するのですか。草ボウボウの調整池を。また、給食センター南側にも1ha残っております。そこにも調整池が必要なのでしょう。そんな無駄な調整池ばかりつくって、どうするのですか。どこの都市公園を見ても、そんなに調整池ばかりつくっている公園はないですよ。

また、改修するならば、ほんちゃんとして土を埋めなければならない。フェンスも撤去しなければならない。それ無駄なんですよ、本当に、無駄だと感じませんか、町長も。

1つにくればいいのですよ。いずれか全協のときに、給食センター南側にテニスコートがあったんです。いつのまにか消えた、最終は、今の多目的グラウンドは図面しかあがってこない。そこに調整池が8,000平方メートル、多目的グラウンドと管理棟と道路合わせて、アーチェリー場合わせて1万4,880平方メートル、調整池が8,580平方メートル、合計23,460平方メートル、3分の1が調整池ですよ、土地を提供した人が調整池のために提供したわけではないのですよ。行き当たりばったりの計画でやっているのじゃないですか。そのことについて答弁を願ひます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、本田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず最初に、答弁漏れがあるということをおっしゃいましたけれども、全部私はお答えしたつもりであります。何か職種の問題についてとか、公用車の必要性の問題について答えがないとおっしゃっているのですけれども、私はこれだけの職種が必要だからこそ、あのようにならせたものであって、最初に結論を申し上げてから理由を申し

上げてもいいのですけれども、これはそういう意味で、ちゃんと答弁を、職種はこれだけ必要だということで答弁をさせていただきます。

それと、公用車の必要性についても、これだけの公用車がいるからこそ、各課の配置状況も述べさせていただいて、そしてこれを質的効率的に執行するということで公用車の必要性というものを認めてそれを答弁させていただいたものであって、その他について答えてないというわけでは決してございません。

それから、工作物で経済効果、看板の経済効果につきましては、数的にはわかりませんが、けっこう内外から反響がありました。会議等で東京に行ったら、ある会議で、これは倉敷の市長さんでしたけれども、何かの会議でまた一緒にあって、市長さんから私に、「私、東京に行く時にあれをいつも見せていただいていますよ」というようなお言葉もありましたし、ある、これは東京の若い女性だったと思いますが、メールで、アンパンマン見ましたと、改めて愛荘町というのほどこにあるのかなというのを地図で確認いたしました、まあがんばってくださいというようなメールもいただきました。

けっこう見ていただいている、やはり、イメージアップというのは、愛荘町というのは合併した町であるからこそ、非常に知っている人が少ない。県民の中でも浸透していない。6年目に入りましたからだいぶ知っていただきましたが、非常にイメージが少ない。そういった中で、これから若い人たちに、ここに載っている町、都会に出かけても、愛荘町、滋賀県のあそこを通ると看板があるなどと言ってもらえる、そしてそういう誇りをもってもらえる町、また企業誘致一つにしても、まあなかなかうまいこといきませんが、この愛荘町という町は新幹線の沿線にある町だなという町の名前を知ってもらうということもいろいろなところで大変大事な事かなというふうに思っているところであります。この設置について、大変私も建築確認がいるということはまったく知りませんでした。それですまないわけでありましてけれども、このことについては、すばやく、その法的措置をきちんとしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、管理職の問題ですけれども、3分の1、50人、私は職員は一人ひとりが町長であり、一人ひとりが管理職やと、それぐらいの気持ちで仕事をしてもらいたいなと思っています。みんな課長のつもり、そして、町長のもつり対住民の皆さんにもきちんと説明をし、理解を求めます。そういうことが非常に大事かなというふうに思っております、職の設置というのは、やはりこれからもがんばってやってもらう切磋琢磨しながら、そして住民サービスを向上する、そのためには絶対必要だと私は思っているところであります。

それから、作業服については、おっしゃるとおり、銘々に、てんでんばらばらの作業服を着ています。私も現場に行ったりよくするのですけれども、家にある今までの作業服を着て現場へ入ることは度々でございますが、これについてはスーツなどの制服はまったく考えていませんけれども、愛荘町という合併した町名が入った、新しい町の名前が入った作業服、これについては検討の必要があるかなというふうには感じているところでございます。どれぐらいの費用がいるのか、百数十人おりますので、そんなことで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

工作物に問題については、私の責任としてはきちんとして法的対応を整備して、そして皆さん方にもこのことをきちんと説明して理解を求めることが大事かなというふうに思っているところでございます。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)再質問にお答えをさせていただきます。

最初、答弁漏れというご指摘のことにつきましては、先ほどさせていただきました最後に、「仮調整池としての整備はやむを得ないものと考えております」という言葉の結びをさせていただいて、そういうことに答弁をさせていただいたと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

再質問の中で、公園全体のことについてお尋ねでありましたが、教育委員会が所管しております多目的グラウンドということで答弁をさせていただきたいと思っております。多目的グラウンド、そのことにつきましてもご存知だと思いますが、都市計画法に基づいて開発行為に関する技術基準というものが県下で出されております。その中で、施設設

備、それぞれに調整池を設けるということを重視しておられまして、それによって給食センターにつきましては、公園から除外されたものとしてそこに設置をし、また多目的グラウンドとしては多目的グラウンドとしての調整池を必要とし、また許容量というもので、あの施設全体の雨水の排水、そういったことを踏まえて、あれだけの調整池を整備させていただいたというところで、ご指摘いただいているようにフェンスをしてということ、万一それなりの降水量がありますと、一時貯水するわけですので、水たまりができて、子どもたちがそこで遊んで何かの予期しないできごとが起こって、子どもたちの命に関わるものがあってはいけないということでフェンスを設置させていただいておりますし、また、草の問題もご指摘いただきましたが、これは町と相談しながら、早々等々やっていきたいなと、このように思っております。

また、川久保の自治会の方にどんな説明をということにつきましては、次長の方で答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)次長。

○教育次長(村西作雄君)失礼いたします。今ほど本田議員の方から私の前職の時代についてのご質問もございましたので、先に看板についての答弁と、そして、地元川久保自治会での説明の状況について、合わせてお答えをしたいと思います。

まず、例のPR看板でございますが、入札の方法としては、町内にそういった看板を施工する業者が1社ということもございまして、特命随契で発注をした記憶がございます。また、その金額でございますが、税込み249万3,750円でございます。施工者は松尾寺の株式会社マルハシでございます。なお、経済効果につきましては、先ほど町長が答弁しましたので割愛をさせていただきます。

次に、調整池の関係、説明に寄せていただきましたのは、私どもが今年度計画しております多目的グラウンドについての地元についての説明というようなことで寄せていただきました。

その中で、多目的グラウンドにつきましては一部意見もいただきましたが、最終的にこのような形で施工させていただくということで了解をいただきました。ただ、本田議員もご心配いただいておりますように、今南側の土地を仮調整池として、約8,000平方メートル、8,500平方メートルだと思っておりますというようなことで、この土地を調整池ということですと残してもらってはというようなご意見もいただきました。

私どもの説明としましては、先の森議員の質問にも副町長が社会資本整備の交付金を活用して5ヵ年をかけて整備をしていくというのを、愛知川宿のお話をされましたけれども、その中に給食センターの南側の土地、そして今現在の仮の調整池、合わせまして約2haでございますけれども、これについては全体としての公園整備をその社会資本の中でしていくというようなことで、その中で調整池のあり方につきましても全体的な計画の中で検討させてもらおうと、具体的には、例えば、ふれあいスポーツ公園では駐車場を調整池として活用もされておりますし、また、冒頭教育長が答弁いたしました給食センターにつきましては、一部180平方メートル余りの面積に本格的な調整池と、合わせてその建物の周りに植栽、植樹帯を設けまして、それも調整池として活用していくんだという答弁をさせてもらったと思うのですが、そういった形で、できるだけその今の仮調整池を有効利用する中で、工事が後戻りしないような形で調整池の計算をした中で、公園の全体の計画のもとに今利用していく、整備をしていくというような形でご説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)再質問の中の道路占用許可を得ているということで、時期についてはいつ頃かという質問でございますけれども、平成23年の3月14日付けで申請をいただいておりますし、その3月18日に許可をしております。以上です。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)東部公園の計画性の問題で最後ご質問されたと思うのですが、今の現状を見ましたときに、給食センターができ、多目的グラウンドができ、あとは何もないということですね、場当たり式と言われるのは、まあご指摘のとおりだと思います。

しかしながら、もともと給食センターにつきましても、都市計画審議会でもって抜いていただいたときに、もう計画まできていた。しかしながら、あの残りの土地をなんだかの形で早いこと公園整備をしないということで、我々一生懸命で充当財源を探してまいりました。

その過程において、給食センターを設計発注しているときに、アーチェリー場の移転の話が出てまいりました。アーチェリー場の移転の話の中でご唱和いただける、また別途補助金がいただけるということで、また先行してそれをしようじゃないかということで計画しました。

しかし、そういう点で、旧のまちづくり交付金なんですけど、その話につき合わせては、まだ活用ということは全然できておりませんでした。やはり、先ほども社会資本整備のなかでご説明申し上げましたけれども、一定の面的線的な計画がいるということで、そこだけを点的整備するということは不可欠でございましたので、当然大きく面的な整備をするうえにおいては、そこも当然取り入れるべきということで思っておりましたので、まずは多目的グラウンドを先行させていただきました。

そして、もともとあれだけの大きい調整池がいるということは、申し訳ございませんが、なかなか認識もなかったです。しかしながら、全体を開発したあかつきにはいるということは、思っておりました。それが今、当然多目的グラウンドを整備するのですから、やはり開発指導要項の中で調整池が必要だと言われれば、それはやはり町の指導としては、他にもやっておりますので、民間開発にはそういう指導も行っておりますので、していかなあかんということで、現在の土を移動さす程度で何とか調整池をクリアしようと、そして、昨年というか、昨年度の後半から社会資本整備でもって東部公園をなんとかしていこうという実は気運も高まってまいりましたので、それでは最終的に今整備してまず多目的公園、それと調整池、それと残りの東部公園の残地部分も含めて一括した調整池を考えようということで、今作業をしているところでございます。

それで、その調整池をそのまま、もう少し少なくして、深く掘り下げて調整池を確定するのか、あるいは現在川久保の字の方に排水があるのですけれども、その断面を広げて、直接宇曾川へ落とすようなことがいいのか、そこら辺を比較検討しながら、何らかの形で手戻りのないように現状の調整池を使ってやれるような形で、総合的に今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思うのですが、いずれにしても、とにかく東部公園を一日も早い状態で空地というか、遊休地を残したくないという方向で進めてまいりましたので、その点については、少し手戻りになった点もあるかと思いますが、ご理解をいただきたいというように思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。

今ほどの答弁の中で、当時の政策調整室長からの答弁をいただきました。町内の看板屋さんで、特命発注方法、はじめて聞いたことばです。1業者しかいていなくても、今まで入札いろいろな町内、町外という入札の方法をとっているのですよ。これ、消費税込みで249万3,750円、これ予算額250万円と違いましたか、おかしいところありませんか。こんな予算のめいばいのこんな金額、何かあったのですか、看板屋さん。これ予算から何千円しか残っていません。6,250円。こんな発注方法があるのですか。普通は見積もりをとりますよね、あい見積も。なんで従来どおりの入札の方法をしないのですか、これはおかしいですよ、これこそ、言葉悪いですけども。マルハシ看板さん、看板屋さんは何も言いません。看板屋さんには構造計算ができないのです。見に行きましたか。あんなに高い看板、風が吹いて倒れたらどうするのですか。構造計算もできていない。基礎の支附力もできていない。風力計算もできていない。そんな看板が立っているのですよ。わからなかったから、法に則ってやるんだと、そんな馬鹿なことはないですよ、町長。許認可をとっているのどうのこうの、平成23年の3月14日に申請があったのだと。これはなんですか。

もっと早くわかるでしょう、こんなの、町道ですよ。ねえ、町長は何をしてもいいのですか。この金額も聞いてどう思いますか、町長。特命発注方法、新しい入札の方法ですね。ええ、やりたい放題と違いますか、こんなこと、いつからできたのですか、この特命発注方法というのを、議会は何も聞いていませんよ、一言も言いましたか、この入札方法。それと、町長、反省の色がありませんね、言っておきますけれども、建築確認の申請をしていないのも。職員がしたときこは、いろいろな処罰があったわけです。自分がしたときこは法的におってやります。そんな馬鹿なことないでしょう。みんなが責任をとっているけれども、何だかの責任を、責任を取るのが当たり前じゃないですか、町長。違いますか。再質問として、そこも聞いていたのですよ、どう責任をとるのだと。職員のときこは、3役が給料の減額、これもされました。陳謝しまして丸坊主にしますと、しました。次はなんですか、何をされるのですか。これは町民の裏切りですよ。町自体がそんなことをしているのですよ、今度は個人じゃないのですよ。あなたがしたのだから、あの看板をPRするのだと、そのために予算をあげてきたのです、当時町長は。ちゃんとした答えを出してください。町民にも言えませんよ、そんなこと。ほかの職員は処罰して自分はもう謝ってすむんだと、そんな話じゃないでしょう。はっきりした答えを出してもらわないと困ります。あやふやな答弁しか聞こえないのです。謝ったらすむ、陳謝しますと、そんなのではだめです。

時間があまりないので、調整池について再度聞いておきます。副町長からの東部公園についての説明は理解できませんが、計画性がないとしか考えられないですね。給食センターに1つ、また多目的グラウンドに1つ、残った分また調整池、全体とくくってすればいいと思うのです。議員活用したら、これはありがたいよ。町民さんはそんなこと知らないですよ。公園できましたよ、多目的できましたよ、なんや池と違うかと。フェンスがまってあるのは、何で公園の芝をしてくれないのだと、そういう声が聞こえるのじゃないのですか。だから、それを無駄だと言うのです。あなた方は自分の金じゃないから何でもできるのですよ。自分がやるのだったら、もっと計画性を立てるでしょう。自分が2億円出すのだったら、町民の血税でやっているのですよ、わかっていますか。

○町長(村西俊雄君)時間が。

○15番(本田秀樹君)そんなの時間関係ないわあ。

○議長(辰己 保君)本田君、発言、言葉が悪いです。

○15番(本田秀樹君)何で、町長が時間を気にするのですか。

○町長(村西俊雄君)ルールがあるでしょう。

○15番(本田秀樹君)それは、議長が言うので、それが何ですか。

○議長(辰己 保君)続けてください。

○15番(本田秀樹君)何なのですか、今の態度も。3回30分で終わればいいんだという答弁でまないのですよ。これは重大問題ですよ。軽く考えているかわかりませんが、町長。同じ話を繰り返しますけれども、ちゃんとした責任とる方法、答弁願います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)本田議員さん、行政やあるいは職に対して大変厳しい追及いただいているのは、これはきちんとして、あなた自身も問題あったでしょう。農地法の問題、農振法の問題。田んぼのまん中にあの建築確認されて……

○議長(辰己 保君)暫時休憩。

休憩午前11時07分

再開午前11時12分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)今までの経過、説明を……(以下略)



〇町長(村西作雄君)ノム式の場じ、途中じやややかハりましたけれど、セイは記録にとつくりと私の言つた本田議員さんの件については休憩前に発したことだから残していただきたいなというふうに思います。

責任の問題については、これはやっぱり間違つたことは間違つたとして副町長ともいろいろ相談をしていただいているものです。

〇議長(辰己 保君)副町長。

〇副町長(宇野一雄君)本田議員の再々質問の、いわゆる調整池の問題についてお答えいたします。本田議員ご指摘のとおり、3つの部分について事業は分かれたために調整池が無駄だという点につきましては、もうご指摘のとおりでございます、それに対する反論もいたしませんし、否めない事実でございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、今多目的グラウンドができて、そしてあとの残地部分につきましても方向性が見出てきましたので、多目的グラウンドと今後整備いたしますあそこの園地整備は一体的が当然いので、今後考えていきたいと思っておりますので、ちょうど多目的グラウンドの整備に北側の8,000平方メートルにあたる、いわゆる仮設の調整池的なものにつきましては、それを極力調整池に活用しながら、いわゆる今後出てくる水の一気、50年確立でございますので、それをいったいどのように処理するのか、いわゆる今の8,000平方メートルを若干下げて、それを舗装して全部駐車場に変えるとか、そういったことも視野に入れながら、費用対効果も考えて、今後計画をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〇議長(辰己 保君)教育次長。

〇教育次長(村西作雄君)お答えしたいと思っております。先ほど申しましたのは、特命随意契約をさせていただいたというようなことでございますけれども、この契約につきましては、もちろん現課だけで、勝手にさせていただくものではなくて、管理課なり、それぞれの部署の合議を得て発注見積もりを交わせていただいているというような経緯でございます。

その契約の伺いの中で、管理課からは看板類、金属看板の登録業者は町内で1社であるので、特命随契もやむを得ないという形で合議をいただいて発注したものでございます。それともう一つは、250万円の予算で250万円いっばい近くの契約であるのではないかというような疑問をいただいたようにございますけれども、確か私記憶していますに、この予算を見積もらさせていただくときに、参考見積もりというような形で予算要求のときに見積書の提出をいただいた記憶があります。それでは300万円を超えていたというような見積もりだったように思いますので、よろしくお願します。

〇議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君の一般質問をこれで終わります。

◇瀧すみ江君

〇議長(辰己 保君)続いて8番、瀧すみ江議員。8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

〇8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

愛荘町の防災計画の見直しについて質問します。

まずはじめに、東日本大震災で尊い命を奪われた皆さんにお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

東北地方を襲った大津波は、私たちが初めて目にする出来事でした。また、大地震と大津波は福島原子力発電所に甚大な被害をもたらし、今日まで原発は安全だとしてきた考えを根底から覆す大災を引き起こしています。特に福島原発の災害は、住む家がありながら、また生活の基盤である農地や畜産そして工場などを放置して、着の身着のまま避難しなければならないという、考えられない生活を一夜にして強いられる方々の思いがいかにばかりか、かつ自

治体という組織をも崩壊させられた事実であります。このような事実を私たちほとんどのよつに受け止めるべきかに向わ  
れてきています。

福島原発による放射線被害について詳細は省きますが、ただ放射線は風によって被害地域が大きく異なる。また、  
被害地域とされた30キロメートル以内の地域に大きな被害をもたらすということです。

愛荘町は福井原発から30キロメートル圏外だから安心とは言えないということです。また、放射線が湖西の山々に  
降れば、びわ湖の汚染は避けられないという事実です。だから、滋賀県の場合、放射線の被害を警戒区域・避難区  
域で線引きできるものではありません。びわ湖の水は県内の上水道・農業用水に活用しているだけでなく、京都・  
大阪の人たちの水がめであるということです。

このようなことを考え合わせると、原子力発電に大きく依存してきたエネルギー計画を見直すことが重要と考えま  
すが、町長の見解を求めておきます。

愛荘町は地域防災計画を立てていますが、災害対策基本法に基づき、毎年4月1日現在において、検討の必要が  
ある場合は、これを速やかに修正するとなっています。震災対策編と一般対策編の修正はもちろん、原発災害編を  
加えた町地域防災計画の作成が必要と考えますが、答弁を求めます。

次に、新学校給食センターについて質問します。

まず1点目は、熱源について質問します。新学校給食センターは、現在来年1月の開設に向けて工事が進められて  
います。当センターは、設計仕様がオール電化になっていますから、進捗の過程で熱源の見直しは難しいと考えま  
す。しかし、原発事故による計画停電や浜岡原発の廃炉などを考慮すると、オール電化の対応でよいのか考える必  
要があるのではないのでしょうか。進捗過程ではありますが、何らかの手立てを講じられる考えがあるのか、答弁を求  
めます。

2点目は、給食調理における委託業務についてです。現在、調理業務は、一般食は委託、アレルギー食は直営とい  
う変則業務の考えで当初予算が議決されました。この変則業務について、3月議会で私は視察に行った結果、ア  
レルギー食だけ直営は問題があること、調理全般を直営にした方が経費は安いことなど、数々の問題点を指摘してき  
ました。

私は3月議会以降に、改めて偽装請負について調査・研究を行いました。調理業務を委託するにあたっては、学校  
栄養職員の仕事を考えて見る必要があります。学校給食法には、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさど  
る職員は、栄養士の免許を有するもので、学校給食の実施に必要な知識もしくは経験を有するものでなければなら  
ないと定められています。

国で定められた学校栄養職員の職務内容の中に、学校給食における所要栄養量・食品構成表および献立を作成す  
ること。学校給食の調理・配食および施設設備などに関し、指導・助言を行うこと。調理従事員の衛生・施設設備の  
衛生および食品衛生の適正を期するため、日常の点検および指導、助言を行うこと。学校給食用物資の選定・購  
入・検収および保管に参画すること。学校給食の食事内容および児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な  
調査・研究を行うことがあります。このように学校栄養職員が学校給食の調理全体に対して直接責任を追うことが定  
められています。

ですから、調理を委託した場合も、委託会社に対し、学校栄養職員は調理・衛生に至るまで、日常の点検および指  
導・助言を行わなければなりません。主体者である町と学校栄養職員が給食の内容を充実させる責任があるし、そ  
のためには材料の切り方から調理手順や衛生管理などについて、委託会社に詳細に指導・助言しなければなりません。  
町側が委託会社の総括責任者に指導すれば、偽装請負とならないというのが教育委員会の言い分です。

請負契約となる条件が、法律上いくつか定められていて、その条件がすべて満たされなければ、派遣労働とみなさ  
れ偽装請負となります。その条件中の1つに業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うことがあります。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(37号告示)に関する疑義応答集では、「発注者

が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡し、そのとおりに作業を行わせてもいいのですか」との問いに対して、「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示、その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理することなどが重要です。したがって、発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序・方法などの指示を行ったり、請負労働者の配置・請負労働者一人ひとりへの仕事の割付等を決定したりすることは、請負労働者が自ら業務の遂行に関する指示その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることになります。また、こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容・順序・方法等に関して文書などで詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断されることになります」と答えています。

つまり、調理員に直接指示しなくても、委託会社の総括責任者への指導・助言も偽装請負になる可能性は高いのです。この場合、偽装請負にならないようにするには、献立だけを渡し、町側が一切指導・助言を行わなければ、法律に抵触することはありませんが、そのような丸投げ方式では、主体である町側の責任が問われることになります。

このようなことから、調理を委託することは、学校給食にはなじまないのです。また、委託と直営の混在する職場に偽装請負が起こりやすいのは一目瞭然です。これはほんの一例で、学べば学ぶほど、調理業務委託が偽装請負を生むケースが明らかになってきます。教育委員会が偽装請負という法律違反について、どのぐらいの知識を持っておられるのか、学校給食をどう考えているのか、机上だけの狭い視点で考えていないのか、その姿勢が問われています。

子どもたちの教育として、安全・安心な学校給食を提供する仕事が、教育委員会の責務であることを肝に銘じていただきたいと考えます。食育としての学校給食を町の責任において行おうとするならば、一般食調理を委託することは偽装請負に抵触することになると考えますが、これに対する教育長の見解を求めるとともに、調理の委託は学校給食業務になじまないことから一般食の委託をやめ、調理全般を直営にすることを求めますが、答弁をお願いします。次に、損害賠償請求行為請求事件について質問します。

平成17年6月24日の旧愛知川町における5本の下水道工事の入札をめぐる、愛荘町となった平成18年12月に、元愛知川町助役と業者による競売入札妨害罪・収賄罪・贈賄罪の刑事事件が発覚しました。

平成19年12月議会で愛荘町が原告となり、有罪となった元助役と3業者に対して損害賠償を求める民事訴訟を起こす議案が出されましたが、賛成7・反対8で否決されました。

当時、町民の皆さんは、理不尽な議会の態度に怒りを持ち、平成20年3月3日に町民302人が原告となり、業者間で談合していた5業者と、旧愛知川町長と助役などに対して、損害賠償額6,870万円を求める住民訴訟を大津地裁に起こしました。

平成22年7月1日、旧愛知川町長に対する訴えは却下、愛荘町は竹山建設株式会社・滋賀技建株式会社・株式会社アスカ・竹秀建設株式会社・株式会社安田組の5社と4名に対し、5,383万円を愛荘町に支払うよう請求せよなどの判決が言い渡されました。その後、竹秀建設株式会社と株式会社安田組が控訴し、大阪高裁で今年の3月25日、控訴人竹秀建設株式会社および株式会社安田組の各控訴を棄却するとの判決があり、4月9日に確定したことにより、5社の談合は確実となりました。

4月20日に行われた議員全員協議会で、行政ま下水道公共工事の業者談合への損害賠償請求裁判の判決確定後の請求について、町は請求額5,383万円プラス遅延損害金を、判決確定日4月9日から60日以内(期限は昨日ですが6月7日)に請求しなければならない。請求に対して支払わない場合は、町は訴訟を提起しなければならない。この場合、議会の議決は要しないと法律に基づいて説明しました。

以上、経過について申し上げましたが、今朝の新聞にも報道されておりましたが、5社4名に対し、どのような配分で請求を行ったのか、支払いの動きがあるのかについて、詳細な説明を求めます。

次に、町営住宅について2点質問します。

3月議会の予算特別委員会の時、私は冬、町営住宅の通路に雪が降って凍りつき大変危ないと入居者から聞いている、町営住宅は介護が必要なお年寄り、一人暮らしの障がい者の方もいらっしゃる、事故があってからでは遅いので、対策を考えてほしいと求めました。それから、数日後、町営住宅の入居者が雪の日に通路で滑ってけがをして救急車で運ばれたということをお聞きしました。そのような事故が2度もあったそうです。1点目に、3月に申し上げましたように、通路凍結防止の手立てを早急に考えることを求めますので、答弁をお願いします。

2点目には、横断歩道の設置です。これも予算特別委員会で求めています、公安委員会に求めていきたいとの前向きな答弁をいただいています。東部開発道路の住宅付近の場所は、交差点を通った自動車がちょうどスピードを出しかける場所なので、横断しようと思えば、すばやく渡らないと無理です。高齢の入居者の方は、まだ車が遠いと思って渡りかけると、みるみるうちに近くまで来てしまい、とても怖い思いをしていると言っています。入居者が安心して横断できるよう、早急に横断歩道をつけることを公安委員会に働きかけることを求めますが、答弁を求めまして、終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 議会議員のご質問のうち、原子力発電に依存するエネルギー計画の見直しについてお答えいたします。

今回の大震災によってもたらされました福島第1原発の事故は、何十万人という多くの人々の平和な暮らしと安全を一瞬にして奪い去り、恐怖のどん底に突き落としました。そればかりか、あらゆる生物の生存基盤であるふるさとの土を目に見えない強烈な放射能で汚染した上、日本人の豊かな食を育んできた青い海をも汚しました。野菜や牛乳など新鮮な大地の恵も風評被害に遇い、地元の企業も追い出され、人々の仕事もすべてのものも台無しにしました。今もなお、マスクをして外出される福島市や郡山市の大気中の放射線量は、滋賀県の50倍の濃度からなかなか下がらず、地面の放射線量はこれよりさらに高く、子どもたちが安全に遊ぶ広場も奪われました。人間が編み出した新しいエネルギーのため、あまりにも計り知れない大きな代償を福島のみならず、人類が払ったと私は受け止めています。

今回の事故は、原発の安全神話が根底から崩れてしまいました。ドイツやヨーロッパでは地震のない国でも、テロや航空機事故などから安全が確保できないという理由で原発ストップの声が各地で高まり、ドイツでは先般も政府が脱原発を明確に打ち出しました。私は人間の英知を絞ったこの技術は捨てるのが難しいものがありますが、まだまだリスクが大きすぎて、安全面の技術革新が必要と思います。安い電力をいまのままに便利さを追求してきたつけがここに来たという思いです。豊かな毎日の生活も美しい空気と水と土があって、はじめてこの命があり、これを電気と引き換えにする訳にはまいりません。私は世界でもっとも原発が集中している敦賀地方は、世界から見たら、地震銀座であり、震度6以上の地震は1891年の濃尾地震、1909年の姉川地震、1927年の丹後地震、1948年の福井地震など、震度6以上の地震にも、これだけの地震がありまして、1970年に運転開始をした敦賀原発は、まだ統計上の地震を経験していない。このような大地震がこのあたりに明日来ても不思議ではないと感じているところであります。極めて不気味で、不安がいっぱいであり、住民の皆さんも心配をされていると思います。

このような中、先般、東海東南海のまっただ中にある浜岡原発の運転停止を命じられました。今ただちにすべての原発を止めることは、供給能力から非現実的ではありますが、日本のエネルギー計画を早急に見直し、これ以上原発は

つらず、再開せず、古いものは廃炉にし、従来の火力・水力のほか太陽光や風力などの自然エネルギーに変換していくとともに、私たちの日常生活も少し昔に戻って、省エネ、省電力に切り替えていくことが、この美しいふるさとで生き残り、子や孫に安全な大地を引き継げる条件だと思っているところであります。以上です。

○議長(辰己 保君)理事。

〔理事細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君)それでは、質問の3番目の損害賠償請求行為請求事件につきまして答弁をさせていただきます。

これにつきましては、旧愛知川町が執行いたしました下水道工事5件の入札についての経緯のあらましにつきましては、ただいまご質問をいただいたとおりでございます。

損害賠償請求に伴う住民訴訟につきましては、判決が下され、入札に関わった5社および刑事事件により刑の確定を受けた4名に対して5,383万円および、これに対する平成20年3月27日から支払済みまで、年5分の割合により金員を連帯して町に支払うよう請求をせよという判決でございました。ご質問のように4月9日に確定をいたしましたところでございます。

このことから、地方自治法第242条の3第1項の規定により、判決が確定した日から60日以内の日を期限として請求しなければならないというふうこうたわれております。そこで、請求の手続きであります。60日につきましては、計算しますと6月7日、昨日が納付期限となります。訴状の受付の翌日であります平成20年3月27日から平成23年6月7日までとして遅延損害金年5分で計算をいたしますと861万2,799円となり、元本5,383万円に加えた損害賠償請求額の合計が6,244万2,799円となります。しかし、判決のように金員を連帯して支払うよう請求というようなことになってございまして、連帯債務5社4件の債務ということで、それぞれに個々に金額を請求するようになってはございません。それで5社および4名に対し、総額の金額をこの4月25日付けで、それぞれ請求をさせていただいたところでございます。

納期限が昨日であり、一部納入がございました。本日の一部朝刊に掲載されておりましたけれども、5万円ということでございましたけれども、これにつきましては、すべて振り込みをお願いをいたしておりまして、本町が指定金融機関をいたしております滋賀銀行のところに全部振り込みが寄ってまいります。そういうことから、一日ずれてこちらの方に内容が来るというようなことで、昨日確認をしたところでは5万円かなというようにございましてけれども、本日内容を確認をさせていただいたところ、2件の3万円の納入がございました。

これにつきましては、今ほど申し上げましたように、請求金額に達しておりませんので、次の手続きをいたしましては地方自治法第242条の3第2項の規定により、当該判決が確定した日から60日以内に当該請求に係る損害賠償金が支払われないときは、普通地方公共団体は損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。また、同条第3項には当該訴訟の提起については、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しないとされております。また、条文の運用解説につきましても、これら訴訟につきましては速やかに提起すべきであるというふうに解されております。

このことから速やかに訴訟の手続きを進めるべく顧問弁護士に連絡をさせていただいたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)続きまして、防災計画の見直しについてのご質問のうち、2点目の原発災害編を加えた地

大飯計画の再評価についてもご意見を伺いいたします。

わが国観測史上最大となる東北地方太平洋沖地震は、激甚な被害をもたらし、犠牲となられた皆さまに対し、哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々にお見舞い申し上げます。

町におきましては、災害対策基本法ならびに東南海南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、平成19年に地域防災計画を策定し、予防対策をはじめ、災害応急対策および復旧計画ならびに地震防災対策の推進など、防災体制の整備に取り組んでおります。

また、地域における防災意識の普及高揚や啓発訓練など自主防災組織の育成強化と新規組織の拡充を図るとともに、防災資器材および消防施設整備の整備に努めているところでございます。3月11日に発生しました大地震は未曾有の津波・原子力発電所事故の災害をもたらし、特に原子力対策につきましては、国において重点的に充実すべき地域の範囲の見直しが議論されております。

滋賀県におきましては、緊急的な対応として、県独自の原発災害編計画の策定に取り組むこととされ、平成24年3月を目標として地域防災計画の見直しに着手されております。この見直しにあたっては、避難計画の策定や環境放射線モニタリング体制の強化、防護体制の強化、リスクコミュニケーションを検討されることになっており、今後、県の防災計画と整合性を図れるよう情報を共有しつつ、計画の見直しや、マニュアル作成などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

〔農林建設主監田原秀郷君登壇〕

○農林建設主監(田原秀郷君)町営住宅および横断歩道の設置についてお答えをさせていただきます。

町営住宅に対するご質問につきましては、町営住宅の通路での転倒事故については、担当課である建設・下水道課としても把握しております。これを受けて、通路階段の滑り止めの対策について、建築工事の管理業務を委託しておりました建築設計事務所に効果的な方策について提示をするように指示をしており、対応を検討しております。町営住宅における安心安全な生活のためにも、対処していきたいと考えておりますので、ご理解していただきますようお願いいたします。

2点目の横断歩道の設置につきましては、例年、東近江警察署長から、交通規制の要望箇所に関する調査があり、本年も5月13日に当該箇所への早急に横断歩道を設置していただくよう継続して強く要望をしておりましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)議会員の給食センターにかかるご質問のうち、まずオール電化のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、現状では熱源の見直しは困難であります。福島原発事故については誠に憂慮すべき事態であり、関西電力においても福井県美浜・高浜・大飯計11の原発について、さらなる安全対策を講じられているところであります。議員ご質問の町としてのオール電化に対しての手立てではありますが、幾度となく関西電力から原子力発電所における安全性向上対策への取り組みや緊急時の対応等について、こちらからも質問・要望をだして説明を受けているところであります。

続いて、偽装請負に抵触することについての質問と、調理全般を直営にすることについてのご質問は関連いたしますので、一括で答弁をさせていただきます。

本町では、給食センター建設にあたり、再三の検討をいたしました。特に委託業務に関しては、滋賀労働局に繰

り返し出向いて偽装請負にならないよう指導を受け、労働省37号告示や民法、労働基準法等々に基づき、また他市町での委託業務の手法も参考に、委託業務にかかる仕様書を策定しております。

この仕様書では、特に受託事業主の労務管理上の独立性や事業経営上の独立性、また自由裁量を認め、町が委託した業務は受託事業主に一切任せる内容となっております。県下の給食センターを視察した中で、特に甲賀市東部学校給食センターや大津南部学校給食共同調理場では、受託事業主の総括責任者や栄養士・調理員がきびきびとした仕事をしておられ、指示・命令がしっかり実施されていることも確認してきております。

瀧議員ご指摘の学校栄養職員の職務内容から説明をいたしますと、文部省体育局長からの通知では、学校栄養職員の職務内容は、学校給食における所用栄養量・食品構成表および献立を作成すること。さらに、学校給食の調理・配食および施設設備等に関し、指導助言を行うことなど、11の項目をあげ、各学校がこれを参考にし、学校栄養職員の職務内容を定めるように通知をしています。

本町もこれらの項目を参考にし、学校栄養職員の職務内容を決めております。その中で、瀧議員が言われました5項目につきましては、1つ、栄養量・食品構成・献立の作成。2つ目、給食用物資の選定・購入・検収。3つ目に食事内容や児童・生徒の食生活に関する調査研究については、町側の学校栄養職員が実施をいたします。4つ目の調理・配食・設備に関しての指導・助言。調理従事者の衛生や施設設備の衛生・日常点検については、受託事業主の学校栄養職員が実施をいたします。

このように、町と受託事業主、それぞれが任務を分担することによって命令系統も明確に区分して業務にあたり、町が受託事業主の社員に直接指示したり、指導したりすることはありません。

以上のことから、まったく偽装請負に抵触するものではなく、一般食調理についても計画どおり業者委託する準備を進めております。そのことについて、町直営とする考えはございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰巳 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再質問を行います。今回の再質問は、ただいま教育長が答弁されました新学校給食センターの委託業務また運営についてのみ質問させていただきます。再質問で取り上げなかった事項については、今後の課題とさせていただきます。

給食センターの調理委託、また偽装請負について、あらかじめ通告しておりますので、また給食センターの稼働まであと半年と迫っているなかですので、何を質問させていただいても答えていただけるものと考えます。

で、質問をはじめさせていただきます。先ほど、教育長の答弁では、直接指示をすることはないと、命令系統を分けているということで、偽装請負には抵触することはないという答弁だったと思います。そのような見解を教育委員会は持っておられるのですけれども、実は平成22年3月議会の一般質問において、私のした一般質問ですけれども、教育委員会は「食品衛生上、必要な場合には直接指示ができるということで、この場合は偽装請負にならないというような規定をされているところでございます」というふうに答弁しております。規定ということですので、何か法等々の国から通達があったもの、法律などに関わることになると思います。この直接指示しても偽装請負にならない規定、この規定とはどういう規定なのか、具体的な法律の名称などを用いた答弁を求めておきます。

5月27日に私が大津の滋賀労働局職業安定受給調整事業室に行き、室長と職員の2人の方に対応していただき、教育委員会が3月に議員に提出しました給食調理業務仕様書(案)について、詳細に聞いてまいりました。その中身について大きく3つの問題点が明らかになりました。

1点目に、業者に作業場所を無償提供することは偽装請負になります。場所を提供する場合は有償の賃貸契約を交わすのが正しい請負です。備品・光熱費も同様です。町は無償提供することを明言していたと思います。

2点目には、町が用意した食材を業者が無償で譲り受けて調理することは偽装請負となります。調味料も同じです。

業者の判断で仕入れられた食材は、業者と町が交渉して町が仕入れた食材を偽装した場合、業者は町から仕



業者の判断では無いという事はありません。業者と町が又少し町が仕入れに民物を又ノボる事で、業者は町の有償で仕入れるのが正しい請負です。

この2点の内容から言えば、当初予算での委託料計上は偽装請負を容認するもので根本的に誤っています。当初予算の委託計上金額を撤回することを求めますが、教育長の答弁を求めます。

次、3点目の問題点は、労働者の人数を指示することは偽装請負です。業者自身が業務を遂行するための調理師、調理補助員の人数を業者が決めるのが正しい請負です。3点目については、労働者派遣法に違反しない請負契約を行おうとすれば、調理師、調理補助員の人数を業者が決めることとなります。すなわち、民間の給食センターを公設で提供するに他ならない。学校給食とは名ばかりで、まったく飲食店をするようなものです。調理師資格のあるものの人数も業者任せ、給食調理の経験があるなしも業者任せ、これで愛荘町内の全幼稚園・小学校・中学校の子どもたちに責任のある安全安心の給食を保障できるでしょうか。無責任な対応で食中毒などの事故が起こったとすれば、町の責任が問われます。それ以前に子どもを大切に作る姿勢ではありません。学校給食法で定められている町が実施主体、栄養教諭または学校栄養職員の職務内容に違反することとなります。労働者派遣法と学校給食法との観点で整合性をどうとらえるのか、教育長に答弁を求めます。

指示・命令以前に、町が行おうとする委託契約はすでの法律違反であることは明らかです。過去の私の一般質問の答弁で、町長は一昨年12月、昨年3月、12月の3回にわたり「偽装請負にならないように法律は守らなければいけない」と言いました。しかし、昨年の12月議会では労働者同士の現状について、逆に民間の方がリーダーシップをとると思う、町の職員が業者の労働者に追い立てられることが予想される旨の発言をしていますが、労働局の方は業者側が町に指導するのも偽装請負であると言っていました。

これは先ほど申されました労務の独立性ということで、その会社の中での指導が正しいのであって、その外の者にも指導するというのは労働者派遣法に違反します。このように偽装請負を曲げることを町長自身が明言しています。先ほど何回も町長はコンプライアンスを重視と、法律に基づいて制する、このような答弁の中でおっしゃっていましたが、それでしたら、この答弁から見ても町長自らがコンプライアンスを損ねていることになると思います。このような指摘、以上の指摘に対して説明責任を果たさない限り、委託契約を結ぶべきではありません。今後偽装請負について、早急に調査し、理解と協議を重ねることを求めますが、教育長の答弁を求めまして再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)まずは委託ということで説明をさせていただきます。

業務委託の契約ということについては、先ほど法をおっしゃいましたが、民法の643号、656号によって、1事業主と委託契約を結ぶという、委託契約民法があるわけです。それに基づいてやらせていただいているということです。

そして、今、委託契約をして一般の調理そのものを委託することはすべて偽装請負になるという、そういうお話をされましたが、実は、例えば外部委託の滋賀県内の集計を見ましても、例えば、大津市で東のところでは9校・南部で11校・北で16校、彦根市では6校、長浜市では6校、高月は分かれています6校等々、それぞれの市町において委託して一般調理をやっている、それらがすべて数年前からやっているわけですが、全部それが偽装請負になってしまっているという結果になるわけになります。

そういうことではないんだということで、そういうことを労働局に行きましたし、先ほど答弁をさせていただいたように、それぞれの調理をやっておられるところ、委託業務を進めておられるところの市町にも行きまして、その中で詳しく説明を聞いて偽装請負にならないという方法を考えていると、そしてそれと仕様書の中に表現をさせていただいたということです。ぜひご理解をいただきたいと思います。

例えば、作業場所の無償提供等々のお話をされましたが、単純にそこそこで請け負った業者が、委託を受けた業者が専門性も何も事務作業もしないで単に労働だけのということになりますと、その業者のやり方そのものには問

題があるかと、そのように思いますが、こちらで施設設備を設定し、調理の材料をそこへ持ち込み、そして調味料も適切に献立に配してそこで設定して、さあどうぞ、この献立の内容をおつくり下さいということについては、あとは調理をするかどうかとか、なんかそんなことにまで私たちが口出しするわけではありませんので、それこそ偽装請負になりますので、あとはそちらの総括責任者であったり、栄養士であったりという方にお任せをするという、そういう形になります。

そういったことで、先ほどご指摘になりました人数の指示とか、そういったことも当然やりません。向こうにお任せして、このコース、ラインについては私たちが指示するのは、こういうラインの中に少なくとも調理師の免許をもった人が1人ずついるということの設定は仕様書の中にはさせていただきますが、あなたがしなさいとか、そんなことまでは指示するわけではありません。

そういったことで、すべてのことにお答えできたかどうかちょっとわかりませんが、私たちの愛荘町でやろうとしている調理の委託については、まったく偽装請負にはならないというふうにして確信をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、再々質問を行います。

周りの町のことを言われましたけれども、これは労働局が実際に入られて偽装請負にならないのかということ言われたということがないと思います。自治体はそれを知らないで行っている場合が多いのです。自治体であっても民間であっても、それは法律違反は同じことです。

労働局に行って、そういうふう実際に給食の業務委託ということで、私が行って、その仕様書を見せて、これはダメですと言っておられるのです。これは法律違反、偽装請負に抵触する、労働者派遣法違反に抵触すると労働局自らが言っておられるのです。

ですから、周りのことは関係ありません。これが法律違反なのかどうかということ、実際に確認されたのかどうか、これがというのは材料を無償で提供する、また、その設備、場所を無償提供する、このようなこと、人数については言われないと設定は、仕様書の中でも書き込まないと言いました、今言われましたね。仕様書で調理員が何人とか、そういうことを書き込まないと言われましたね。

○教育長(藤野智誠君)書き込むと申し上げました。

○8番(瀧すみ江君)書き込むのは偽装請負になります、もう、なりますのです。書き込むということは、今言いましたが、偽装請負になります。労働局にちゃんと私は行きまして聞いてきました。労働違反になります。この法律違反をこのまま、わかっているのに、このまま進むということは到底許されないことです。

そういうことで、教育委員会は周りのことを言いますが、これは周りのことを確認されたかということもありますし、労働局が実際来年稼働されてから入られた場合ですね、調査に入られた場合、偽装請負とならないと自信を持って言えるのかどうかです。

実施に私は行ってきまして、「請負事業者および発注者の請負の適正化のための自主点検を」、こういうのをもらってきました。これは教育委員会も3回行っているというふうに報告されていますので、こういうものをもらって来られたと思いますけれども、これによって点検するなら、今言われたことは偽装請負になるのです。法律違反になるのです。ですから、このままに前に進むということはできないと思います。

しっかりと調査をしていただいて議会にも協議していただいて進むことを再度求めますので、教育長の見解を求めます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩とします。再開は1時とさせていただきます。

休憩午後12時04分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。

○教育長(藤野智誠君)それでは、先ほどの瀧議員さんの質問に対して、まず漏れた内容について答弁をさせていただきます。平成22年の3月議会のときに、答弁をさせていただいて指示することができるという内容ですが、その根拠となりましたのは労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の衛生法に関する法律というのがありまして、その44条、45条に基づいて見ているということでありまして、その内容につきましても、44条は労働基準法の適用に関する特例ということが書かれております。45条につきましても、労働安全衛生法に関する特例ということで書かれてある、その2つの特例法令について、それを根拠にしてそういうことができると、そういうふうに申し上げたということでございます。

そのあと、偽装請負ということについての噛み合わない部分がたくさんありまして、誠に申し訳なかったのですが、民法を根拠として進むと教育委員会としては説明させていただきました。また、瀧議員さんの方からは労働者派遣法、労基法に基づいてのお尋ねだったかと思えます。

いずれにしても、相剌こいきましたのは、大津の労基局でありまして、同じ労基局の方から違う回答をもらってきたということになります。そういった意味で、町の教育委員会としましても、ご質問いただいた内容をもう一度勉強させていただき、そして労基局の方へ行って、そのことで委託がまさしく大丈夫というふうにして確信がもてるかどうかということをもう一度精査したいと、そのように思っております。

できましたら、同じ労基局の担当者のごとくで違う答えをもらってきたということになりますので、教育委員会が作成しています施設設備の資料でありましたり、仕様書等を持ち込みまして、できましたら、瀧議員さんにもご一緒させていただいて、ともにそこで同時に説明を聞いてくるというようなことを提案させていただき、そしてまた、この議会の間に議員の皆さまにご報告申し上げますと、そんなことでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)これで、8番、瀧すみ江君の一般質問を終わります。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)次に、7番、伊谷正昭君。7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

1つ目は、愛荘町内におけます既設の住宅団地などについて、私なりにそれぞれ現地へ赴き、検証を行いました。その結果、現状は良好な住環境の整備ができていないといっても過言ではございません。例えば、道路ひとつとってみても、袋小路の道路の団地が、この愛荘町では相当多く見受けられるわけでございます。転回広場の形状を見てみましても、本当に最低の大きさでございます。

また、団地に入る取付道路の入口から終点まで約300m近くの道路形態がございます。この途中には転回広場、避難路もございません。袋状の転回広場は8m角の大きさで町の方で指導をされておられるみたいであるわけですが、その現地で私も検証をさせていただきますと、車で転回をするのに、最低3回ハンドルを切りかえしをしなければ転回広場を抜け出すと、こういうことはできないと、こういう形状の団地の道路が、先ほど言いましたように、相当多くございまして、このようなことでは緊急時とか防災時などにおける対応がきかぬのかなというふうに思いますし、また、この転回広場には電柱とか防護柵というようなものの建てこみがありまして、なかなかそういうものが邪魔になって転回しにくいということと、それに安全対策をされておらないと、これも一例でございますが、公的な施設ではございません。

さらに、今の大きさのゴミの集積所、トイレ、シャワー、洗面所と街灯施設の設置されていないというところもござい

です。これが住民生活のための最低の環境整備もされておられませんし、これが町内における既存の住宅団地の現状であります。

愛荘町は、ご存知のように湖東都市計画区域の非線引き都市計画区域でございます。開発区域の面積が3,000平方メートル以上になりますと、滋賀県の開発指導要項に基づく開発行為の許可が必要となってまいります。それで、3,000平方メートル以下になりますと、愛荘町では開発指導要項の基準に基づき、開発を指導要項に基づいて開発を行うわけでございますが、3,000平方メートル以上の開発面積でも3,000平方メートル以下に業者が抑えて、業者の方は利益追求型の例えば道路を取ってみますと、道路形状、袋路状とか、そのほか公共的な基準を無視するような計画をし、その3,000平方メートルを超える部分の土地につきましては、時、時間をおいてさらに開発を行うと、こういう手法で展開をされておるのが愛荘町の非線引き都市計画の現状であろうと思います。

愛荘町の開発指導要項は、秩序あるまちづくりを図る計画的な推進をもって、住民福祉の増進に寄与する一定の基準を定め、業者の積極的な協力を加えまして、良好な環境の確保と調和の取れた土地利用および秩序ある実現を期する目的とした町の開発指導要項ならびに開発行為に関する技術基準に基づきまして、開発事業にかかる指導を今日まで進めてこられました。

しかし、開発事業にするにあたりまして、道路・下水道・公園・ごみ置き場などの公共的な性格を持つ施設については、どのような形で作るのが望ましいか、各担当課で協議をするという内容のルール化したものが指導要項であります。条例よりも弱いものでございますので、行政口は強制的ではありませんが、開発業者にこのようにしていただきたいねとお願いをするようなものでございます。

行政指導より行う手続きや公共施設などの整備基盤、基準を条例化することによりまして、その明確性および公平性が保たれるわけでございます。指導要項に基づく行政指導での手続きについては、担保性を伴わなかったものが条例は法規として位置付けられ、罰則規定をおくこともできることから、実効性を確保でき、条例は法規として位置付けられるわけでございますので、開発業者に対し、規範遵守の意識づけを促すことができるという意味がござい

ます。そこで、町、町民、開発業者の協働による愛荘町の地域の特性に応じた良好な住環境の保全およびまち環境の形成を図ることを目的とした開発まちづくり条例化を進めていくことが肝要と思いますので、この条例化についての考えを答弁として求めるものでございます。

2つ目につきましては、先の滋賀県議会議員選挙において、40年余りの行政経験を生かし、愛荘町および滋賀県のためにがんばるといふ公約の方が好成绩で当選をされ、私としては本当によかったと思っております。今後は町政・県政のために大いに活動をいただくことと期待をしております。

さて、町長は、一票一票に町民の思いがあります。選挙は本気で私たちの町民の代表、リーダーを決める民主主義の基本でもあります。社会にとっての正義でもあります。選ばれた町長は愛荘町民の公平なリーダーであるわけです。今回の県議選では村西町長が特定候補だけの応援をされたわけでございますが、村西町長を選んだ町民は、今回の県議選で両候補の応援をしているわけでございます。町長は片方だけに肩入れせず、平等に応援をするというのが当たり前だと思うわけでございます。町長は民意もわからず行動することは町民への背任行為であると思っております。町長の政治姿勢(スタンス)については、町長職は公職でありますし、特定の候補を応援し、特定の候補を利するような言動を慎むべきと思うわけでございます。県議選の動と言動が村西町長のモラルを問われているような気がします。このことについて、町長の答弁を求めることでございます。

以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)伊谷議員の県議選における特定候補の応援についてお答えします。

まず、今般の県議会選挙におきまして、宇野太佳司さんが大変多くの有権者のご支持のもと、見事な成績で当選されましたこと、心からお祝いを申し上げます次第であります。選挙結果は厳粛な有権者の選択でありまして、私はこの結果においては心から敬意を表しますとともに、両方もめざすところは、県議員も町長も同じであります。宇野県議員におかれましては、今後住民の皆さんの福祉向上と地域発展、安全安心なふるさとづくりに向かって県政の場でご活躍されることを心から念じている次第であります。

さて、選挙に際し、町長は政治活動や選挙運動は公人として有権者に主義主張や基本スタンスを表明しておくことの方が、私自身は正直であると思っておりますけれども、今回におきましても私の良心にしたがって行動をさせていただいたところであります。比較にはならないかもしれませんが、大阪府の橋下知事は維新の会、名古屋市の河村市長は減税日本、嘉田知事も明確な態度をとっておられました。

互いにベストをつくした選挙の結果を真摯に受け止め、しこりを残さず、これからのまちづくりには宇野県議と手を携えまい進させていただきたいと考えております。先般も早速、議員と町政の抱える課題について1時間近くお話をさせていただく機会がありました。宇野議員はつい最近まで長年にわたり町政に携わってこられ、町政の課題にも熟知いただいておりますので、県政とのパイプラインとして連携プレーをお願いをいたしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(辰巳 保君)農林建設主監。

〔農林建設主監田原秀郷君登壇〕

○農林建設主監(田原秀郷君)開発まちづくり条例化についての考え方について、答弁をさせていただきます。

愛荘町は湖東都市計画区域の非線引区域であり、用途地域の指定もありません。したがって、都市計画法第19条の規定により開発面積3000平方メートル以上については、都市計画法第29条に基づき、滋賀県の許可を必要とすることとなり、1000平方メートル以上3000平方メートル未満の開発については町指導開発指導要項で対応しております。しかし、町開発指導要項は都市計画法の基準を重要視しつつも行政指導に過ぎず、法的拘束力がないため、住宅開発等において良質な住環境の整備が一部においてなされていないことは議員のご指摘のとおりでございます。こうした現状については、住民が安心して生活できる住環境の整備、まちづくりの観点から言っても十分でないことは認識しております。

都市計画法第19条では、都道府県または事務処理市町村は、条例で区域を限り300平方メートル以上3,000平方メートル未満の範囲以内で開発区域の面積を定められることとなっております。このためには、町が県より都市計画法にかかる事務の権限委譲を受けて、町条例により開発区域の面積を定めるか、あるいは関係市町と連携して県に要望し、県条例による湖東都市計画区域の開発区域の面積を定めることによって、規制の強化を図る等の方策がありますが、現状では困難であると思われれます。

まちづくりの課題解決のためには、開発事業を適切に誘導し、無秩序な開発を防止することにより、良好な町の形成を図ることが重要であります。愛荘町では都市計画マスタープランを策定し、住民、企業の共生がまちづくりのビジョンを共有し、住民との協働によるまちづくりを進めることを目標としております。こうしたまちづくりを実現するためにも、町開発指導要項の内容を発展させた上で、開発の基準と手続きを開発まちづくり条例等で規定することも有効な方策であると考えます。これにより、これまで開発業者の任意の協力により成り立っていた開発事業に対する指導を実行性の規制のあるものにすることも可能になると考えます。

今後こうしたことを踏まえつつ、より効果的な方法について、関係各課と調整を図りながら、研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)一般質問の中で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、開発まちづくり条例について、たぶん主監は政策調整課だったと思うのですがけれども、この条例づくりについて、細江理事の方から質問を、お尋ねをさせていただきたいと思うわけでございます。

ただいまの答弁によりますと、愛荘町だけでは権限委譲を受けるだけの基盤がないので難しいというお話でございました。豊郷町、甲良町の連盟で要望し、県よりの権限委譲を受け、条例制定の推進に向けて、前向きな考えがあるのかということと、また町ならびに町民、開発事業者の協働により、愛荘町の特性に応じた良好な環境の保全および愛荘町の環境の形成を図る目的としまして、開発事業の話し合いとか、また町の将来像の話し合い、紛争解決のための話し合い、このような3つの仕組みを持った開発まちづくり条例の制定に意欲的な推進の考えはあるのかということに答弁を求めるものでございます。

次に、町長にお尋ねをさせていただきたいと思います。先ほどの答弁は私の質問に対しても答えになっておられないような気がします。町長は何回も繰り返すようでございますが、町民の公平なリーダーであると思います。町長は片方だけに肩入れせず、平等に応援するのが当たり前でなかろうかなというふうに思います。

町長は民意にも関わらず、行動することは町民への背任行為のように私は思っております。このことについて、町長の政治のスタンス、いったいどのように考えておられるのか。特定候補を応援された行動、仮に特定公務に利するような言動、町長のモラルが問われているというふうに思うわけでございます。

先ほどのお話ですと、当選をされた方と話をされて、一緒に今後愛荘町のために、一緒にやっというところ、こういうふうにおっしゃったと思うわけでございますが、最後に、ベストをつくして真摯に受け止めてしこりを残さないという部分をおっしゃったわけでございますが、そういうこともちょっと私の質問に対して、感じが違いましたので、もう一度、町長の方からの答弁を求めるところでございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)町長は公平なリーダー、まさにそのとおりでございます。これは行政執行の面において公平でなければならない。予算をいただき、それを執行していく。これはあらゆる住民の皆さんの福祉向上これを目的に執行していく。それはまさに公平なリーダーとしての考え方で執行していかなければならない。

選挙というのは民主主義の根本でもあります。これはその場でいろいろな主張をしあい合う、そして自由に政治活動をする中で住民の皆さんのご支援を問う、そういうものですから、明確にそこでいろいろな主張をして、候補者の応援するのも、これは自由であるということだと思います。選挙が済んだあとは、もうそんなものはいつまでも引きずらないで、そして一緒になってまちづくりにまい進する。これは公平な、それこそ民主主義の公平な執行かなというふうに思っています。

○議長(辰己 保君)はい、細江理事。

〔理事細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君)ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

開発指導要項の実効性の確保というものにつきましては、非常に大事なものだというふうに思っております。権限委譲でありますけれども、いわゆる受け手側の体制整備というのは非常に大事でございます。県といろいろと話があるわけですが、いろいろな権限委譲の中で、そういう受けさせていただく体制整備を整えてからというのが非常に大事かなと思いますし、もう一つは、そうしたら、今ご質問でいただいた条例化の問題でありますけれども、町がそうしたらこういう方向で進んで行くということの研究協議が実際のところ、まだできておりません。その点については、やはり政策調整会議で、これから町の方、どのような方向で向いていくかということについては、研究をさせていた

だいて、やはり協議をさせていただいて、一定の方向性を、またお答えをさせていただくということにさせていただこうと思っております。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)再々質問をさせていただきます。

町長にお尋ねをするわけですが、開発のまちづくり条例の件でございますが、今後これからスマートインターの開設を迎えまして、工場、物流施設とか、そういう企業の誘致を考えると、こういうふうに思います。これはちょっと、農地法の関係で少し問題があるかと思いますが、将来について、この愛荘町のインターを起点としたそういう開発を行うべきと、私は思っております。

そのために、大きく言えば愛荘町から全国へ発信できるようなまちづくりの仕組みとか、地域にふさわしい制度面での特色のあるまちづくりの仕組み、町行政と町民、事業者が一体となって、地域にふさわしいまちづくりの仕組み、それとか、少子高齢化に応じたまちづくりの仕組み、またさらには、町民および事業者の財産権の保障を十分配慮したまちづくりの仕組みなども考慮し、まちづくりの基本条例の制定に取り組む必要があるかと思っております。

先ほど建設主監の方からお話ございましたように、この関西圏でも尼崎とか西宮とか宝塚、たくさんの地域がそういう開発まちづくり条例を、独自でやっておられます。これは町民の、市民の皆さん方の意見を聞き入れて制定をされるということです。先ほどの権限委譲もありますけれども、独自でできることがないかなというふうに思いますが、それについての町長の考えを、答弁をいただきたいということと、もう一つは先ほどの県議選に戻るわけですが、先ほどのお答えの中で、選挙に際し、町長が政治活動や選挙運動は公人として有権者の主義主張や基本スタンスを表明している方が正直であり、今回も私の良心にしたがって行動をされたというふうにお聞きをさせていただきましたが、お互いにベストを尽くした結果、真摯に受け止め、しこりを残さずというような発言であったわけですが、最後は先ほどおっしゃいましたように、宇野県議と手を携えて、まい進をしていきたいと、こういうお話でしたけれども、私の申し上げているのは、選挙期間中に町長は公平であるのは当然であるわけですが、主義主張を通さず、そのような行動なり、言動をされたということについて、町民の皆さん方から本当に批判を受けているのが現実かと思っております。

それについての反省と申しますか、言い方おかしいですが、そういう対応が今の言葉にはなかったような気がしますので、自分の主義主張でなくて、あくまでも町長選におきましては、町民の皆さんが選んでいただいたということもございします。こればかりは公平でなければ、私はダメかなというふうに感じておりますので、もう一度繰り返してですが、そのとおりのことを申し上げていますので、それをもう一度ご答弁をお願い申し上げたいと、こう思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずは、まちづくり条例の開発のことですが、私は開発規制というのは、やっぱりいろいろな経済を担保する上において、規制はあまりしたらあかんと思うのです。これは私の基本スタンスですが、規制の多い社会は完全に衰退いたします。だから、やっぱり同じところに住んで、みんなそこで経済を活性化して、そして豊かな地域を築いていこうという際には、やはりあんまり規制を強めたりしては、これは将来性がないというのが私の基本的な思いであります。

そういう意味からいきますと、この都市計画の区域決定についても、極めて慎重にやらないと、これは歴史が証明しているらしいですね。40年前に都市計画法によって線引きがされたところ、例えば稲枝とかいろいろなところがあるので、そこはもう、まったく、それは確かに40年前の環境は残りましたけれども、それで果たして地域の人たちが便利になったのか、経済活動が活発になったのかというと、これはやっぱり？マークです。

私はやっぱりできるだけ自由度を残して、環境を維持していくというのが正しい方法かなというふうに思っています。今の小さなミニ開発も確かにあって、どちらかと言えば、つくれという声もいっぱい聞いております。けれども、不幸か幸いだと思うのですけれども、この町は人口も増えて子どもも増えて、非常に活力があると、やっぱり活力がある町



でなかったらあかんと思っていますので、そういう意味で、私も選挙運動の話をしますとあれですけども、選挙運動に行き、その露地によく入りました。確かにあちらやらこちらやら、袋小路だらけやなというのも実感いたしまして、何回か切って、バックするところはそのままバックして回るとか、いろいろな経験があって、こういうのはちょっとまずいなと、確かに感じました。

突き抜けた道がここまでできなかったのかとか、そんなことも思いながら、よく回っていましたが、こういったものはやはり、それがけっしていいことではないし、何らかの方法で解決していかなあかんというものでありますけれども、それこそが、この開発指導要項の技術基準、こういうことをやっぱりきちんとして、これはあくまでも指導ですけども、この開発時の技術基準を見直して、それを守ってもらう。これが大事かなと。これを条例化してまで、条例化すると業者にとってもやっぱり経済性の問題もあるし、土地の問題いろいろな道路の問題いろいろなことがありますから、あんまり強い規制をしてしまって開発意欲を無くすというのは、ちょっと私はあまり感心しないと思っています。

一般的な都会型のまちづくり条例というのは、環境、生活環境が中心になっているのだらうと思いますけれども、そういったものの全体的なまちづくり条例というのは、ちょっとまだ私自身もイメージがわかりませんが、環境を目指すためのまちづくり条例、先進地の条例等を一度これからまあ勉強したいと思いますけれども、規制を中心にしたのは、ちょっと考えものかなというふうに思っております。

それから、選挙の話ですが、私はあくまでも選挙運動というのは、それ自体は行政でないの、これは自由な選挙運動が保障されるべきであって、いくら町長であろうと知事であろうと、総理大臣であろうと、これはもう自由にやるべきもので、そこを選挙の有権者の皆さん方が選択される。その結果においては、みんながそれにその結果を真摯に受け止めて意見を尊重しあう、こういうのが民主主義だというふうに思っています。

○議長(辰己 保君)これで7番、伊谷正昭君の質問は終わります。

◇嶋中まさ子君

○議長(辰己 保君)次に、2番、嶋中まさ子君。2番、嶋中まさ子君。

〔2番嶋中まさ子君登壇〕

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子でございます。一般質問よろしくお願いたします。

まず最初に、自治基本条例制定への取り組みについてということで、ご質問させていただきます。昨年の5月の25日の議員学習会ならびに同年7月8日付けで、そこが抜けているのですが、仮称の愛荘町の自治基本条例制定検討委員会より、町長充てに答申が出された自治基本条例に関してお尋ねいたします。

議会改革に対する提案も現在ある中でございますのですが、そもそも本町としての自治のあり方はどうあるべきかを基にして、将来に向けての愛荘町の各分野や組織に対して、あるべき姿を提示していることができていくのではないかと思います。こういった中で、昨年答申をいただきました自治基本条例につきまして、何ら今後に向けた取り組みについての提案がございませんので、今後どのように進めていくおつもりかお伺いしたいのが1点でございます。

2点目ですけども、太陽光発電などの自然エネルギーへの取り組み強化と節電対策についてでございます。今回の東日本の大震災を、亡くなられた方々や被災された方々には本当に言葉もございませんで、一日も早い復興をご祈念するのみでございますけれども、そういう中で、特に原子力発電ですね、原発の安全性への不安が日に日に増大しております。そういう中で、特に自然エネルギーへの転換という兆しも強まってきております。また、その結果、国全体が電力不足による節電対応も迫られている事態に陥っております。

先日のフランスでのサミットでも、菅首相は日本で100万戸の屋根などに太陽光発電を設置すると明言され、太陽光や風力などの自然エネルギーへの普及へ技術革新に取組む方針を強調されておられました。2020年代でできる

だけ早い時期に全発電に占める自然エネルギーの比率を少なくとも20%とすると目標を示されておりました。当愛荘町も、太陽光発電設置への補助金制度も実施しておられますが、昨年1月に家の屋根にソーラーパネルを設置した方から聞かせてもらった内容です。パネル16枚を設置し、最大3.3kw発電できる設備で、この10ヵ月間のデータを見せてもらいますと、総発電量は3857kw、石油換算しますと875リットル分で、売電量は2384kw、石油換算で541リットル分だったそうで、売電総額は10ヵ月で11万4432円、月平均約1万円以上の売電ができたそうで、自給率は53%とのことでした。当初は冬場は雪も多く発電量は期待できないだろうし、設置するにしてもまだ時期尚早ではないかと不安だったそうですが、1年近く経ってみて、経費はやはりかかりますけれども、自宅で自家発電ができ、わずかでも売電ができていくのを見て、ソーラーパネルを設置してよかったかなと言っておられます。

そういう中で、昨年の町の実績、ソーラーパネルの補助金の実績では申請されたすべての人には行き渡らなかったように聞いております。今年度の予算は20件分として360万円が計上されておりますが、予算作成段階とは事情が一変しております。今後さらにそういった取り組みへの強化の必要性が増してきているように思います。ぜひ、補助対象者を広げて大いに太陽光発電の推進を図っていただきたいと思うのですが、そこで今後のエネルギー政策について、それを含めて3点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目は、町としての補助金の総額をさらに増額して、太陽光発電システムの推奨を図るお考えはあるのでしょうかということです。2つ目は、他の自然エネルギーへの取り組み強化などについて、何らお考えはあるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。3つ目は、愛荘町として、もちろん役場での節電対策はもちろんでございますが、愛荘町民に対しての日頃からの節電対策について、新たな、新たに何らかの提案していかれるようなお考えはあるのでしょうかということをお尋ねさせていただきます。

以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君)嶋中議員のご質問のうち、1点目の自治基本条例制定への取り組みについてお答えいたします。

(仮称)愛荘町自治基本条例案につきましては、平成22年7月8日に愛荘町仮称自治基本条例策定検討委員会委員長より、町長に答申されたところでございます。答申にあたって、町職員の十分な認識と理解が不可欠であることに鑑み、庁内における検討が職員の研修としても機能するよう十分に配慮されたいという意見をされております。そのため、今年度におきまして、議会議員の皆さまにも呼びかけをさせていただき、職員を対象に研修会を実施し、条例設置の趣旨を十分に理解するように努めるとともに、平成24年度において、自治基本条例について認識を深めるため、町民説明会の開催、パブリックコメントやアンケート調査など、幅広く町民の意見を求めるように考えております。

その後、平成25年3月議会に条例案の提案について準備を進めることとしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)環境対策課長。

〔環境対策課長飯島滋夫君登壇〕

○環境対策課長(飯島滋夫君)嶋中議員のご質問のうちの2点目の太陽光発電などの自然エネルギーへの取り組み強化と節電対策について3点ご質問がありました。

その1点目の太陽光発電設置への補助金制度の補助対象者を広げる考えはあるか?についてお答えをします。3

月11日に発生した未曾有の東日本大震災と大津波による福島原発の事故や浜岡原発の停止による電力供給不足が心配されており、それにより東京電力管内では大口需要に対し15%の節電が求められているところです。また、先月開かれました主要8ヵ国首脳会議で菅首相が再生可能エネルギー重視の方針を表明しました。このことにより、何らかの具体的な行動指針が示されることと思慮します。

本町としまして、環境基本条例の基本理念や基本方針ならびに愛荘町環境基本計画に基づき、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの有効利用を促進するために、平成21年度から個人住宅に太陽光発電システムを設置される方への補助制度を実施しているところです。今回の東日本大震災以降の自然エネルギーへの意識の高まりや、設置状況から本年度につきましても9月議会におきまして補助金額の増額補正を考えております。

2点目の他の自然エネルギーへの取り組み強化などについての考えは？についてお答えを申します。原子力発電の安全性に対しまして、不安は大きなものとなっており、太陽光・風力・小水力・バイオマスなどの自然由来で、環境負荷の小さい再生可能エネルギーへの関心が高まっております。当町としては、古紙類等の回収と同時に廃食由の回収も行っており、回収した廃食由をバイオディーゼル燃料として再精製しております。また、回収量を21年度と比較しますと増加の傾向にあります。いずれにいたしましても、代替エネルギーなど環境にやさしいエネルギーへの啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の町民に対して日頃からの節電対策について、新たに提案していかれるようなお考えはあるのか？についてお答えします。平成20年3月に策定された愛荘町地球温暖化防止実行計画に基づき、両庁舎の冷房時の設定温度を28℃に、OA機器の省エネモードの設定、グリーンカーテンの実施や昼休み時間や不要時の消灯など節電対策を実施しており、さらに節電を積極的に進めていきます。

また、町民に対しまして、県とともに啓発を強化していく所存でございます。まず手始めといたしまして、今月の20日発行の広報7月号のカラー欄に家庭で節電対策という記事を掲載してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中でございます。再質問をさせていただきます。

1点目の(仮称)愛荘町自治基本条例策定検討委員会よりいただきました自治基本条例制定の取り組みにつきまして、平成23年3月に提案できるまで、この間、今後パブリックコメント等実施して職員等の研修等を行っていただけたらということでありがたく思わせてもらうわけですが、私、今回の震災で本当にいろいろなことを、学ぶべきことがいっぱいあったと思うわけですが、全員協議会で震災後、滋賀県や京都は福島の方々を受け入れる体制をとということで、ひょっとしたら学童疎開があるかもしれないようなそういう取り組みを、行政としての対策をご提示くださいましたし、教室も疎開される方のための教室も45人分ぐらいの教室は確保していただくことなんでもお聞かせいただいておったわけですが、実際はやはり、ああそういう状況にあってもやはり皆さんふるさとがいいという方がほとんどであったということを目の当たりに今回させていただきました。

戦時中は学童疎開というような発想ではもう一切そういうのは通じない、駒ではないんだと、人間がね、それを思いまして、今後愛荘町でも住民の安全とか、幸せ、福祉的な部分も見直していただいている行政やら、この議会人として本当に町民の方々を大事にしなければいけないなということ、今回本当にさらに心から思わせていただいた次第です。

やはり、皆さん自分の住んでいるところがいいんですね。それを本当に見せ付けていただいた気がするのです。だから、そういった中で、今回さらに表情が本当に一変したような中で私の町のあり方というのが、自治基本条例の答申を超えた中でも、考えていかなければならない点もあるのじゃないかと思っております。そこも含めた新しい私たちの町のあり方ということも含めて、設定を今後、いかなければならないのじゃないかと思っておりますので、そ

こちらも含めて考えていただけたらなというふうに思っております。

それと、第2番目の太陽光発電などの自然エネルギーへの取り組みということで、ご説明いただきまして、これも9月に自然エネルギー推進のために増額補正ということでありがたいと思わせてもらいますけれども、昨年の実績は何人で、どのぐらいの方が補助をいただけなかったのか。今年度現在の申請状況ですね、これほどいう状況になっているのか。もしわかりましたら、お聞かせいただきたいと思っておりますのと、2点目の自然エネルギーの取り組みも、やはり愛荘町だけでなく今彦根愛犬での定住自立圏構想とかというようなこと、ビジョンも取り組まれている中でも、やはりバイオ大学などとの連携でのバイオマス発電、この間テレビでも見せていただいていたましたら、休耕田で資料用のお米などを熟成して、それをバイオマス発電に取り組んでおられるというようなこともお聞かせいただきましたし、そういったことも広域で取り組めることにも提案もしていただけたらいいんじゃないかなということも思わせていただいておりますが、その点についてまいかがでしょうか。

それから、節電対策についてですけれども、今一番話題になっておりますのが、蛍光灯とかそういう電球ですね、LEDに取り替えるということが本当に節電につながるという取り組みがあちらこちらで伝えられておりまして、中にはLEDはすごく高いので何千円か以上、それを取り替えられたところには補助金を出すというような区でしたかね、何々区と言っておられましたけれども、そういった取り組みもされているところも出てきております。そういう制度も考えていただくのもいいんじゃないかなと思いますけれども、その点まいかがでしょうか。よろしく願いたします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)再質問にお答えしたいと思います。

自治基本条例の関係につきましては、非常に行政需要につきまして複雑多様化いたしております、そういう行政需要に対しまして、真に自立した自治体になっていくためには、やはり住民と協働のまちづくりをしていくことが不可欠だと、こう思っておりますし、そのルールづくりと言いますか、町民とそれから事業者あるいは町全体との役割分担を明確にしながら、このルールづくりをしていくということで、その指針となるのが、この基本条例というふうに考えさせてもらっております。

そういう中で総合計画の将来像のビジョンにしたがって、役割分担あるいは分担をしていくかというところ辺を明確にしていくことが大事だと思っておりますし、それがまた、皆さん方と、先ほど申し上げましたように、説明会なり、あるいはまたたぶん講演等をいただくということでございますが、そのためにまずは、職員が周知していないとなかなか住民の皆さん方にも説明できませんので、まずは職員が基本条例に対しての答申いただいた内容を含めて、鋭意勉強させてもらって、住民の方々にもご説明をさせていただくということで進めていきたいと、こう思っておりますのでよろしく願いたいと思っておりますし、また付け加えて申し上げていただきました震災の関係もということでございますが、防災につきましては、一定の体制の強化等を図らせてもらっておりますが、今言われているのは防災から減災、いわゆる二次災害に対しての減災を図っていくことが、これから必要かというふうなことが求められてくるんじゃないかと思っておりますので、その辺につきましては、また皆さんからのご意見等をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長(辰己 保君)環境対策課長。

○環境対策課長(飯島滋夫君)まずは太陽光発電システムの22年度の実績と23年度の状況について説明させていただきます。

22年度につきましては39件ございまして、補助金額といたしまして421万8,000円でございます。この39件につきましては申請された方全員にお支払をさせていただいております。本年度の23年度につきましては、6月7日、昨日現在ですけれども22件申請がございまして、金額では235万5,000円となっております。そういうことで質問にありましたように、360万円の今年も残ですので、先ほども言いましたように9月で補正をさせていただきたいと思っております。

次に、LED器機への買い替への補助金化でございますけれども、私もインターネット等で調べましたら、東京の方でされておりました。5,000円以上買うと、区内で使える商品券3,000円分を渡すという補助金ですけれども、節電対策の一環としてLED器機の普及はしてまいっておりますけれども、LED器機の買い替えに対する補助金化につきましては、現在のところまだ考えておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後1時58分

再開午後1時59分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境対策課長(飯島滋夫君)すみません。定住自立圏の関係で環境エネルギー部会が設けられておまして、その中で、昨年度、愛知川駅の方に太陽光発電を設置しております。バイオマスの発電等については、そこではまだ検討はしておりませんが、今後もっとでてくるかもわかりませんが、今のところは太陽光発電を愛荘町1基と彦根市で1基、10kwと7.7kwでしたかね、設置をさせていただいています。

○議長(辰己 保君)よろしいですか。

○2番(嶋中まさ子君)はい。

○議長(辰己 保君)これで、2番、嶋中まさ子君の質問を終わります。

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)次に、10番、西澤久仁雄君。10番、西澤久仁雄君。

〔10番西澤久仁雄君登壇〕

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います前に、一応嶋中議員も質問されましたが、一応新エネルギーとか節電、このあと河村議員もそういうふうな趣旨の質問をされます。ということは、これだけ議員さんも多くの方が関心を持っておられる。また、町民さん、全国民も、こういう時期、節電にという気持ちがあるので、あえて私も質問させていただきます。

東日本大震災で、安全であると言われていました原発が崩壊いたしました。これを踏まえて、日本政府が原発を見直すことの方針を出され、今後は原発に頼らない発電事業に切り替えていくことの方針を出されました。我々は日常電気を当たり前のように使っていましたが、今回の原発事故で考えを新たにしなければならないと思います。

特に原発に近い人は避難、避難と言って避難されておられます。聞くところによりますと、近くの方はもうここでは住めないと言って、自分の住み慣れた土地を離れ、あるいはまた完全に何年間かを疎開をするというふうになり切っただけで、そういうふうにご考慮される方も多いと書かれております。

また、原発には処理方法を誤ると、20年、30年と相当に長引くと報道もされておられます。また、原発の賛成・反対は関係なく、国民は放射性廃物という危険に取り組まなければならないことも報道されています。一番問題は、使用済核燃料の処分問題と思われませんが、日本では使用済核燃料から核物質もプルトニウムとウランを取り出して、燃料として再利用する核燃料サイクル路線を押し進めてきたものの、行き詰まっているようですが、最終処分はしなくてはなりません。

報道によりますと、世界で1ヵ所フィンランドが最終処分場を建設中だそうです。聞くところによりますと、地下500mのところ容器に入れて埋めて、無害になるまで10万年かかると報道されておられます。日本にはその地質的に場所がないそうです。

世界では、原発はよいが、使用済み放射性廃棄物の処理が大きく問題になっております。今国民が原発を真剣に考

えなくてはならない時期だと思しますので、町長にその旨のことをお伺いしたいと思います。今回の原発事故をどう受け止めたか、また今後の発電事業についての考えは、町長としてお考えをお伺いいたします。

次に、東電・東北両電力管内で大口の需要の電力使用制限を7月1日から電力15%削減、制限令が正式決定されました。関電管内でも、福井県の原発等でこの夏は電力不足が予想されると報道されていますので、我々も節電の工夫が必要と思われます。

庁舎内等での節電計画と賑わいのあるまちづくり計画で示されました街路灯整備で発光ダイオードの照明にされるのか、また、政府が重要視されておられます自然エネルギーの1つとして、太陽光発電がありますが、町が現在最高12万円の補助金を出しておられますが、予定では今年度で最終年度と聞いておりますが、この補助金についての考えをお伺いいたします。1、庁舎内で節電を計画されているのか。2、街路灯・防犯灯等を発光ダイオード照明に切り替えを考えているのか。3、太陽光発電の補助金の継続と金額のアップをお考えになっておられるのかをお尋ねして、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)先ほど瀧議員のご質問にも、原発事故に関わる問題として、お答えいたしました。今回大きな事故は何と言いましても安全、安全と言われてきた神話が完全に裏切られたことだと思っています。

この事故を通じて、これまで当事者と研究者しか知らなかった多くの問題点を我々国民がはじめて知ったというのがたくさんあります。その1つ、今も申し上げられました制御が働いて停止はしたけれども、この原子炉と使用済核燃料は冷却し続けなければならないということ。そして、冷却が止まると核燃料は2,000℃を超えるような高熱になってきて、炉体をはじめすべての物質を溶融し、合わせて大量の放射能を発散し続けるといったこと。また、原子炉本体の圧力容器自体は頑丈でも、電源や配管などの冷却給水機能の複雑な周辺機器が極めて脆弱で、津波襲来前に、地震の揺れによってそれが破壊されたということも明らかになってきました。福島では想定外の津波によって破壊されたとの当初の発表がここで覆されているわけです。地震発生時に電源や冷却機能が止まったということも明らかになってきました。

これらの事故はいずれもいずれも重要な事項で、敦賀原発の安全性を再検証しなければならないものと思います。先日、関西電力彦根支店から敦賀原発の構造や安全対策について説明に来られました。安全対策に懸命の努力を傾注されていることは理解できますが、私は根本的に改めて不安を禁じ得ませんでした。

まあその1つ、日本海には津波は来ないとのが前提が、これもあったのですけれども、先般来ております。津波は日本海にも来ると確認したところであるということでございます。福島の事故から原子炉周辺機器は津波ではなく、大きな地震によって冷却や電源機能に故障をしたということ。ですから、津波が来なくても地震で壊れる。

それから、2つ目に、関西電力の11基の原子炉のうち1基は東京電力福島と同じ沸騰水型でありますけれども、残りの10基が加圧水型であることであります。これも詳しく関西電力の担当の方が説明いただきました。これは水の沸騰点を300℃まで、400℃近くまでいとおっしゃっていましたが、とにかく300℃まであげるために、水の気圧を160気圧もの高圧をかけて圧力容器内の水温をあげると、要するに、水に圧をかけると高温まで沸騰しないということだそうであります。これは山で低圧のところでは飯がうまく炊けないというのと一緒で、沸騰点が気圧の低いところに行くと、高くなれば上がるという、こういう原理になるわけですが、その300℃の熱を配管で導いて熱交換器で蒸気に代えてタービンを回すというのが、この加圧型だそうであります。沸騰水型より非常に複雑な構造になっているということがわかりました。

地震によって原子炉周辺の配管に穴が開いたり、漏れが生じると、この加圧した圧力が急激に下がって300℃以上あった水の沸騰点が一気に下がって、一わけたまま沸騰点が下がるわけですから、水蒸気と化して、もう、大爆発

を起す危険があるというわけであります。福島のような時間的余裕をまったくなく、福島で起こった水素爆発より水蒸気爆発の方が怖いと言われているわけであります。

これいづれも私はインターネット等の知識で受け売りでございますけれども、こうなりますと、原子炉内の水は空っぽ、炉芯溶融が始まって福島1号機のように炉芯に穴が開き、次に原子炉格納容器にもさらに穴を開けて、さらに下までメルトダウンしていくと、もうこうなったら手のつけようがないという状態となります。

放射能は塵によって、風によって押し寄せてくる。避難する時間も極めて短時間、敦賀から風下の我が町は避難を余儀なくされる事態を想定をしておかなくてはならないというように思います。

日本電建の高速増殖炉もんじゅの燃料は、これは放射能半減期が2万4,000年というプルトニウムでありまして、冷却は猛毒の液体ナトリウムだそうであります。水ではありません。こんな原子炉の事故対応などはだれもわからないと言い、欧米ではもうすでにほとんど増殖炉の開発を諦めて、廃止したということらしいです。日本にも良識ある原子力研究者はこれまで警鐘を鳴らし続けてきましたが、経済優先の大きな声にかき消されてきました。

私は、原子力発電に頼ることなく、少々コストが上がっても安全なエネルギーに転換を図るべきと考えております。原発のコストは化石燃料の半分程度と言われてはいますが、このコストには冷却し続けなければならない使用済核燃料の管理処分費、老朽化した原子炉の解体費、今回のような莫大な事故の補償費などいづれもこの経費には含まれていないそうであります。

また、従来から、原子炉には国民の税金が一定投入されておまして、今回の事故についても国が責任を持つ分は、結局国民負担となり、大きな今回のつけを払わされる結果となりました。

ここで新しい電力発電をどう考えるかということですが、先日、脱原発を唱えておられるソフトバンクの孫さんがメガソーラーの構想を提唱されました。私も早速10日に嘉田知事に愛荘町の遊休候補地4ヵ所、24haの資料を説明をしまして、代用地はこういったものもありますよと、まだまだ構想の、構想といったところで基本コンセプトは何ら決められていませんでした。

しかしながら、これから小さな努力を重ねていく、今我々ができることを地道にやっていく必要があるのではないかと、太陽熱あるいは風力、風力はなかなか個人では難しいかも知れませんが、節電の対策、昨年、この愛荘町でも少しでも室内温度を下げるということで、管理課の方でゴウヤによる窓のカーテン、グリーンカーテンをやってくれました。

これは町長が指示したわけではなくてありません。職員自らの発案として、こういうのを一度やってみたいということでやってくれたということで、大変私は感激したところでありますけれども、こういったものも、これから立てていかならんと、私は今ゴウヤの種をもらって、芽出しをして、これから植えようかなと家の方でも思っている次第でございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)環境対策課長。

[環境対策課長飯島滋夫君登壇]

○環境対策課長(飯島滋夫君)西澤議員の2点目の電力不足による節電計画と新エネルギーに対する補助金のご質問のうち、1点目の庁舎内の節電を計画しているかについてにお答えいたします。

平成20年3月に策定された愛荘町地球温暖化防止実行計画に基づき、両庁舎の冷房時の設定温度を28℃にし、OA器機の省エネモードの設定、グリーンカーテンの実施や昼休み時や不要時の消灯など省エネルギー対策を実施しております。今般の電力不足が予想されることに鑑み、さらに節電を積極的に進めてまいりたいと思っております。2点目の街路灯、防犯灯を発光ダイオード(LED)照明に切り替えることを考えているかでございますが、LEDの蛍光灯ではCO<sub>2</sub>、50から80%の削減ができ、また有害な水銀を含まず、虫が集まり難く清潔で長寿命という地球にや



さいい次世代照明とされています。順次計画的な切り替えが必要と考えますが、技術開発や導入実績などを研究しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の太陽光発電(自然エネルギー)の補助金の継続と金額のアップを考えているかについてお答えをします。補助金の継続につきましては、先に答弁しました嶋中議員と同じですが、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの有効利用を促進するために、平成21年度から個人住宅に太陽光発電システムを設置される方への補助制度を実施しております。今回の東日本大震災以降の自然エネルギーへの意識の高まりや設置状況から補助金の継続を図ってまいりたいと考えております。また、補助金額のアップについては、単価アップは考えておりませんが、9月議会で予算総額の総額補正を考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄、再質問を行います。

今、町長はいろいろと申されました。結局、私が言いたかったのはやっぱり核廃棄物が一番重要であるというのが一番言いたかったわけです。それで、この前の新聞の切り抜きを持ってありますが、今まで日本国民というか、日本全体として原発は当たり前というようなことで全部通っていた。それも裁判官も裁判にかけられても、そういうような先入観で原発は当たり前というふうなことで、裁判も通してきたということで、ここに裁判官の記事があります。これはだいたい読んでもらうと、「原発推進は司法の問題、司法が解釈をしていなかった」ということで、今度からは反対されて、昭和29年生まれの方で、今年3月末で依願退職されて、新聞に載っております。

日本国民も今、町長がおっしゃられたように、日本国民もこの原発の深い危惧を全然知らされていなかった。それに今になってやっと国民が原発はこういう副産物があるんだぞというようなことを、全部国民が知ったと思います。

それで、いろいろな問題がありまして、今後の発電事業に関しては、まだまんの基本的なことがまとまっていないとおっしゃいますけれども、日本政府も一応太陽熱、太陽光発電に補助金を将来はつけていこうというような話も、結局届いておりますので、そういうことがもしできるならば、我が町もいち早く、それに賛同し、補助金程度もぜひしてもらいというのが1点でございます。

次に、庁舎内での節電計画の中で、さらに積極的に努めていきたいというふうな答弁をいただきましたけれども、さらにというのは何%目標で、何を考えておられるのかということお聞きしたいと思います。

そして、次に、街路灯の問題も発光ダイオード照明に切り替えるというようなことで、これ電気代は、だいたい7分の1程度、そして街路灯の今使用電力の定額と言いますか、これが決まっているので、関電にお支払いされておられると思います。

それで、まずは彦根の関電営業所に、もし街路灯、防犯灯を発光ダイオードの照明に切り替えた場合に、減額の電気料にならんのかなのか、どういうことやという質問をしたら、大阪本社の方へ聞き合わせてくれました。大阪本社もそのことを「やっぱり国民に、皆さんにそういう節電をお願いしたい立場であるので、何とか今は前向きに検討中や」という返事で言われました。

それで、この太陽光発電というのは義務になりますけれども、私はもう部屋の中6個付けて節電に努力しております。というのは、そういう週刊誌あるいは新聞等で、前々からLEDの問題はやかましく言われていたので、家のため、まず節電のためと思っています。

それで電気代、そして虫が寄り難いというのは、LEDは発熱しないので虫が寄りにくい、そういう意味なのです。とりあえず、技術開発や導入実績の研究を進めていくというような答弁でしたけれども、一応、町としての考え方をしっかりと持って答弁していただきたいと思います。これでは、先ほど嶋中議員におっしゃった答弁と同じですけれども、もう少し踏み込んだ研究もしていただきたい。

そして、3番目に、太陽光発電に関連して、9月に予算の増額補正を考えているということでもございましたけれども、

………  
いったいそうしたら、どれだけどういふふうにいるのか、具体的な計画があるのですか。これも合わせてお答え  
いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君) 暫時休憩します。30分まで休憩します。

休憩午後2時22分

再開午後2時30分

○議長(辰己 保君) 休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

〔総務主監福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君) 再質問につきまして、私の方から、さらに節電につきましてのご質問にお答えしたいと思  
っております。

庁舎内の節電につきましては、先ほどご答弁をさせていただいておりましたが、さらに節電というふうな  
中で、現在、課長会すなわち愛荘町の地球温暖化防止のための推進委員会という本部を設置いたしておまして、  
その中で、できることについて、また協議をしながら進めていきたいと思っております。

現実的に今行っておりますのは、ここ2年間だったと思はすけれども、それぞれの各課で使用いたしております公  
用車あるいは電気の使用料等は調査をさせていただいておまして、これらに基づきまして、今後の対策等につい  
ても研究をしてみたいと、こう思っております。

そういうふうな取り組みをしながら、会議室等につきましても、使わない部屋の電気の消灯なり、また廊下の節電等  
につきましても、皆さん方のご協力をいただきながら努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上  
げたいと思います。

なお、この地球温暖化防止計画の中におきましては、いわゆるベンチマークというか、目標設定につきましては数値  
化をいたしておりませんので、それぞれのできる範囲の中で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以下のご質問につきましては、環境対策課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長(辰己 保君) 環境対策課長。

○環境対策課長(飯島滋夫君) 太陽光発電の補正額の数値について、お尋ねがございましたので、お答えをさせて  
いただきます。太陽光発電につきましては、先ほども言いましたように、23年度で22件の235万5,000円が補助金  
で、もうお支払いをさせていただいております。予算が360万円でございますので、今後の動向を見ながらになると思  
はすけれども、どれぐらいの予算規模にすればいいかは、今後の動向を見ながら補正予算で対応させていただき  
たいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(辰己 保君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 私からも、ちょっと思いの一端を述べさせていただきたいと思はすけれども、太陽光なんかで  
まいますと、100万戸と今の総理が言われたらしいですが………

○議員 1,000万戸です。

○町長(村西俊雄君) ああ、1,000万戸、失礼しました、1,000万戸、そうしますと、滋賀県はだいたい100分の1ですから  
10万戸になります。愛荘町は、さらにそのだいたい100分の1で私はいつも計算して、全国の1万分の1でいくので  
すけれども、そうなりますと、1,000戸ということになりますので、例えば1,000戸を目標に、予算化を図っていくとか、  
今、年間30戸か40戸ぐらいの単位ですと、まだまだ先の話になります、そういった指標を持つとか、ぜひそういうこ  
とも検討していかないとあかんのかなというふうにいる。

LEDIにつきましても、進めていくべきでありますけれども、実は庁内のこれをLEDIに替える、あるいは街灯をLEDIに

替える、いろいろ検討したことがございます。なかなか技術革新が進んでいませんでして、たくさんある街灯をLEDに替えることをメーカーなりに相談したのですけれども、なかなか技術的にまだ開発されていなくて、全部そっくり替えないといけない。そうすると1個何万円とかかるといような状況で現実的でない。球だけをずっと替える方法はないのかいなというようにも言っていたのですけれども、そして、また長尺の長い蛍光灯、これもLEDが半年ぐらい前ですけれども、私の家で切れて買いに行ったら、まだ、そんなものほども売っていません、できていませんという話で、まだまだかなというふうに思いました。

小さい球は、私のところも切れる度に替えていますけれども、そういう庁舎内もLEDに替えられるものほどもんごん替えていく必要があるのかなというふうに思っております。

そして、小さな節電に対する、20年3月に愛荘町地球温暖化防止実行計画というものをちゃんとつくってございまして、この中にエネルギーの省エネルギーの推進、電気使用料の削減に向けた取り組みも非常に細かく書いてございまして、これを実践にすぐ移すと、計画倒れじゃなしに、非常に細かく出てございまして、会議室の電気はどうか、晴天時に窓際の照明を消すとか、非常に細かく、そういったものをもう一度、再認証して再検証して、みんなが同じ思いで実行できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄、再々質問というよりも、先ほどの街路灯や防犯灯の件に関しても、答弁はいただいております。なぜ、これを私が質問したかと言いますと、この前の全協のときでしたか、配っていただきました。そのときに、社会資本整備総合計画の中に、街路灯整備という項目があるのです。それをご存知だと思っております。この答弁いただけたと思ったのですけれども、この答弁いただけない、情けない。ここに書いてあるのは街路灯の整備、地元商店街と協議し、現在の街路灯を中山道にふさわしいものに改修、23年度に計画を策定して、24年度に地元の商店街と協議、こういう計画を持ってございまして。とか言ってくれたら、これでわかる、ちょっとも言ってくれない。独自だと思って質問したのはそこです。全協に配っていただいております書類等も、しっかりともう一度職員さんも勉強していただいてこうゆう答弁に役立てていただいたら、質問もしなくていいのに、大変残念なことと思っております。これについて、ちょっと誰か答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)副町長。

#### 〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)それでは街路灯、防犯灯に代わりますこのLED電球の切り替えについてお答えをいたします。

今、議員お示しいただきました、3月議会でお示しさせていただきました社会資本整備計画、これを作成する時点で、実は街路灯をLEDに替えられないかということで、既にその製造会社等々とあたってございまして。現在、街路灯に適用するLEDはつuckingないということでございまして。それで、じゃあつuckingたらどうなのかということをお示し上げたのですが、ある程度の個数が固まれば、コストに合うけれども、少数の数ではコストは合わないということになりますし、その器具自身もそれのように替えていかなければならぬというような話もございましたので、今のところはそういった概算経費というか、そのときには経費は全然出していないのですけれども、今後やるときには当然、技術開発も進むと思っておりますので、そういったことで十分踏まえつつ、LEDが使えればありがたいなというふうに思っております。普通電球ですと、実際よく切れますので、しょっちゅう替えないとならん。LEDですと、発光体ということで、切れるということおまほとんどないということですので、そういうようなものを使えればありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これで、10番、西澤久仁雄君の質問を終わります。

◇高橋正夫君

○議長(辰己 保君)次に、14番、高橋正夫君。14番、高橋正夫君。

〔14番高橋正夫君登壇〕

○14番(高橋正夫君)14番、高橋正夫です。愛荘町の農業政策について質問をさせていただきます。本年度から農業者個別所得補償制度が本格実施されるものの農業は非常に厳しい状況におかれていることは誰もが認識しているところでございます。外国農産物の輸入増加による農産物物価の値下がり、米の消費の落ち込みなど米価格の下落など、これらは農業者に深刻な影響を与えております。加えて、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、耕作放棄地等々、数多くの農業問題・課題が山積しておりますが、農地は多面的な機能を有し、生産物を生み出す大切な資源でございます。そうした中、当町の農地は集落営農組織、特定農業団体、認定農業者、さらにはJAの子会社アグセス愛知などによる耕作の維持をしている現状でございます。今後も耕作の継続維持を図るためには、現行の補助制度にとらわれることなく、新しい町独自の施策も中長期的に目標を定めて検討されるべきではないかと思えます。10年後の先、20年後の先を見据え、希望の持てる、そして次世代の若い人たちが意欲を持って取り組める農業を育てることが重要と考えます。

愛荘町総合計画の農林業の進行施策方針には、1つ、農林業の生産基盤の強化、2つ、環境と健康に配慮した農林業の振興、3つ、後継者の育成、4つ目には交流型農林業振興と具体的な方針が謳われておりますが、今後どのように推進されていくのかお伺いいたします。

また、建設中の給食センターの道路沿いの壁に「おいしい地元の食材を食べよう、地産地消」と書かれた看板がございます。今後、当町の地産地消の推進と、学校給食の安全な食材利用については、どのように推進していくのか。加えて、パン食が増えて米の消費が落ち込んでいる現在、米の消費拡大の面から、米からパンが焼ける家庭器具が人気を集めているようでございますが、こうした器具に購入補助をいただき、米の消費拡大を図る必要があるかと思えます。いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、町長に明確な答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)高橋議員のご質問についてお答えします。

農業は、我が国が生きていく上で必要な食料を生産する根幹産業であります。また、食料の自給率の向上に寄与し、食料の安定供給に貢献するという役割以外に、環境の維持保全や雨水を一時貯留することによる災害防止などの多面的機能も有しています。こうした背景から、国は農業の産業としての持続性が失われてしまえば、国民はこうした恩恵を受けることができなくなると、平成22年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境整備として、戸別所得補償制度を導入することとされたことであります。

一方、中長期的な独自の展望に至っての将来ですけれども、愛荘町総合計画に謳われております施策の実現に向けて、先ほどの国の基本計画に基づき、打ち出されるさまざまな施策を活用しながら、事業を展開しているところであります。中でも、交流型農林業振興につきましても、今年度から新たに農家民泊を起爆剤に体験型農業による事業展開を図っているところであります。

また、地産地消につきましても、湖東定住自立圏における湖東圏域地産地消推進協議会が今年度策定を進めております地産地消の推進方針や、町が平成22年3月に策定した健康あいしよ21の食育推進計画に示されている取

り組みの具現化に向け、就業努力を進めたいと考えています。

とりわけ、地産地消事業の促進につきましては、やはり野菜などの生産拡大が重要な力をこぎっておりますことから、今年度新しい施策として町単独予算でパイプハウスの補助金を創設したところであります。

最後に、地元産食材の消費拡大につきましては、当町農業委員会でもたびたび議論となっているところで、当面は学校給食を中心に拡大を図り、生産者団体の代表である農協や農業者、あるいは商工会等あらゆる団体と連携を図りながら、推進していきたいと考えています。

また、ご提案の米粉パン焼き器につきましても、私も大変関心があり、ぜひ買ってみたいなと思っているものであります。米消費拡大の推進策として、これの補助制度は1つの促進策かと思いますが、公費補助対象の適確性などを今後議論していきたいと考えているところであります。

○議長(辰己 保君)14番、高橋正夫君。

○14番(高橋正夫君)14番、高橋です。再質問を行います。

ただいま、町長の方から大筋の答弁はいただいたところでございますけれども、特に農業後継者、担い手の育成につきましては、総合計画に謳われておりますように、生産組織の育成ということで、集落営農組織また特定農業団体、認定農業者などの協力的な育成、また農業経営の支援につきましては、国の方で補助事業で経営体育成支援事業があるように聞いております。こうした事業への推進の指導、特に担当課としましては各集落に広げていただいて、こういった国の補助制度がありますので、どんどん進めていただきたい。それと同時に町単独の施策につきましても、今後十分検討されるように再度お願いをしておきます。

なお、JAの子会社アグセス愛知につきましては、平成7年に設立されております。当時、集落における後継者、あるいは担い手不足によりまして、耕作の放棄地が徐々に増えつつある中、旧秦荘町当時でしたけれども、北川兵道町長のときだと思いますが、町が支援するので、それを条件にJAが耕作をすると、耕作依頼を町からした経緯がございます。現在、集落で作り手のない所、特に作業の困難な所、ほ場約44ha、440反をこのJAの子会社アグセス愛知が耕作をされております。

昨年にも要望書、機械の購入の要望だったと思うのですが、こういった要望も出されておりますけれども、いまだ何の補助の折も聞いていないというようなことも聞いておりますし、特に農地を放棄地を守る、放棄地じゃなしに農業を守るという点からも、こういった支援策を何とか考えてやってほしいというふうに思っている次第でございます。また、経営のアグセスの状況、内容を見させてもらいますと、確かに補助金とか、助成金でとんとんというような感じで、今経営の推移が出されておりますけれども、JAの本体から毎年人件費800万円なり、900万円をまうり込んで、そういった状態でございますので、その辺を十分認識していただいて、今後の支援に努力をいただきたいというふうに思っております。

それと、次に学校給食開始を目前にいたしまして、安全安心な地元の食材を利用することについては、具体的な計画がまだ見えておりません。食料・農業・農村基本法が制定され、食料自給率の向上は緊急な課題となってきている現在、農林産業を町の基盤産業に位置づけまして、町民の健康を守る地産地消と食育の実践を強力的に押し進める必要があるかと思えます。

町執行部ならびに担当の農林商工課、教育委員会、政策調整室、JA、農業生産者等など、いろいろ関係機関が協議検討されまして、地産地消と食育の推進計画を早急に策定されるべきと思いますが、これについても答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願します。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長北川元洋君登壇〕

○農林商工課長(北川元洋君)ただいまの高橋議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

愛荘町は現在、担い手と位置づけております認定農業者が21戸、そのうち法人化経営をしておりますのが6団体ございます。その中にアグセス愛知が含まれるわけでございます。それと、特定農業団体といたしまして11団体があるという現状でございます。こういうのを、当町といたしまして担い手と位置づけております。

先ほど質問のありましたアグセス愛知につきましては、平成7年に設立で43.63ha現在経営をしておりますわけでございます。特に多いのは岩倉集落の11.07ha、常安寺の8.52haという形になっております。ご指摘のとおり、平成22年度売り上げ約3,000万円ございました。先ほどご指摘のとおり、農協からの支援等を引きますと、約120万円の赤字というところでございます。

町といたしましては、今後ますます厳しくなっています農業行政の中で、新たな道筋をつけるために、地域農業での新たな生産物等の試行的な取り組み等をアグセスにお願いしながら、支援してまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、こうした、先ほど担い手に対する支援でございます。ご質問のとおり、経営体育成支援事業が国の方で創設されております。これは新規農業者、さらなる経営発展を目指す農業者まで、多様な経営体の育成、核を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備を支援する事業でございます。これに国は今年度約71億6,800万円の予算を計上しております。

こうした新たな支援事業を、農業者等の間で、行政が国県とのパイプ役となり、こうした支援が受けられるように積極的に進んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

〔教育次長村西作雄君登壇〕

○教育次長(村西作雄君)今ほど高橋議員の方から学校給食における地産地消の推進についてもお話をいただきました。

学校給食の食材の購入でございますけれども、毎月1回、それぞれ別件で必要なキャベツあるいは白菜・人参と、そういうものが決まっておりますので、それを基に入札をしているわけですが、できる限り愛荘町内でとれたもの、またその次は県内の産地でとれたもの、そういったものを優先、これは入札のお金との関係がございますので、あんまり価格が開いていると地場産ばかりという採用はなかなかいかないと思っておりますけれども、そういった費用の面も含めて、できるだけ町内産、県内産というような形で購入をしているところでございます。

平成20年度では、地産地消の野菜など購入している割合は21.5%ということでございまして、実は県平均の採用率を下回っておりました。しかし、21年度からは県平均を上回り、昨年11月の調査では、地場産の使用率ですが33.2%、これはご承知、見ていただいたかも知れませんが、本年3月9日付けの中日新聞で愛荘町がトップであるということが大きく報道されたところでございます。

県全体の評としては、そういった地場産率は25%を目標にというようなご指導をされておりました。現在、その昨年の11月の検査では8市町が達成をしているということで、その中でも愛荘町が昨年11月の調査はトップの率だったということでございます。

今後ですけれども、また定住自立圏の関係で地産地消の部会等もございまして、これは私ども教育委員会、そして農林商工の両サイドからの部会も出るに至っております。学校給食だけではなくて、できるだけ圏域で有効活用、有効活用というのですが、圏域の産物もお互いが各小中学校、圏域の小中学に誘導していく、買っていくというような形で定住圏の取り組みと合わせてこの地産地消の推進を、学校給食の立場からも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)14番、高橋正夫君。

○高橋正夫君(14番) 質問者(高橋正夫君) 質問者(高橋正夫君)

○14番(高橋正夫君)再々質問を行います。

農業の問題につきましては、なんらかのやっぱり行政としての支援を考えていかなければ、ここ10年先、20年先、ほんとうに農業は衰退してしまうというふうに思うのです。それで、答弁いただきましたように、あらゆる角度から支援策を今後も検討していただきたいというふうに思います。

また、学校給食の食材につきましては、今も答弁いただきましたけれども、やはり地元の食材が第1でございますので、今後は地元で、どこの地区はどのような野菜をつくってほしいとか、いろいろな思いがあると思うのですが、そういったことを、やはりJAなり、生産者と協議をしながら地元の食材を生かすというようなことで、そういった面についても検討いただきたいなというふうに思ひまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)14番、高橋正夫君の質問はこれで終わります。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)次に、6番、河村善一君。6番、河村善一君。

#### [6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。一般質問を行います。2点について質問させていただきます。

3月11日午後2時46分、愛荘町3月議会の予算特別委員会の開会中に起こりました東日本大震災は、議場が揺れ、何かしら不気味な感じを受けました。その後のテレビ中継を見ながら、ただ事ならぬ震災であると感じ、こんなことが本当に起こっているのか、何か夢を見ているような思いをいたしました。

5月29日の警察庁のまとめで、死亡者1万5,269名、不明者8,526名、合計2万3,795名の方々が犠牲になりました。この方々以外にも病気になられた方々、原発でふるさとを離れられた方々、土地・建物をなくされた方々、被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げたいと思います。

東日本震災に対し、愛荘町として取り組んで来られたことについてお尋ねいたします。

1つ、愛荘町の震災に対する取り組みはどうであったのか。愛荘町としてどのような取り組みをされたのか。広報あいしゅう(5月号)で義援金・救援物資の提供・被災地への職員派遣等が報告されていますが、これ以外に何らかの取り組みをされてきたのか。当初、被災者の方々の受け入れを検討されていましたが、実際はどうであったのかをお尋ねします。

2つ目、もし愛荘町で東日本震災のような震災が起こったならば、どう対応されるのか。

今回の震災は、(1)マグニチュード9.0の地震、(2)津波、(3)福島原発による放射能漏れによる避難、土地への汚染、(4)風評被害と言われ、(1)(2)は天災、(3)(4)は人災と言われています。そのすべてにおいて、今回想定外の事が起こりました。もし愛荘町で東日本震災のような震災が起こったならば、どう対応されるのか。今までの防災対策でよいのか、見直す必要があるのではないのか。今まではそんなことは起こらないであろうと、最悪の事態を想定したシミュレーションはしたことがなかったと思います。今後、あらゆる角度から検討する必要があると考えます。そのうえで、今後の町の長期計画を見直す必要があると考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

3、福井原発で、今回の福島原発のような原発事故が起こったならば、どう対応されるのか、お尋ねします。

愛荘町は福井原発から少し離れていますが、びわ湖が放射能によって汚染されれば、関西の水がめとしての水が飲めなくなり、漁業にも甚大な影響を与えるものです。また、愛荘町は30キロメートル以内に入っていないませんが、福島第1原発の震災の影響で東京都金町浄水場(葛飾区)では、基準値を超える放射性ヨウ素が検出されました。直線距離にして200キロメートルの範囲で水源・土壌・空気の汚染をもたらすことが実証されたこととなります。原子力発電の安全性が揺らぐ中、より安全な対策が求められます。早急な対策を打ってもらわなければならないし、町民に納得のいく説明を求めたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。



4、今後の節電対策について、愛荘町としてどう取り組まれるのか。

原子力発電の停止が求められる中で、電力の不足が起こってまいります。滋賀県および関西広域連合委員会では、節電策を提案されています。愛荘町として節電策をどのように考えておられるのか。また、町民に節電に対する協力をどう求めていかれるのか、お尋ねいたします。

5番目、地域の絆、家庭の絆の必要性について、お尋ねいたします。

今回の震災にあたって、海外のメディアから、日本人の忍耐力や冷静さ、実に高潔だった(米ニューヨーク・タイムズ)、非の打ち所のないマナーに、まったく損なわれていない(米ロサンゼルス・タイムズ)、米CNNテレビでは、なぜ日本では略奪が起きなかったのかというテーマが議論となり、敬意と品格に基づく文化だから、愛国的な誇りと分析や声が寄せられた。

また、惨事でも配慮を忘れぬ文化に世界が驚いた(韓国中央日報)、教師は最後まで電気を消してから教室を離れ、避難民は暗闇の中で秩序正しく並び、救援物資を受け取る(中国新京報)など、震災に際して浮かび上がった日本人の精神性にこそって称賛の声が寄せられました。

その反面、昨年1月、NHKスペシャル「無縁社会無縁死3万2,000人の衝撃」が放送されて以来、無縁社会や無縁死がネット上に氾濫しています。このことは、無縁社会家族や地域とのきずなを失った人々が急増し、無縁社会が拡がっていることを物語っています。今回見た東日本震災での地域の絆、家庭の絆は、地域社会の再生に必要なものと考えます。社会が崩壊しようとしている昨今、今一度見直すときではないでしょうか。このことについて町長の考えをお尋ねいたします。

2つ目、愛荘民泊の取り組みについてお尋ねいたします。

民泊は、ここ近年、中学・高校生の修学旅行などで取り入れられ、大きな成果をあらわしており、全国的な傾向となってきています。今年の愛知中、秦荘中の修学旅行でも、修学旅行先で農家や漁家に泊まり、よもぎ餅をつくったり、船釣りなどをされています。

昨年の6月議会において、「愛荘町で中学生の民泊の受け入れをしたらどうか」との一般質問をさせていただきましたところ、町長はじめ農林商工課の積極的な取り組みと、民家の理解があり、今回の民泊の受け入れにつながったと思います。

初めての農家民泊として、5月12日から13日、神戸市立垂水中学の2年生の33名が来られました。受け入れ家族は8軒でした。今回の民泊について、新聞社・テレビ・秦荘有線でも報道・放送され、町民の関心も高いと思われます。そこで、今回の農家民泊の成果と今後の民泊の取り組みについてお尋ねいたします。

1つ、第1回あいしょう民泊の成果と評価について、来られた学校の先生および生徒さんにとって、今回の農家民泊の評価はどうであったのか。受け入れ家族の感想はどうであったのか。愛荘町として、どう評価されたのか。

第2点は、今後の民泊の受け入れについて、どう考えているかお尋ねいたします。すでに農家民泊の取り組みの進んでいる日野町では、150軒の受入家族が登録されており、昨年1,200人の生徒さんを受け入れたと聞いております。今後、愛荘町として、どれぐらいの受け入れを考えておられるのか。次期の民泊受け入れとして7月14日から15日、愛荘町として50名、20軒の受入家庭を用意する必要があると言われていますが、受入家庭の確保はされているのか。喫緊に、農家はじめ町民の皆さまのご理解をいただいて募集する必要があると考えるが、どう考えているのかお尋ねします。また、今後どのような体制で取り組もうとされているのか、質問したいと思います。

以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、東日本大震災における愛荘町の取り組みについて、お答えをいた

します。

震災に対する愛荘町の取り組みにつきましては、広報でも報告させていただきましたが、町民にお知らせすべき重要事項でございますので、議会冒頭のあいさつの中で、現時点の状況を報告させていただいたところであります。重複を避けまして、その他の点についてお答えいたします。

被災地の方々の受け入れであります。当初関西広域連合の申し合わせによりまして、福島県に対する支援は、滋賀県と京都府が担当することになりました。地震発生1週間後の3月18日に大津で開かれました滋賀県対策本部会議で、知事から被災者の受け入れ要請がありました。これに対しまして、市長会おほとんど受け入れ拒否でありましたが、6町は事前の協議で全町で1,000人の受け入れを申し合わせておりましたので、その旨、当日の本会議で提案をいたしました。

本町におきましても、秦荘中学校のセミナーハウスなど、和室があって、洗面所があって、炊事場があり、風呂は絶対条件とせず、寝具は職員が持ち寄ると、こんなことで、町・県・自治会の公共施設を重点にピックアップしました。それぞれ管理している人の承諾を取り付けて、リストを作成しました。その結果、受け入れ可能数は10施設を超え、300数十人に達しましたが、本町の受け入れ可能数は300人といいたしたところであります。県下6町を集計しましたところ、1,500人を超えましたが、一応1,000人の受け入れ体制をとることとしたところであります。

受け入れについては不安もありました。食事や生活物資、衣料、炊き出しなどどうするか。しかし、被災者は待たなしの状況であり、人の心を一つにすれば何とかなるの心境でありました。ただちに区長会の代表者、ボランティア協会、社協、それから商工会に集まってお話し、協力をお願いいたしました。ありがたいことに、皆さん非常に協力的でした。

一方で、公営住宅や雇用促進住宅の空き家確認も進め、町営は2戸、促進住宅も即入居可能は2、3戸しかありませんでしたが、一部修復を迅速にいただき、現在でも10戸の入居が可能となりました。3月下旬のピーク時は6町合計で100人近くの避難者を受け入れさせていただきましたが、結果的に本町では集団避難者はなく、公営住宅など個人の家も含めて5世帯20名でありました。その後、友だちと離れたくない、地元の学校に戻りたい、住み慣れた我が家に早く戻りたいなどの理由で帰宅され、現在は2世帯9名の方が本町におられます。

結局、受入数は少数でしたが、当時こちらも夢中で取り組んだ災害時の避難者受け入れ施設や体制のあり方の実務的な実体験となり、決して無駄ではなかったと思っております。また、救援物資の受け付けに関しても、避難者の受け入れと合わせ、その必要性を強く感じたところでありますが、はるかに膨大な物資をお届けいただきました。被災地には希望される物資をあらかじめ聞いた上で、提供をいたしましたので、すでに現地で足りている毛布とかタオルなどは、現在も相当数が残っております。取りあえず備蓄品として残しているところでございます。

2点目の本町で東日本規模の災害が発生した場合の対応であります。陸前高田市の壊滅的な状況や、福島原発事故による全町避難の状況を目の当たりにしましたが、行政も被災者となる中で、自治会や自主防災組織、住民リーダーの自発的・自立的活動が復旧・復興に欠かせないものであると感じたところでもあります。

これら今回の災害を教訓として、地域防災計画の見直しを検討する必要があると考えているところであります。この辺につきましては、冒頭の森議員さんのご質問にも触れさせていただいたところであります。

それから、3点目の福井原発の事故想定による対応であります。現在、国において国の防災指針に定める対策の見直しがされようとしておりますが、かなり時間を要することから、県におきましては、独自計画の策定に取り組まれたところであります。本町においても、県の計画と整合性のとれた原子力災害に対するマニュアルの作成に取り組むたいと考えております。

私は、福島原発事故以来、敦賀の原発群を間近に控えたこの地域の危険性を、福島が状況が報じられるたびに、日に日に身の毛のよだつ思いが募っております。それは過去のこの地域のマグニチュード6から8の地震が、ここ100年ほどに4回あります。原発が立地してから約10年間にわたるこのエリアの地震は1回も発生していません。

100年ほどで4回ものりより。原発が立地したのが41年前にはこのゾーンの地震は1回で足りしつるまじん。てつてろこのクラスの地震が必ず来ると確信をします。それがいつか、私が死んだあとかも知れません。少なくとも、孫が生きている間には必ず来る予感いたします。明日襲ってきても不思議でないし、それは想定内の範囲内です。その時、今の原発は津波が止まらなくても原発の周辺機器、配管がいかれる。先日の新聞に地震の揺れにより、2号機だけでも配管の接続部33か所に損傷を受け、漏れているといったことが発表されています。福島は沸騰水型ですから、水位が下がって高熱となり、水素が発生してから、かなりの時間かかっています。1号機は爆発するまでに24時間、3号機は丸2日で爆発いたしました。

ここからは最悪の想定でお話をさせていただきます。敦賀原発は160気圧もの加圧式ですから、配管損傷で圧が下がれば、300℃の水は一瞬にして水蒸気となり、水蒸気爆発が起こって、建屋もろとも周辺機器がばらばらになる。放射能が撒き散るとともに核燃料が制御を失い、核分裂が再開、つまり臨界状態となります。手のつけようがなくなる。水素爆発より水蒸気爆発の方が怖いというのが常識であるそうです。

私は専門家ではありませんし、いろいろな学者の情報の受け売りですけれども、素人でも頷ける説得力があります。直線50キロメートルしかないこの辺りは、福島県の飯館村と10キロほど同じよう距離、当然避難地域に入ってくるでしょう。これこそ想定して防災計画を見直す必要があると思っております。

先般、愛荘町に避難されて来られたご家族とお会いしたとき、70歳を超えられたご夫婦が毎日服用しているお薬を持って来られました。役場へも訪れていただきました。「この薬はどこでもらえますか」と、早速ご相談をいただきました。ところが保険証を持ち出す余裕もなかったということで、いかに当時大慌ての中で避難されてきたということが想像つきました。

お薬は手当ができましたけれども、まあこんな状態で、防災計画では避難のあり方をどう盛り込むかが焦点だと思われるかもしれませんが、地元の集会所や学校というわけにはまいりません。そこで住民の皆さんは、いざ避難というときの逃れ先、どこに行くか、経路を、どの道をたどっていくのか。家族で普段から話し合っておくことが必要だと思われます。経路もパニック状態、集中することを前提に、いくつか想定しておくことが重要であります。

福島からは、親戚を頼って全国各地に逃れて来られた人も多いと聞いております。高齢者や障害者、避難手段のない住民、施設に入所している人などについては、町としてしっかりきちんとした対応が必要であります。震度6以上の地震がきたときには、まず防災無線、テレビ、ラジオの原発情報をみんなが聞いてもらう。そして避難を覚悟して、当面必要なものをリストアップしておいて避難指示がでたら、それをすばやくリュックに詰め込む、その際、最低でも6ヵ月は戻れないということを前提に、家の電気・水道は切り、ペットや家畜はもう外に出すのかどうか。最後に生まれ育ったこの地に再び帰れることを祈って、仏壇の先祖に別れを告げ、戸締りをしっかりした上で涙を流しながら家族全員で家を出ると、まあその前に行き先を近所や親戚には伝えておくことを忘れないように、こんな光景が私には目に浮かびます。

これは私だけって脅かしているわけではありません。原発がそこにある以上、これは想定外でもなく現実にも起こっていることをもとに、想定しておかなければならないことです。本当はこんな絶望的な危機からの脱出方法をいろいろ組み立てるより、元を断つことの方を考えるほうが完全解決の道だと思います。

いずれにいたしましても、今後防災計画の見直しには、住民の皆さんも参加をいただき、意識を高めながら検討をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

申し訳ございませんでした。次に、節電対策と地域の絆、家庭の絆について、答弁させていただきます。

節電対策についてはたびたび今までご質問いただきまして答弁をさせていただいたところでございます。家庭内節電についてのご協力をまずは啓発してまいりたいと思っておりますけれども、先月19日、震災以来はじめて上京した東京の様子が大きく変化しているのに驚きました。まず、東京駅のエスカレーターは停止、地下鉄のエレベーター・エスカレーターは動いておりました。霞ヶ関の官庁は廊下で字が読めない暗さであります。エレベーターは官庁もホテルもか

なりの間引き運転で、とにかくエレベーターを待っているのまいやになるほど非常に長い時間で、歩こうかと思うぐらいであります。

タクシーの運転手が、町がずいぶん暗くなりましたというぐらい町が薄暗い。会議は、すでにこの時点で役人もサラリーマンもノーネクタイで、背広ネクタイ姿はおのまりさんみたいで、むしろ気恥ずかしいような状態でありました。そして、都民に節電を呼びかけるターミナルのところどころに、東京電力の電光掲示板が設置してありまして、「現在の供給可能電力は4,300万kw現在の消費電力は3,300万kw供給率75%」というような表示がところどころにありました。75%なら大丈夫と思うのですけれども、今は一番電力消費量の少ない時期で、夏場は5,000万kwを越えると予想されています。政府は、夏の使用電力を今年のピークから15%の削減をめざしています。

先日、新聞の日曜版に「夏の電力不足を節電で乗り切ろう」という特集が生まれ、その中で家庭内の節電策が掲載されておりました。夏の午後2時の家庭電力消費率は、エアコンが53%、冷蔵庫が23%、テレビ・照明がそれぞれ5%などのようです。このことから、エアコンの設定温度を2℃引きあげる。扇風機の併用、冷蔵庫の設定を強から中へ切り替える、これ私も早速家でやって見ました。すだれやグリーンカーテンをかける、または日中の照明を消す、テレビの画面の明るさを下げるといっても効果があるということです。これらの対策を、各家庭でとっていただくよう、今後、広報で7月号と先ほど担当課長が申し上げておりましたけれども、これに啓発をしていきたいと考えております。最後に地域の絆、家庭の絆についてであります。今年の暮れのことですが、町の行政の仕事も終わりました、休みに入っておりましたが、あと3日ほどで正月が来るという日のこと、役場へ行って見ましたら、福祉課の職員が出勤していました。「何や」と聞いたら、ある若いご夫婦からの電話相談でした。この不況で主人が会社を首になり、収入を絶たれた。食べものもなく、買う金もない。暮れが越せない。ミルクを飲んで赤ちゃんもいるという深刻な相談でありました。職員が「この近くに親戚とか相談できるお友だちはおられませんか」と尋ねてみますと、「これ以上もう迷惑はかけられませんし、こんなことを相談できる人はいません」ということでありました。取りあえず、社協とも相談し、お米とか缶詰とか、ミルク、おむつなど当座のものを揃えて職員がお届けをいたしました。

これは今の日本の縮図であり、それが身近な地域社会に忍び寄っている。私はまさに日本社会の無縁化が進展していることを痛烈に感じた一幕でありました。貧困化や生活保護世帯の激増もさることながら、行政で支えるには限界があり、地域社会で支える仕組みを醸成することが必要でないのか、それが絆というものになるのかとも思います。津波の被災者が家も家族も失ったけれども、やっぱりここからは離れられない。みんなと一緒にふるさとを再生しようとの思いが伝わってきますが、まさに見えない絆でつながれていたことを気づかせてくれました。地域での絆づくり、精神だけではついてこれない難しいテーマですが、やっぱりみんなとの交わり、顔が見える仲間づくり、社会参加、井戸端会議など向う3軒両隣の助け合いの心を高めることが大事だと思います。

家族の絆についても、世論調査では弱くなってきていると思う人が8割もいるということでもあります。この要因は社会構造の激変、核家族化の進展、農業社会の崩壊などが考えられますが、これを元に戻すこととはとても簡単にはできない問題であります。今は1つの屋敷内で親子世代が別々に暮らす時代ですから、正直なかなかない答えは見つかりません。子ども頃、夕食が終わると家族みんなが仏壇の前に座ってお経をあげたことが非常に懐かしい思い出となっているところでございます。私の心境であります。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長北川元洋君登壇〕

○農林商工課長(北川元洋君)それでは河村議員さんのご質問の愛荘町民泊の取り組みについてお答えします。町は、農業と観光が融合し、人と人との交流による新たな地域活性化の施策として去る5月12日から13日の1泊2日の日程で、初の農家民泊事業を実施しました。今回、受け入れを行ったのは、兵庫県神戸市立垂水中学の2年生33名で、先生の評価は「子どもたちのこんな楽しい顔をみたことがない」と話されていました。生徒さんからは「人

への感謝の気持ちと食べ物に感謝することの大切さを改めて知ったなどの感想をいただいております。また、受け入れにご協力いただいた家庭の方々からは、短い時間であったが、生徒さんの楽しい表情や、一生懸命な取り組みに心を打たれ、親しみや感動を覚えた等のご意見をいただいております。

こうした事業背景には、近年、都市住民等が農山漁村を訪れ、農林漁業体験や豊かな自然、地域文化、美しい景観に触れ、郷土料理を楽しむ等の余暇活動への関心の高まり、いわゆる都市と農村の交流グリーンツーリズムに注目が寄せられていることとなります。

そこで町は、本事業の場合のみ、農業を営んでおられる方だけを農家ととらまえず、集落の風土等に根付いた中で生活されている方々すべてを農家と位置づけ、農家民泊事業を核に、町での農家体験を1つのビジネスとして捉え、これらを通じて人と人との交流を加速させ、より生き生きとした地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうした目的の達成のため、去る6月3日、農家体験を主体に都市との交流を深めようとの趣旨にご賛同いただいた方々が参画されてのあいしょう農交愛ランド協議会を発足させていただきました。今後は、この協議会を中心に事業展開を図るとともに、協議会会員の拡充も進めてまいりたいと考えております。

さて、次回の農家民泊の受け入れの予定でございますが、7月14日から15日の1泊2日で西東京市立田無第4中学校の3年生の修学旅行生、約80名、約20軒の受け入れを予定しているところで、現在、受入家庭の募集を行っているところでございます。

このように、豊かな地域資源や魅力などをフルに活用しながら、人と人とのつながりや触れ合いによる交流で地域活性化を図っていきたくと考えておりますので、本事業へのご理解とご協力をお願いしまして答弁に代えさせていただきます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)東日本震災について、町長から纏々ご答弁いただいたわけですが、2、3点について、ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

1つは、愛荘町にとっては節電対策の中で、サマータイムあるいは早朝出勤みたいなものは考えられているのか、そうか、けっこう東京都では考えているということですが、ここについては考えていないのか。

それと、やはり広報で町民にアピールするということで、おっしゃっているわけですが、やはり、早期なる、もうすでに夏に入っている、衣装もこれぐらいになっているわけですから、そういうアピールもどんどんしていくべきではないだろうか、広報を待っておって町長は何も発信していないじゃないかというようなことにならうかと思えますので、そういう点については、どう考えられるのかということが、第1点でございます。

第2点、最悪の事態を想定したシミュレーションということで、ここに書かせていただいたわけですが、これは原発だけではなく、もう本当の最悪と言ったら、リビアのカダフィー大佐での戦争、あるいは核戦争だって北朝鮮はあるし、それぞれのことはあるわけですが、やはり何も無い、そこまでということになるかと思えますけれども、本当の最悪の事態も考えた上で、やはりそういう最前にかねておくべき、最悪の事態も考えた上で、何を狙っているかということをお考えおかない限りは、次は手を打てないというのは、これはもうあり得ないだろうと思っていると、やはりそういう原発もあり得ない、原発も津波あるいは地震があり得ないと思っている油断というか、そういうようなところでのものが今回起こってきたのではないだろうかというように、こう考えるわけで、そういう最悪、よく平和ボケと言われますけれども、そういう最悪な事態も想定した上での考えはあるのか。町だけを考えられる事態ではありませんけれども、そういうようなことまどう考えられているのか、あるいはそのことについても見解がもしあれば求めておきたいと思えます。

それと、あいしょう民泊について、インターネットを見ておられますと、非常に東北、東京との修学旅行生、今回7月に来られるわけですが、東京都の方が東北へ行く修学旅行生、やはり関西にかえり民泊に来られる、ちょっと昨日

見ておりましたら、宮城県に行く予定だったのが、三重県の大気町へ行くというようなことで、そこで騒ぎたいとおっしゃって、非常に修学旅行そのものも方向を変えられて、東京の方が近畿あるいは京都なりに来られる形が多いだろうと思います。

早急に、すぐになかなか場当たりの口までできないだろうと思いますけれども、今後そういう受け入れというのが増えてくる、要望が増えていこうと思います。中途半端な形での受け入れということではできないだろうと思いますし、十分な、やはり喜んで帰っていただかなかっただら、いけないと思うのですけれども、今後そういう見込みは、どういうことを考えているかについてお尋ねしておきたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、サマータイムの関係ですが、私もサマータイムできないかなということは常々思っていましたのですが、私も小学生のころに1年生・2年生頃までサマータイムがあった記憶があります。あの時は時計を1時間あるいは遅らすのでしたか、早めるのでしたか、そんなことを一斉にやっていたのですけれども、今は大変難しいというのが、国もあまり言われなくなったのですけれども、一番難しいのは、やっぱりコンピューター時代になって、インターネット時代、すべてがタイムズ、時間と組み込まれている、学校のなんかから、病院から、我々の機関ネットからも、全部そうになってしまう。それがあつたために簡単にそれだけやっても機能しないというところがあつて、一様に難しいというふうなことを言われておるところではすけれども、東京都ですでにいろいろな工夫をしながらやっておられますし、フレキシブルな勤務対応等ができるかどうか、それも窓口とか、学校はなかなか難しいのかなと思いますし、できる場所があれば、そういうことも将来考えていって、涼しい間に仕事をして、早く帰ると。残業時間も減らして早くクーラーを切る、こういうことはぜひ必要かなというふうに思います。

それから、住民さん向けの節電PRIについては、ぜひ工夫をしながら、やっぱり長期的にやっていかなとあかなというふうに思います。

それから、先ほども防災計画については、最悪の事態を想定してということでごさいます、まさに私もそのとおりでして、先ほどここで申し上げたのも最悪の想定をした上でのお話でごさいましたけれども、そういったことも住民の皆さんにやっぱり言い難いことで何か脅かしているみたいだけれども、いざというときに、必要なことは憶えていただきたいなど。家におりますと、防災用の箱とか、あちらこちらから提供いただいたものが、どんな家でもあると思いますけれども、今までこういう避難という感覚はあまりなかったと思うのです。福島原発であんなことになるというような、しかもいつ帰って来られるかわからないような避難の仕方というようなことは、まったく想定なかったのですが、これからは、そういったことを想定した避難のあり方も考えていかならんなどというふうに切に思っているところではす。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

○農林商工課長(北川元洋君)先ほどの農家民泊の再質問にお答えさせていただきます。それと、当初の質問の中で、今後受け入れ件数等のご質問がありまして、ちょっと抜けておりましたので合わせてお答えさせていただきます。今回の垂水中学の受け入れにつきましても、当町だけではなく、東近江市・豊郷・当町等で取り組んできたわけでごさいます。次回の西東京の田無市につきましても、広域で取り組んでいくところでごさいます。当町といたしましては、先ほど申しましたあいしょう農交愛ランド協議会、これを核として受け入れ農家等の募集もしながら、また今後の受け入れ件数等も今後の協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、やはり事業展開を図りますためには、やはり事業費が必要になってまいります。現在、国の交付金「食と地域の交流促進対策交付金」というのを要望しておるところでごさいます。これは、国が国家予算で17億3,000万円を予算計上いたしまして、今後5年間で約450億円規模の経済活動の創出を狙っておる事業でごさいます。その交付金の中には、約10項目ございまして、そのうちの1つ、観光と連携した都市農村交流推進という、この交付金を申請しておるところでごさいます。

先般も、これに対する候補者選定の中で選ばれたという形で結果をいただきまして、中身を見てみますと、近畿農政局管内で、こうした都市と農村の交流推進で90団体が選定されたという結果になっております。ですから、今後地域農村としましては、こうした都市と農村の交流の中から新たなビジネス展開を図っていかなくてはならないというふうを考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これで、河村善一君の質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は3時50分とします。

休憩午後3時37分

再開午後3時50分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇吉岡 久美子君

○議長(辰己 保君)次に、4番、吉岡 久美子君。4番、吉岡 久美子君。

[4番吉岡 久美子君登壇]

○4番(吉岡 久美子君)4番、吉岡 久美子。3点質問させていただきます。

まず第1に、ノーテレビの設定で読書のまちづくり推進と節電への心構えについてでございます。

今回の東日本大震災により発生した原発事故は、人間のつくりだした化学が人間の生活を奪いかねない皮肉な事態となっております。こうした脱原発への動きとともに、今後のエネルギー対策として、最も脚光を浴びているのが、太陽光を利用したメガソーラー発電であり、風力発電等ではありますが、要するに、電力不足の解消は日本のみならず全世界の当面の課題であることは言うまでもありません。

日々のマスコミでも各大手企業でも節電対策の一環としてサマータイムが実施されるなど、その他さまざまな節電対策が検討されておりますが、私たち家庭生活においても節電への心構えが必要であり、私は昨年6月議会の一般質問の中で「読書のまちづくり推進事業の1つにノーテレビデーを設けた取り組みをされないのか」をお伺いいたしました。

しかし、ノーテレビデーを設けての読書のまちづくりについて、具体的な答弁はいただけませんでした。私たちはやはり、議会をあげて声高らかに読書のまちづくりを宣言したのですから、この実があがるよう、ノーテレビデーを設け、家族がテレビを消し、読書を親しむ習慣を養うと同時に、そのことがいいては節電対策にもつながるものだと思いますが、行政サイドでは今後ノーテレビデーの設定と節電の心構えについて、どのようにお考えかお尋ねいたします。2点目でございます。町おこし特産品66うどんの販路拡大を、町ぐるみで支援をということでございます。

開通間近となっている湖東三山インターが愛荘町活性化の起爆剤となっているか中、愛荘町商工会では、愛荘町ならではの特産品を開発しようと、かねてから検討されていましたが、このほど愛荘町安孫子産の山羊と、地元の米を使った66うどんの開発に成功され、本県はもとより他府県に広く販売されることになりました。この66うどんの名称は、愛知川66祭にちなんだもので、ノンオイルで3人前がセロハン紙に袋詰めされ、愛荘町のイメージキャラクターあしゅさんがカラーで印刷され、商品の表紙をユニークに彩っております。

去る5月25日、議長の配慮で愛荘町商工会婦人部長さんらが本庁舎に出向いていただき、全協当日16人議員に試食としてふるまいがあり、全議員が、その美食に舌鼓を打つとともに、特産品の開発への経緯や苦労に敬意を表した次第であります。私もこの試食により、愛荘町の特産品として内外に自信をもって送り出せる特産品であることを実感いたしました。この際、さらに広く販路を伸ばしていき、名実ともに愛荘町の特産品として、定着させるためには、行政の後押し、支援も大変重要なものだと考えております。この66うどん特産品販路拡大についての行政の



お考えをお尋ねいたします。

3点目でございます。湖東三山インターの進捗具合についてでございます。

3月定例会の質問の続きになります。去る24日(仮称)湖東三山インターに現地視察させていただきました。大きく様変わりしていることに大変驚きを感じ、いよいよ待ち望んだインターの完成が近いことを実感いたしました。

そこでお尋ねさせていただきますが、このインターとともに道路アクセス、工業団地に伴う企業誘致は三位一体のものであり、その約束で取り組んできたと思っております。愛荘町の発展・活性化・夢あるまちづくりに、行政・議会が一致団結して取り組んだ大事業であります。住民の皆さんや地権者の方のご理解とご協力をいただき、今日を迎えております。開通を控え、いまだ道路アクセス・工業団地、確かな話すら聞いておりません。今日までの取り組みの内容を詳細にお答え願いたいと思います。

関連質問としまして、インター入口、国道、道路拡幅工事についてお尋ねいたします。この問題は県に関わる事業でございますが、町にも大いに関係しますので、お願いいたします。県道は何メートル幅、山側どれだけの法面をとられるのか、斜面の防護壁は絶対安全なものか、また集落側の歩道の幅、立ち退きについて、さらに子どもの通学は絶対安全なものになっているのか、工事期間等、確かなお答えをいただきたいと思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、吉岡議員のノーテレビデーの設定と読書のまちづくり推進、あるいは節電への心構えについて答弁させていただきます。

まず、ノーテレビデーの設定と節電についてでございますけれども、秦荘西小学校では、3年前よりPTAの呼びかけで、毎月第3火曜日をノーテレビデーに設定し、テレビだけでなくゲームやインターネットなどを使うのを控える運動に取り組んでおり、今年で4年目を迎えます。

この運動が節電につながるのはもちろんですが、子どもはテレビやパソコンを使わないことにより、その時間に読書や語らいなど、親子のふれあいが図れることが大きな効用と考えています。また、子どもは早く寝て、朝食をいただき、元気よく登校できるという相乗効果も表れております。

他の各校におきましても、学校だよりでテレビやインターネットなどの利用する時間を決めるよう呼びかけをし、読書や親子のふれあいを高める時間をできるだけ確保される働きかけがなされております。しかし、この運動は町や学校が一方向的に決めても、絵に書いた餅になる恐れがあります。やはり、各家庭すなわちPTAが中心となって、秦荘西小学校の取り組みが各校に広がるよう、教育委員会を通じてPTAに働きかけていきますとともに、この運動を町全体の取り組みに発展させるよう議論を深めていきたいと考えております。

次に、66うどんの販路拡大についてですが、66うどんは愛荘町商工会が昨年の愛荘町地域ブランド化委員会を発足させ、全国商工会連合会の小規模事業者新事業全国展開支援事業の補助を受け、開発されたものであります。本事業の狙いは、農商工産学官連携によって歴史的資源と地域的資源をコラボレーションさせ、町をひろくPRしていこうとするもので、本商品の開発までには何度も試行錯誤を繰り返し、今日に至ったともお聞きしております。関係者の熱意とご努力に対し、敬意と感謝を申し上げます。国におきましても農業の生産分野に加工・販売を加えた独自産業化を新たな農業振興として全国的に進めております。

この事業が愛荘町のイメージアップと活性化を目的とされていることから、町といたしましても、商工会と連携を図りながら、ビクターズビューロー、あるいは有楽町のアンテナショップ、ここには「村から町から館」というのが全国商工会連合会の施設としてありますが、こういった施設を活用して、うどんの販路の拡大に努力をしてまいりたいと考えています。

併せて、この秋開催予定の3町展覧会がございますが、こういった機会にも内外の方々へうどんの試食などしてい

ただとか、あるいは贈答用などにもつかってもらえるよう、PRしてまいりたいと考えています。なお、今回、66うどんのほかにも、山芋を使った66山芋ボーロも商品化されたと聞いており、これらも合わせてめざせるよう取り組みたいと考えております。

併せて、山芋を使った新ブランド化によって、山芋農家の減少を食い止め、生産農家の拡大につながればと期待しているところであります。

湖東三山インターチェンジの進捗具合等につきましてですが、湖東三山インターチェンジの取付道路であります県道湖東三山インター線については、県が施工され、5月末日で舗装工事のみ残して完成をいたしました。山肌が大きく削られ、このインター線の取付道路が遠くからでも目に見えて確認いただけるところまでできました。地元や地権者の方をはじめ、関係機関に対して改めて感謝申し上げる次第でございます。

今後におきましては、ETCゲートからインター本体の工事施工となり、中日本高速道路株式会社が施工いたします。現時点では、用地買収交渉を行っており、地権者の承諾を得て、施工業者が現地測量に入っているところであります。また、インターと国道8号を結ぶアクセス道路につきまして、滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しに位置づけられるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えています。

また、企業誘致につきましては、厳しい経済情勢に加え、東日本大震災の影響からも厳しい状況ではありますが、県企業誘致推進室と連携しながら、空き工場や未利用地などへ誘致活動を推進いたしております。

そして、先般、農林水産省へ行ってまいりまして、ここは農村振興課というところでありましたのですが、その目的はインターチェンジ周辺の土地利用について、せっかくインターができ、産業振興を図ろうとしているわけですから、何とか転用できるように農振地は除外とか、そういったものについて強く要望してきたところであります。先ほど、伊谷議員からのご質問にもございましたが、やはりせっかくインターができただけでは活性化にならない。その辺りに計画的にここからここまではどういふ土地利用をするか、そういうことによって転用がやりやすくなる、そういったことを狙いに、県の農政課とも相談をしているのですけれども、なかなか拉致が空かないので、先般、農水省へ行ってきました。そこもそんなに断定的ないい答えをしてくれる訳ではなかったですけれども、十分検討も相談してやってくださいという程度でたいした成果はございませんでしたが、やはりせっかくああいうところはそういう方向で使えるようにしていきたいなというふうに思っているところであります。

そして、計画の国道307号の拡幅工事の内容について、県に確認したところ、国道307号の幅員は11.5mで車道8m・歩道3.5mであり、山側の法面は、法面延長が250m、一番高いところで16.8m、面積3,700平方メートルであり、今後においては植栽工事の施工が予定されております。

さらに、山側の杭は仮のものでありまして、法面工事により拡幅をした箇所への立ち入り防止を示すものであります。車両等の路外逸脱防止を想定しないものであり、秋に施工する工事において撤去する予定とされております。また、集落側の歩道の幅、立ち退きにつきましては、歩道幅として3m、施設帯は0.5m、用地買収については一部買収済みであり、それ以外は現在交渉中、または事前調査中であります。さらには、歩道幅は、道路構造例の企画に則っており、車道と歩道は歩車道境界ブロックにて分離するため、安全を確保できるとされております。

また、工事期間につきましては、錢取川から法面工事区間は今年秋に着工し、年度内完了を予定しており、それ以降の区間は用地買収完了後に着工する予定とされているところであります。いずれにしても着実な工事の推進を引き続き県にお願いしてまいりたいと考えています。

そして、近々地区協議会というのがありますが、地区協議会を開催いたしまして、インターチェンジの名称変更について協議をいただくことになっておりまして、なぜかと言いますと、あそこはパーキングエリアの名称が秦荘のパーキングエリアですので、秦荘インターチェンジならそのままでもいいのだけれども、湖東三山に変える場合はきちんとした手続きをしなければならないと、こんなことになっておりまして、ちょっと費用もかかるということを知っているのです

けれども、全国にインターチェンジの名称、要するに駅の名前を変えるのと同じでございまして、相当高速道路会社におきましても費用がかかるといったことから、地区協議会、これは関係市町、国土交通省それから高速道路会社、警察そういった一連の関係機関が全部集まって、総会を近々やっていたく予定になってございます。以上です。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡 久三子君。

○4番(吉岡 久三子君)4番、吉岡です。再質問をさせていただきます。

ノーテレビ設定の読書のまちの件ですけれども、この考えは最初から何かちょっと、私というのか、議会との考えがちょっとずれておりまして、これは議会でこの読書のまちを宣言したときには、町全体、2万人そこそこの住民皆を対象ということで読書のまちづくり宣言ということを議会16人が議決したと思っております。

それで、4年経ちますけれども、何か教育委員会の方で小学校・幼稚園とかで読書のことをやったということをおっしゃって、以前はありましたけれども、最後の町長の答弁では、町でやっていきたいというような答弁をいただきましたけれども、なにか、最初から、これはちょっと、考えが、何かちょっとずれているような考えがしましたので、そういうところでちょっと私の考えを申しておきます。

それで、昨日でしたか、おひざでだっことか言って、子どもの話会というのが、幼児対象で秦荘の図書館でございました。それは幼児でも、やはり話を、絵本などを聞きかかせてやると、やはり頭の方へ入って、それには読書に親しむという一環にもなると思いますので、町もそういうことをあげて、いいことをなさっておられるということも思いますけれども、まあ教育委員会のサイドじゃないし、やはり町長部局の方でこれはずっと考えていただきたいと、そのように思っております。

そして、次に66うどんでございましてけれども、商工会の話聞かせていただきますと、三重県の多気町の方へ何回か行かれまして、いろいろな研修をされ、試行錯誤の結果、このようなすばらしい地産地消のことになる山芋とか米を使ったうどんを開発されて、私もよばれさせていただいて、これはすばらしいということで、今ここで町長にさせていただいております。行政もあげて一生懸命、この販路に努めたいという答弁いただきましたので、それはありがたく思っております。

3点目でございましてけれども、湖東三山インターの件でございます。今答弁をいただきましたけれども、インター以外の、私は3月に一般質問をさせてもらった答弁と、インター以外はまったく進んでいないようなことが私としては思われます。

そこで、ほかの事業ならば、まだ先の見えない状況下で愛荘町のまちづくり、また活性化では不安を覚えるばかりであって、現在、固定した状況で、先も森議員さんのおっしゃったように1日最低1,200台ですか、平均1,700台の乗り入れがあると思いますが、私は大変心配するのは、仮にその予定台数に遠く及ばなければ、このような方針として取り消す場合があるという明言されたということ、ちょっと記憶に持っております。

町長も十分そのことにはご存知のこととは認識しておりますが、このような事態になれば、町民の皆さん、また我々議会、どのような釈明されたいか、責任をとられることが必至であるというように思われます。本当行政あげて、町全体が真剣に取り組む覚悟であるのかということ、やはりここで改めて聞かせていただきたいと思っております。これは愛荘町のみならずにかかっている、まちづくりにかかっている重要な案件に、日常業務をこなしながら、職員さんでございましてけれども、こなしながらでは無理ではないかということも、私なりに考えられます。

そういうことで、この問題については専門家によるプロジェクトチームを組まれて、進められる方法もあると考えます。いかなものかということも、それも提案させていただいて、その答弁もいただきたいと思っております。

そして、ほかに、答弁で先ほど町長がおっしゃったように、県のアクションプログラムに取り入れていただくよう、要望をお願いしているということ聞かせていただきましたけれども、要望をしているだけで、それも具体的な話し合いまできていないのかということも、再度聞かせていただきたいと思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)読書の方で、町長部局でというふうにおっしゃっていただきましたけれども、なかなか町長部局だけでは難しいところがあって、やっぱり教育委員会との連携で、それから学校の子どもたちであれば学校、図書館、こういったものを抜きでちょっと考えられないところがありますので、連携しながら、今後は実のある方向で進められるかなというふうに思っております。

確かに、かなり時間が経っているのに、どういった実益があったのかな、どういうことだったのかというと、あまり目に見えないのが、確かに実情でして、もう少しPR、もうちょっと派手な運動ができないのかなという思いはいたしております。

インター関係ですが、インター以外のものがなかなか見えてこないという、確かに、いままで取り組んできたのは、ともかくインターをやろうということばかり、確かに先行していたのは事実であります。

これから、あの辺の道路整備はやっていかんとあきませんし、斧磨への道路整備、そして、あの辺の工業用地の候補地もありますから、それを活用する。あるいは、いろいろ最近話に出ています多賀の高取山との連携とか、地域住民の皆さんの利便性を高める、そして観光、産業、こういったものを、この辺が3本柱かと思っておりますけれども、産業・観光それから利便性、こういったもの。

それで、下のインターの出たところ、町有地の活性化施策ですね。これももう具体化をしていかなければならない。答申いただいておりますし、ここに何らかの施設、伝統サービス用の施設をつくろうと言うので、大変ユニークなおもしろい提案もなされております。レストラン風というのか、トイレもありますし、そういったものの施設整備を必要かなというふうにも思います。

それから、アクセス道路については、これは長年の課題ですけれども、一番のテーマは何と言いましても、国道8号と、このインターを結ぶ東西の中核幹線道路をどうするのか。その中でも一番問題が新幹線とどこでクロスするのかということで、これはたびたび、湖東振興局の土木事務所に行くたびに、しょっちゅうどこかという話をしております。県の方もいくつか、これは愛荘町だけでなしに、甲良も豊郷も多賀もいろいろな思いがありますので、全体的にどう整備するのかといった中で、どこでどういうものをつけていくかというのが、なかなか明らかなものはまだ出ておりません。

いろいろ聞いていると、クロスする場所が問題があって、この辺だったらどうかなというような、いろいろなそういう構想みたいなものはいくつかあるやうには聞いているところであります。

工業誘致、あの辺りに本当は工業団地がほしいのですけれども、かつて18年、19年の頃はかなり大規模な提案をしたのですが、なかなか宙に浮いてしまってうまくいかなかった。コクヨが目の前にありまして、コクヨなんかは、やっぱりここで降りてこられる人が寄ってもらえるような工場づくりを目指しているということも、工場長自らおっしゃいましたし、これは最近聞いた話ですけれども、「愛荘町で日本一があるんやで」と、日本一というのはノートの生産額です。ノートの生産は日本一と、これは大いに誇っていただいていると思うと、会社の方から言われていまして、1億冊、1億数千万冊ということで、日本で一番の製造力は愛荘町のコクヨ工場です。ほかに愛荘町で日本一ありますかと言われて、何も思いつきませんでしたけれども、ノートはいっぱっていただいけこうですと、こんなことでございました。企業も期待をしているインターでございます。

また、甲良では道の駅も着々とやっておられますし、このインターを核にしたまちづくりが各地で進むことを期待していますし、利用台数については、いろいろなシミュレーションがありましても、けっして廃止ということはずまないというふうに思っていますし、かなりの利用台数があるはずであります。2,000台ぐらい入れれば一番いいのかなと、そのちょっとわからんのですけれども、そんな状況でございます。

○議長(辰己保君)4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)再々質問をさせていただきます。

先ほど町長の読書のナカベの話を聞きました。ナカベは、町長部局の方でなかなか難しいところがある

元は町長の祝香のまつりへついでにまわり、町長が何の力でもなかなかなし、このついでにまつり、  
れども、これはまあ確かに難しいと思いますけれども、そう硬く思わないで軽く、私らの小さい時でしたかしら、家庭の  
日ですか、何かそういう日を設けて、滋賀県で設けられたのか、町かわかりませんけれども、そういう日があって、そ  
ういうふうな、どういふかな、梓こはめないで、そういうふうな感じで何か設けられたらどうかと、週1時間なり、一  
日のうちの1時間なりと、そういうふうな軽い気持ちで取り組まれたら、私まいりかなと、こういうふうにご考えておしま  
すので、そこを答弁願いたいと思います。

そして、今インターの方でございますけれども、町長は大きいこと、2000台か何台かとかおっしゃいますけれども、そ  
れがはたして、それだけの台数がなければ大変にことになるということも、私は危惧いたします。

そこで、以前も他の議員さんが尋ねられたかと思っておりますけれども、トラック協会などそういう運搬関係におられる方た  
ちに働きかけるとか、そしてまた、住民の方にもそういうことをPRされるとか、そういうことをなさってとかいうことも尋  
ねたいし、そこへまた、今現在そういうトラック協会・運輸協会は何社ほどあるかということもお聞きしたいと思います。

そして、現状でこのままいくと、非常に大変なことになるということも、皆さんもご承知なので、そういう面で啓発をさ  
れたらどうかということをお伺いしまして終わりにさせていただきます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)読書の推進について、行政の方ももう少しフランクに考えてやった方がいいのと違うかと、こ  
ういふ趣旨だと思います。軽い気持ちでというふうに表示されたと思っておりますけれども、これからキャンペーン、住民の皆  
さん向けへのキャンペーンをどうするのか。いろいろ前にもあったように思うのですが、もう少し見える形で繰  
り返しやる必要があるのではないかとというようなことも思います。

それから、利用台数、インターチェンジの利用台数については、もういよいよ供用開始が見えてまいりましたので、住  
民の皆さん、あるいは企業向け、あるいはそういう通行というのか運搬業界のほうに対するPR等がこれから必要か  
なというふうに思っています。

○議長(辰己 保君)これで4番、吉岡えみ子君の一般質問を終わります。

◇小杉和子君

○議長(辰己 保君)次に、9番、小杉和子君。9番、小杉和子君。

[9番小杉和子君登壇]

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子。一般質問を行います。

福島原子力発電の事故による日本の原発廃炉と言われ、節電に入る時期がきましたが、その対応についてお尋ね  
いたします。

滋賀県に隣接する原発銀座福井県の原発を廃炉された場合に、関西電力も節電に入る時が来ます。今の給食セン  
ターのあり方はオール電化で行われることになってはいますが、一度立ち止まり、考え直してはどうかと思っておりますが、  
町としてどのような対応を考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、先日2回の豪雨が降り、今年は梅雨に入るのも2週間早く、雨が降る量も1時間20ミリメートルから50ミリメー  
トルと多く降る日が続いています。愛知川・宇曾川ダム放流時、住民の周知の対応を町として、どのようにされてい  
るか。29日、2回目の豪雨の時、愛知川ダム放流時に防災無線で放送されましたが、10時放流に対し、放送された  
のは11時20分でありました。これでは遅いのではないのでしょうか。愛知川は川幅が広いのでいいですが、宇曾川で  
は川幅が狭いため、川が増水し、氾濫・決壊してしまいます。流域付近への住民に対し、町としてどのような伝達対  
応をされているかお尋ねいたします。

○議長(辰己 保君)お尋ねです。

〔総務課長小杉善範君登壇〕

○総務課長(小杉善範君)小杉議員のご質問のうち、愛知川・宇曾川ダム放流時の住民への周知について、お答えをします。

町地域防災計画における警戒体制の配備基準と配備体制につきましては、愛知川ダム放流に関する基準としまして、毎秒500トン程度放流した場合は警戒待機体制の配備をとることとしております。また、放流量にもよりますが、愛知川ダムが100トンの放流を行った場合、およそ2時間45分後に、本町域の愛知川みゆき橋に到達するとのことであります。

ご指摘の29日は100トンの放流が行われたところでありますが、当日、巡回後の帰宅時に愛知川ダムより町にFAXで連絡されている旨の連絡を、宿直員より受けたため、放送が事後になったものであります。

また、宇曾川ダム放流につきましても、ダム事務所より町へFAXによる連絡とともに、河川沿いに設置されております9ヵ所のサイレンおよび広報車にて警戒を呼びかけることとされています。

宇曾川ダムにつきましては、基本的に流入量を放流することとされており、放流量は5月10日の降雨時で約25tされています。今日までサイレンなどの設備確認のため訓練で放流された経緯はありますが、ダム設置以後の操作による放流はないとのことです。気象状況に応じて放流が必要な場合には、サイレン、広報車による注意喚起とともに、巡回が実施されます。町におきましても、住民に対して防災無線による迅速な注意喚起と関係機関と連携しながら、河川状況の把握・情報提供を行うなど、庁内の連絡体制を再確認し、迅速に対応するよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長(辰己 保君)教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)小杉議員の給食センターのオール電化のご質問にお答えをいたします。

給食センターの稼働熱源であります。設計前に先進地事例やコスト比較、ならびに厨房内の衛生管理がよりしやすいということで、オール電化を採用させていただきました。現在、11月末日を工期として建築中でもあります。今からガスや石油などの他の熱源での厨房に替えることは、建物の設計からやり直すということになりますので、現在にとっては無理な状況でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、関西電力の全発電設備の約30%は原子力発電所で、また発電電力量に占める原子力発電の割合は約45%です。このように、関西電力では原子力発電を重要な発電施設と位置づけており、大震災が起こっても福島原発事故の過ちを繰り返さないように、さらなる安全性、向上対策を進めておられます。具体的には、運転新システムの導入や外部電源系の多重化、非常用発電機の追加設置など、35項目に及んでおります。万が一、すべての原発が再稼働できなくなった場合でございますが、関西電力では自社の火力・水力発電所を最大限活用したり、中国電力と他社からの応援融通により、安定供給の体制が整えられています。さらに、受給がひっ迫するような場合は、大口需要の工場等を中心に休日の変更などの節電要請をされることとなります。

こうした事態に陥った場合には、当然、給食センターとしても節電への協力は必要と考えますが、厨房が稼働できなくなるまでは想定しておりません。また、前述の対策を講じられても、需要が供給を上回る状況が発生した場合は、計画停電となるわけですが、これを回避するため国の電気事業法第27条の発動、すなわち大口需要家に対し、使用最大電力の15%の削減要請となります。

なお、最悪計画停電の実施ということになった場合、ガス・石油等他の熱源方式であっても、その機器の制御には電気が必要ですので、オール電化だから調理ができないというのでもなく、どの方式でも同じでありますので、ご理解く

ださるようお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子です。

今、教育長のお話のとおり承りましたが、やはり蒸気発生器みたいなものは切り替えができるようにしておいた方がいいのではないかなと私は思うのです。

それともう一つは、太陽光発電を蓄電して、それを足りない時、そういう時に使っていくということも考えておられないのかということをお聞きします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(村西作雄君)今ほど小杉議員の方から、例えば、蒸気器については切り替えられるようにことというようなお話もございました。まずもって、今現在考えておりますのは、大規模な電力の供給不足になった場合ですけれども、一番ありがたいことに、夏の電力の供給がどうなのかという議論からはじめなければいけないと思うのですけれども、幸いにしまして給食センターは夏休みというものがございます、真夏には電力は室内の電気等ぐらいで大きな電力は消費しないというようなことがございます。切り替えにつきましても、今からその設備を切り替えの方式にするとかということは現状の今立ち上げている状況では難しいのではないかなというふうに思います。

ご承知のように、今給食センターでは太陽光の発電装置そしてLEDというような事業も別途でその給食センターに合わせて、工事を発注をかけております。太陽光発電につきましても、基本的には太陽光でして、自分のところの屋根で発電したその電気はそのまま動力の部分に使っていくというような方式でございまして、その充電をして、電気というのは当然発電したらそのまま使うというのが本来で、それを充電するとすると、またその充電費用というものもございます。そういった関係で、今としましては太陽光発電で発電できた、これは今現在考えておりますのは30kwの容量のものを載せる計画でございますけれども、そこで発電したものは極力その動力部分に即使っていく、そして余った部分については電灯等に使い、またその余剰については売電をするというような方式を考えておりますので、またイニシャルコストのことから考えますと、今々充電をしていくということは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長(辰己 保君)これで、発言通告が出されたすべての一般質問を終わります。

### ◎報告3号・4号・5号の上程、説明

○議長(辰己 保君)次に、日程第4、報告第3号平成22年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、日程第5、報告第4号平成22年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報告第5号平成22年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告についてを、一括議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)報告第3号をご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度滋賀県市町土地開発公社決算について、別冊のとおり報告させていただくものでございます。

この土地開発公社につきましては、公共用地、公共地等の取得・管理・処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の向上に寄与することを目的として、5市6町で構成しているものでございます。

それでは、別冊の平成22年度事業報告および財務諸表についてご説明申し上げたいと思います。まず2ページの庶務の関係でございます。役員の変動状況。3ページにつきましては、理事会・監査会などの会議関係が記載されてございます。

次に、4ページの事業関係であります。まず、土地保有状況につきましては、平成22年度に新たに取得した用地



はなく、期末残高は2万3,820.40平方メートル減少いたしております、7万2,183平方メートル、簿価額は7億9,941万6,600円となっております。

次に、9ページでございます。財務概要につきましてでございますが、事業収支といたしまして5億591万2,343円、事業費用は5億892万8,768円で、当期の事業収支は301万6,425円の損失でございます。一方、事業替え収支では1万3,713円の収益となり、当年度は300万2,712円の純損失の計上となっております。

続きまして、10ページの財務諸表の貸借対照表につきましては、資産の部であります。流動資産は1,779万2,106円、事業勘定は7億9,941万1,604円で、資産合計は8億1,720万3,710円となっております。

11ページの負債の部でございますが、借入金6億649万6,059円、長期借入金1億9,291万5,545円、資本の部につきましては基本財産820万円、剰余金1,159万2,106円、負債資本の合計は8億1,720万3,710円となっております。

以上、主なものをご説明させていただきましたが、そのほか12ページには損益計算書、13ページにつきましては平成22年度欠損金処分計算書、14ページにつきましてはキャッシュ・フロー合計算書、15ページには財産目録、16ページには申出事業費用明細書、17ページ以降につきましては付属資料が記載されておりますので、お目通しいたきますようよろしくお願いいたしまして報告といたします。

次に、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。報告第4号、平成22年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

3ページでございますが、平成22年度に繰り越しをいたします事業につきましては、3月議会までにおいて繰越明許費をご説明いたしておりますが、愛荘町財務規則の規定に基づき、財源内訳を明記の上、本議会に繰越計算書として報告することになっているものでございます。

まず、一般会計につきましては、総務費の町勢要覧作成業務委託料については、平成22年6月1日契約のため4月・5月分の写真撮影を行うことから、業務完了に支払うこととするもので302万4,000円、図書館システム機器更新事業につきましては、臨時経済対策として、平成22年度国の補正予算による地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金対象事業として、図書カードを住基カードに統合した住民サービスの向上を図るもので2,310万円。

教育費におきましては、地域活性化きめ細やかな交付金や安全安心な学校づくり交付金の前倒しによるものでございまして、秦荘東小学校大規模改造事業として4億2,760万円、学校給食施設事業に12億2,715万2,000円、合わせまして、4件16億8,087万6,000円を平成23年度へ繰り越しをするものとなっております。

また、下水道事業特別会計につきましては、事業施工個所における関係者との調整によるもので、公共下水道事業として750万円を平成23年度へ繰り越しするものでございます。

次に、4ページでございます。報告第5号、平成22年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次にとおり事故繰越し繰越計算書を報告するものでございます。

事故繰越しにつきましては、災害などの不測の事態により繰り越しをするものでございまして、繰り越しをいたします事業につきましては5ページでございます。

一般会計の総務費につきましては、本年3月11日発生しました東北地方太平洋沖地震による工場被害により、操業停止のため部品製造納入の遅れによりまして、公的個人認証システム機器更新事業96万6,000円、農林水産費につきましては、事業施工において想定外の湧水によりまして工法変更などの調整によりまして、山川原地区ほ場整備事業補完工事147万円、土木費につきましては、請負人の都合による施工時期の遅れなどがありまして、町道常安寺元持線橋梁改良工事1,053万9,000円、合わせまして、3件、1,297万5,000円を平成23年度へ繰り越しすることとなったものでございます。

以上のとおり報告をさせていただきます。

○議長(辰巳 保君)日程第7、承認第4号のうち、10第4号のよみ報告第4号を先に取り上げます。

ここで本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳 保君)日程第7、承認第4号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)それでは、承認第4号をご説明させていただきます。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

7ページでございますが、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,819万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億871万6,000円とするものでございます。第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。事業費の確定などによりまして、起債限度額を合併特例事業債1,140万円減の12億7,830万円に、臨時地方道整備事業債1,550万円減の3,030万円に変更いたしております。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

次に16ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、歳入面では決算見込額ならびに国県の交付金・補助金などの交付決定額によるもののほか、基金繰入につきましては歳出事業費の調整、また町債につきましても事業費および基金の取崩額との調整を行い、借入額の抑制に努めさせていただくことでございます。歳出面につきましては、各事業におけます実績見込みおよび入札差額や精算額などに決算見込みによります精査を行ったものでありまして、歳入歳出の調整に伴います各基金への積立金の調整をさせていただくものでございます。

内容につきましては、先の全員協議会におきまして、詳細説明をさせていただきましたので、各課目の補正額および主な内容を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、歳入でございますが、町税の町民税につきましては、個人滞納繰越分1,170万円の追加、法人現年課税分・滞納繰越分、合わせまして2,800万円の追加、町民税合わせまして3,970万円の追加、固定資産税につきましては、現年課税分・滞納繰越分、合わせまして3,960万円の追加、軽自動車税につきましては、現年課税分・滞納繰越分、合わせまして116万円の追加、町たばこ税につきましては460万円の減額、地方譲与税地方揮発油譲与税につきましては273万7,000円の追加。

18ページでございます。自動車重量譲与税90万2,000円の追加、地方道路譲与税123万9,000円の減額、利子割交付金につきましては150万1,000円の追加、配当割交付金につきましては115万1,000円の追加、株式等譲渡所得割交付金につきましては15万2,000円の追加、地方消費税交付金につきましては2,380万8,000円の追加。

次のページに移りまして、自動車取得税交付金につきましては411万4,000円の減額、地方特例交付金につきましては、児童手当特例交付金・減収補てん特例交付金、合わせまして464万円の減額、地方交付税につきましては、特別交付税といたしまして3億6,039万9,000円の追加、交通安全対策特別交付金につきましては12万7,000円の追加、分担金及び負担金につきましては、老人ホーム入所負担金・地域用水機能増進事業負担金、合わせまして77万6,000円の減額、使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料58万5,000円を減額。

次のページに移りまして、国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金1,196万9,000円の減額、国庫補助金につ

きましては、民生費国庫補助金102万円の減額、農林水産業費国庫補助金500万円の減額、教育費国庫補助金

2,149万9,000円の追加、合わせまして1,547万9,000円の追加でございます。

県支出金につきましては、民生費県負担金167万6,000円の減額、県補助金につきましても、民生費県補助金1,093万7,000円の追加、衛生費県補助金139万3,000円の追加、労働費県補助金1,080万円の減額、土木費県補助金70万円の減額、合わせまして83万円の追加でございます。

次のページの委託金につきましては、総務費委託金880万円の減額、財産運用収入につきましては、各基金利子合わせまして228万4,000円の追加、寄付金につきましては、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金4件で43万5,000円の追加、繰入金基金繰入金につきましても、各基金取崩額の確定によりまして、合わせまして8,730万円の減額。

次26ページ、諸収入につきましては、延滞金120万円の追加、貸付金元利収入50万円の減額、雑入合わせまして17万4,000円の減額、町債につきましては、合併特例債・臨時地方道整備事業債、合わせまして2,690万円の減額でございます。

次に28ページをお願いしたいと思います。歳出でございますが、人件費につきましては、特別職の給与の減額ならびに人事院勧告に伴う給与改正などによるものでございます。

総務費の一般管理費につきましては、人件費ならびに経費の節減などによりまして2,576万4,000円の減額、文書広報費160万円の減額、企画費につきましては、財源更正、電子計算費339万5,000円の減額、自治振興費270万9,000円の減額でございます。

徴税费税務総務費につきましては、人件費253万4,000円の減額、賦課徴収費276万1,000円の減額、戸籍住民基本台帳費につきましても、人件費192万6,000円の減額。

30ページに移りまして、選挙費につきましては、企画選挙執行経費の精算によりまして、県知事選挙626万8,000円の減額、参議院議員選挙170万2,000円の減額でございます。

民生費社会福祉総務費につきましては123万3,000円の減額、社会福祉施設費につきましては財源更正でございます。老人福祉費350万円の減額でございます。

次のページの国民健康保険費814万8,000円の減額、障害福祉費につきましては、事業費の精算などによりまして943万8,000円の減額、介護保険費180万円の減額でございます。

児童福祉費児童福祉総務費につきましては、秦荘西小学校区学童保育所設立に伴います県補助金の交付残によりまして477万1,000円の減額、児童福祉措置費につきましては、対象児童数の減により801万8,000円の減額、児童福祉施設費につきましても財源更正でございます。

衛生費の保健衛生総務費につきましては、検査単価の増によりまして200万円の追加、予防費につきましては、予防接種対象者見込みによりまして220万円の減額、環境衛生費につきましては、粗大ごみの収集減ならびに湖東広域衛生管理組合の事業費の精算によりまして3,048万9,000円の減額でございます。

次のページの労働費の失業対策費につきましては、緊急雇用創出特別推進事業費の精算によりまして1,080万円の減額、農林水産業費農業費農業振興費につきましては、事業見直しなどによりまして250万円の減額、農地費につきましては、山川原地区ほ場整備事業執行残、軽野地区の地域用水機能増進事業の不執行、あるいは愛知川沿岸土地改良区の事業費の精算によりまして403万4,000円の減額、林業費の林業振興費につきましては、国の補助金の減額あるいはまた事業執行残によりまして540万1,000円の減額、商工費の商工振興費につきましては、県補助金の交付などによりまして231万5,000円の減額でございます。

次のページの土木費でございます。土木費土木総務費につきましては223万円の減額、道路橋梁費道路橋梁総務費につきましては90万円の減額、道路新設改良費につきましては、名神国8線・松尾寺北中央線・常安寺元持線にかかります事業執行の精査によりまして1,937万円の減額、道路維持費につきましては318万6,000円の減額でございます。

土地計画費都市計画総務費につきましては、生活環境整備対策事業補助金の実績によりまして103万1,000円の減額、下水道費につきましては3,540万円の減額、住宅費住宅管理費につきましては129万5,000円の追加、小集落地区改良事業費につきましては、事業実績によりまして658万6,000円の減額でございます。

38ページの消防費の関係でございます。防災対策費につきましては財源更正でございます。

教育費の事務局費につきましては174万8,000円の減額、小学校費、次の中学校費につきましては財源更正、幼稚園につきましては、正規職員の配置によりまして214万4,000円の減額。

40ページに移りまして、社会教育費につきましては財源更正、保健体育費学校給食費につきましては、舗装復旧工事を下水道普及工事と合わせて実施することによりまして上水道加入負担金の108万1,000円の減額でございます。

公債費利子につきましては、長期借入金償還利子の精査によりまして1,438万9,000円の減額でございます。

諸支出金基金費につきましては、基金利子の増により各基金の積み立てを行うもので、次のページで、すべて合わせまして5億6,411万9,000円を追加させていただいたものでございます。

43ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書でございまして、職員数・報酬の減につきましては、参議院議員選挙ならびに県知事選挙の同日執行によりまして立会人などの経費、給与の減につきましては、長等の給与条例の改正によるものでございます。

44ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を記載させていただいております、上段につきましては給与費等の総括、中段には職員手当の内訳、下段には給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

給料につきましては、給与改定および退職に伴います減額、職員手当につきましては制度改正ならびに実績に伴う減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。この項目から言っても本当にたくさんの項目がある補正になっているのですが、やはり、出納閉鎖の補正でやらなくても、3月議会や今年になってからでも臨時議会などあったわけですから、これを待たなくても補正できるものがあつたのではないかと思います。そうすれば、その段階で余剰金というか、そういうお金が出てきたならば、財源が出てきたならば、住民のための施策にも生かせる予算がより、いっそう取り組めたと思いますし、その点について説明を求めたいと思います。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(福田俊男君)ご質問にお答えしたいと思います。

今の時点で、6月の時点で、専決補正の報告をさせていただきながらお願いするものでございますが、行政の会計年度は4月1日から3月31日となっております、3月31日を超えて5月31日までの期間に出納の整理期間ということで、歳入歳出等の最終の整理をさせていただく期間となっております。

歳入につきましては、特に補助金あるいは交付金等につきましては、年度末を迎えてから入ってくるのがほとんどのものでございますし、また、税等につきましても、最終の実績額等を把握をさせていただいて、歳入の方を図らせていただいて、歳出につきましては、途中で補正をお願いさせていただいているものもございまして、最終的に翌年度へ繰り越す額、あるいはまた借入金の精査、あるいはまた基金の取り崩し等が、歳入との調整を図りながら、取り崩しあるいはまた借入額を調整をさせていただいております、歳入でご報告いたしましたように、極力借入れを少なくするというようなことも考えさせていただきながら最終調整をさせていただいて、どうしてもやむを得ず、今の時期にお願いをさせていただいているというようなことで、本来でございますと、4月にも臨時会があったというふうなことでおっしゃっていただいているかもわかりませんが、先ほど申し上げましたように、5月までのこの2ヵ月で歳入歳出の調整をさせていただいて、そこそこ5月の中旬ぐらいで固まってまいりますので、そこを持ちまして整理をさせていただいたということでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

承認第4号、平成22年度一般会計補正予算(第11号)を不承認とします。当補正予算は、年度末3月31日を締めとする会計の単年度処理に起因して出納閉鎖である5月末日までの会計精査を行い提案されたものです。

当補正予算の補正額は3億3,819万3,000円の増額です。当補正予算は年度末における歳入歳出予算の精査が主たるもので、補正予算の増額は地方交付税決定による3億6,000万円の歳入によります。しかし、詳細に最終補正を見ると、第11号補正での提出が妥当か、検討の余地を指摘しておきます。

例えば、給与費の精査、給料471万1,000円、手当1,821万6,000円による減、2,292万7,000円と委託料および工事差金3,540万1,000円の減額、役務費や負補交合わせて17項目5,705万8,000円です。

今日までの会計処理を見直すことにより、職員の資質向上に通じるのではないかと考えますので、執行部に検討を求めておきます。

次に、政策的な観点から指摘しておきます。歳出の主たるものは基金積立の5億6,411万9,000円です。繰越金を勘案すれば7億円もの財源が確保できたと推察できます。地方交付税決定による歳入補正は異論を言うわけではありませんが、厳しい財源増が町民への負担を強要する手段としか受け止めることができません。高齢者への体育施設の使用料の徴収は、町民の福祉と健康を守る政治姿勢が問われます。また、太陽光発電設置補助金制度を短絡的に打ち切る、そして、住宅リフォーム助成制度の復活に後ろ向きなど、地域経済の活性化に後ろ向きな姿勢も問題です。

以上のことから、今日の経済事情を鑑みた町民生活支援の施策実施は、行財政運営に支障をきたさないことを、当補正予算を示していることを申し上げ、制度の継続復活を進言して反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。承認第4号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今ほどの総務主監の説明の中でも、地方債も約1,000万円の減額となっており、歳入につきましても、決算見込み額と国県の交付決定額とあるとともに、入札差額なども精査したものであるという答弁をいただきました。そして、歳出につきましても人件費は人事勧告による給料の改正などと、そして決算見込み額などがありました。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、承認第4号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、承認第5号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを説明いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)承認第5号をご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きいただきたいと存じます。平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付けで、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、それを報告し承認をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、46ページをご覧ください。平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574万9,000円とするものでございます。

次に49ページをご覧ください。事項別明細書でございます。これは事業費の精算に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、起債償還元金利子に充てるために繰入金他会計繰入金一般会計繰入金129万5,000円を追加、諸収入の預金利息を当初予算に計上していなかったもので、新規に1,000円計上をいたしております。

歳出でございますが、総務費総務管理費一般管理費の補償補てん及び賠償金として元利収入不足129万6,000円の追加をするものでございます。以上でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第5号、平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、承認第6号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)承認第6号をご説明申し上げます。

議案書50ページでございます。平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付けで、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、それを報告し承認をお願いするものでございます。

次のページの51ページをご覧ください。平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額が「第1表歳入歳出予算補正」による。ということで、これは金額の増減はありません。

事項別明細書、54ページをご覧ください。事業費の精算に伴います歳入の調整をさせていただいたものでございます。

まず、国庫支出金国庫補助金財政調整交付金は特別調整交付金の経営努力による交付金800万円を追加、前期高齢者交付金は前々年度精算により762万9,000円の追加。

次に、55ページへ飛びまして、諸収入雑入その他雑入は、国保連合会決算剰余金として127万円の返還と平成22年度老人保健拠出金の確定に伴い144万9,000円の返還が生じております。

これらの追加交付があったので、繰入金基金繰入金の財政調整基金繰入金を920万円減額するとともに、他会計繰入金一般会計繰入金から残額の814万8,000円を減額調整させていただいたものでございます。

以上、よろしくのご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第6号、平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、承認第7号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)承認第7号をご説明申し上げます。

議案書57ページでございます。平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付けで、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

58ページをご覧ください。平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,438万5,000円とするものでございます。

事項別明細書、61ページをご覧ください。これにつきましても事業費の精算に伴います歳入歳出予算の調整をさせ



ていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、保険料介護保険料第1号被保険者保険料につきましては被保険者の異動や所得変動によります階層区分の変更によりまして、特別徴収分が300万円の減額、普通徴収分が50万円の追加です。

財産収入財産運用収入利子及び配当金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子8,000円の追加でございます。繰入金一般会計繰入金として事務費繰入金180万円を減額、これは歳出の介護予防実態調査業務委託料の入札差額分を減額するものでございます。

次に、62ページの繰入金基金繰入金介護給付費準備基金繰入金は介護保険料の減額に伴い1250万2,000円を追加したものでございます。

63ページから歳出でございます。総務費総務管理費一般管理費につきましては、介護予防実態調査業務委託料の入札差額分180万円を減額、保険給付費介護サービス等諸費居宅介護サービス給付費は、財源更正でございます。

諸支出金償還金及び還付加算金は、第1号被保険者保険料還付金、保険料更正に伴い12万3,000円を追加するとともに、64ページの第1号被保険者還付加算金2,000円を追加するものでございます。

基金積立金介護給付費準備基金積立金は、保険料の還付に伴いまして2万3,000円減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、利息分8,000円を追加するものでございます。以上でございます。

よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第7号、平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第11、承認第8号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)議案書の65ページをお開きください。承認第8号、平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについてご説明をさせていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付け、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるともりでございます。

議案書の66ページをお願いいたします。平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,540万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,021万2,000円とさせていただくものでございます。

次に地方債の補正でございますが、69ページをお願いいたします。単独事業の減額によりまして、公共下水道事業債の起債限度額を6,100万円から4,000万円に2,100万円の減額、流域下水道事業負担金が減額になりましたので、流域下水道事業債の起債限度額を5,570万円から5,170万円に400万円の減額、資本費平準化債の借入額の精査により、資本費平準化債の起債限度額を2億3,300万円から2億2,160万円に1,140万円の減額をするもので、借入方法・利子・償還方法の変更はございません。

71ページの事項別明細をご覧ください。歳入でございますけれども、分担金及び負担金の分担金現年分で受益者分担金、一括納付者の減によりまして230万円の減額であります。

繰入金で、一般会計繰入金が公共下水道事業の減額によりまして3,540万円の減額、雑入につきましては、湖東三山インター取付道路工事に伴う下水道架設工事の補償費の減額によりまして補償費130万円の減額。

72ページをお願いいたします。町債につきましては、公共下水道事業債では単独事業の減額によりまして2,200万円の減額、流域下水道事業債では流域下水道事業の減額によりまして400万円の減額、借入額の精査による資本金平準化債1,140万円の減額となりました。

73ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費の一般管理費で受益者分担金、一括納付者の減によります報奨金の減となり180万円の減額、維持管理費で委託金等の請負差額および流域下水道維持管理負担金の精査によりまして2,600万円の減額、公共下水道事業債では、委託料及び請負工事費の請負差額および一部上水道の移転補償、土地購入費の不執行によりまして2,870万円の減額。

74ページをお願いいたします。流域下水道事業費では、事業の減額により負担金の減で440万円の減額、公債費では起債償還利子の減額、一時借入の不執行によりまして1,450万円の減額になったものであります。

以上、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第8号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第8号、平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

暫時休憩をします。再開は25分再開です。ちょっと息を抜かしていただきます。暑そうですので、半までします。だいぶ暑そうなので、30分再開です。

休憩午後5時18分

再開午後5時30分

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第28号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)議案第28号をご説明させていただきます。

議案書の75ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,505万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,156万6,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。79ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。(仮称)多目的グラウンド新設整備事業費の増に伴います合併特例事業債の負債限度額を3,080万円増の2億6,640万円とするもので、起債の方法・利率・償還の方法には変更はございません。

事項別明細書の82ページをお開きいただきたいと思います。補正予算の内容につきましては全員協議会におきまして詳細をご説明させていただいておりますので、各課目の補正額および主な内容をご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金民生費負担金につきましては、一時預り保育保護者負担金といたしまして、利用料16万2,000円の追加、国庫支出金衛生費国庫補助金につきましては、大腸がん検診の実施による女性特有のがん検診推進事業費補助金といたしまして64万7,000円の追加、県支出金民生費補助金につきましては、ほっと安心子育て支援事業補助金といたしまして58万5,000円の追加、教育費委託金ににつきましては、子ども輝き人権教育推進実践活動費委託金といたしまして12万円の追加、繰入金福祉・保健基金繰入金としましては756万6,000円の追加、繰越金繰越金につきましては259万8,000円の追加でございます。

84ページをお願いいたします。諸収入雑入につきましては、スポーツ振興くじ助成金といたしまして2,257万3,000円の追加でございます。

町債総務債につきましては、合併特例債3,080万円の追加でございます。

次に歳出でございますが、人件費につきましては、当初予算におきまして教育長を含む一般職174名を見込んでおりましたが、3名減の171名分および人事異動ならびに昇格などに伴います関係課目の給料・職員手当・共済費を補正したものでございます。

総務費一般管理費につきましては、一般職員1名減によります人件費150万7,000円の減額、財産管理費につきましては財源更正でございます。

企画費につきましては、教育担当定住外国人支援員設置にかかります人件費の計上、土地取得造成事業特別会計繰出金といたしまして当初予算におきましてご指摘いただきましたように、元利償還額1,000円を減額するものでございまして、合わせまして267万1,000円の追加でございます。

86ページに移っていただきまして、税務総務費につきましては、一般職員1名減により、人件費668万8,000円の減額、賦課徴収費につきましても、個人住民税・法人住民税の還付金500万円の追加、戸籍住民基本台帳費につきましても、一般職員1名減によります人件費695万円の減額でございます。

民生費社会福祉総務費につきましても、一般職員1名減によります人件費973万円の減額、国民健康保険費につきましても、人事異動に伴います人件費404万6,000円の追加。

次のページに移りまして、福祉センター費につきましては、けんこうプール改修工事70万円の追加、介護保険費につきましても、人件費62万5,000円の追加、後期高齢者医療費につきましても、人件費113万5,000円の追加でございます。

保育園費につきましては、7月から一時預り保育の実施および8月から職員の産休取得によります臨時職員の雇用

などによりより人件費831万5000円の追加、児童福祉施設費につきましては、人件費193万円の減額。

90ページに移りまして、衛生費保健衛生総務費につきましても、人件費518万5,000円の追加、健康増進事業費につきましても、新たに40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の男女に無料クーポン券の交付によります大腸がん検診の実施によりまして、合わせまして112万1,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業総務費につきましても、一般職員2名の増によりまして、人件費654万円を追加、農業振興費につきましても、平成23年度から戸別所得補償の導入を入れまして、これまでの水田農業推進協議会で取り組んでおりましたが、国において農協が主体となった推進体制に移行されましたことに伴いまして、関係の人員費等の減額をさせていただきまして、この6月末に設置をされます農業再生協議会補助金として345万円に課目更正するものでございます。

農地費につきましても、一般職員1名減によりまして、人件費276万円の減額でございます。

92ページをお願いしたいと思います。商工費商工総務費につきましても、人件費39万5,000円の追加でございます。

土木費土木総務費につきましても、一般職員1名増によりまして、人件費607万5,000円の追加でございます。

下水道費につきましても、下水道事業特別会計繰出金388万円の追加、小集落地区改良事業費につきましても、人件費96万5,000円の追加でございます。

次の94ページの消防費防災対策費につきましても、東北地方太平洋沖地震によります救援支援活動などの時間外勤務手当50万円の追加でございます。

教育費事務局費につきましても、人件費135万円の減額、教育振興費につきましても、県の子ども輝き人権教育推進実践活動事業費が引き続き委託事業とされましたことにより、愛知中学校区人権教育推進実践活動事業関係の費用に出ささせていただいておりまして、講師謝礼が3万円、費用弁償が1万円、消耗費80万円の追加でございます。小学校費および次の中学校費の学校管理費につきましても、臨時講師の異動に伴います通勤手当を、それぞれ5万4,000円、20万2,000円の追加でございます。

96ページに移っていただきまして、幼稚園費につきましても、職員1名減による人件費の件、それから嘱託職員の異動に伴います通勤手当の増によりまして、合わせまして1102万6000円の減額、社会教育総務費につきましても、一般職員1名増によります人件費717万1000円の追加、公民館費につきましても、一般職員1名減によります人件費の減、それから愛知川公民館に社会教育指導員の設置に伴います通勤手当あるいは賃金、それから秦荘公民館の勤務体制によります嘱託職員の賃金の増など、人件費関係それも合わせまして471万3,000円の減額、図書館費につきましても、職員の退職に伴います臨時職員の雇用によります通勤手当・賃金の追加でございます。

博物館費につきましても、郷土の偉人館の屋根雨漏りによります屋根修繕料10万5,000円の追加でございます。

98ページの体育施設費につきましても、(仮称)多目的グラウンド新設工事にかかりますスポーツ振興くじ助成金の交付内示に伴います事業費の増、ならびに調整池の新設、雨水排水路の迂回工事など工事請負といたしまして5,500万円の追加でございます。

なお、スポーツ振興くじ助成金につきましても、単年度事業が対象とされておりまして、(仮称)多目的グラウンド新設工事にかかります契約締結、議決案件につきましても、8月上旬に予定をされております臨時議会をお願いいたします。よく存じておりますのでよろしくお願いいたします。

99ページにつきましても、一般職の給与費明細書でございまして、上段につきましても、給与費等の総括でございまして、職員数は4名の減によるものでございます。中段には職員手当の内訳、下段には給料及び職員手当の増減額の明細でございまして、退職ならびに人事異動に伴います増減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

いなし」の声あり

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第28号、平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、議案第29号平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)議案書の100ページをお開きください。議案第29号、平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,014万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,685万5,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、102ページをお願いいたします。町単独事業の減額によりまして、公共下水道事業債の起債限度額を7,800万円から6,140万円に1,660万円の減額をするもので、借入方法・利率等の変更はございません。

104ページの事項別明細書をお願いいたします。歳入でございますけれども、手数料で指定工事店登録手数料の合計に伴う増によりまして100万円の増額であります。国庫補助金では、国からの内示がありまして1,842万5,000円の減額であります。

繰入金で一般会計繰入金は、職員人件費の増額によりまして388万円の増額。

105ページをお願いいたします。町債につきましては、公共下水道事業債では国庫事業の減額によりまして1,660万円の減額。

106ページをお願いいたします。歳出でございます。一般管理費では4月の定期人事異動に伴いまして670万5,000円を増額するものでございます。公共下水道事業債では、公共下水道の国庫補助金の減額によりまして3,685万円の減額でございます。

107ページをお願いいたします。公債費では財源更正でございます。

108ページには補正前後の給与明細書について記載をさせていただきました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第29号、平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩午後5時43分

再開午後5時45分

### ◎議案第31号・32号・33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案3件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、議案3件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第31号契約の締結につき議決を求めることについて、追加日程第2、議案第32号契約の締結につき議決を求めることについて、追加日程第3、議案第33号契約の締結につき議決を求めることについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(村西作雄君)それでは、議案第31号契約の締結につき議決を求めることについてをご説明をいたします。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1としまして、契約の目的でございますが、平成22年度工事(繰越)第116号、秦荘東小学校大規模改修第2期工事および秦荘西小学校厨房室等改修工事(建築)でございます。

契約の方法は一般競争入札。契約金額は金1億7,825万8,500円。

契約の相手方でございますが、住所滋賀県彦根市小泉町78番地の21、氏名株式会社伊藤組、代表取締役奥田秀でございます。

続きまして、議案第32号をご説明をいたします。

議案第32号、契約の締結につき議決を求めることについてでございますが、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的としまして、平成22年度工事(繰越)第117号、秦荘東小学校大規模改修第2期工事および秦荘西小学校厨房室等改修工事(電気設備)でございます。

契約の方法として一般競争入札。契約金額は金6,023万8,500円でございます。

契約の相手方として、住所滋賀県甲賀市水口町三大寺83番地の1、氏名晶和電気工業株式会社滋賀営業所、所長山口秀樹でございます。

続きまして、議案第33号をご説明いたします。

議案第33号契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的として、平成22年度工事(繰越)第118号、秦荘東小学校大規模改修第2期工事および秦荘西小学校厨房室等改修工事(給排水冷暖房設備)でございます。

契約の方法として一般競争入札。契約金額は金7,623万円でございます。

契約の相手方として、住所滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地、氏名株式会社湖東工業所代表取締役上林清作でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより議案第31号の質疑に入ります。質疑はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。

議案31号の契約案件なのですが、入札方法については変動型による入札執行をされたらと全員協議会でお聞きしました。ただ、予定価格につきましては事後公表だと。そして、落札金額から落札率を見ますと69%という大変厳しい落札率ではないのかなと感じております。そこで、その率について、どのような感じを思っているのか、答弁を求めます。

また、建築につきましては、ほとんど町外業者が落札をされております。そういう変動型の入札も大変すばらしいやり方だと思うのですが、やはり町内の地元業者、いろいろな施工業者がおられるわけです。そういうような地元業者を育成のための入札という方法で、例えば、この金額30%は地元業者を使いなさいよと、40%は地元、町内業者の業者を使ってくださいよというような入札方法を考えていただけないのか。

ほとんど町外ですよ。県内入札ですので、やはりたまたま彦根ですけれども、大津とかそういうところが落札されたら、大津の業者がこちらへ乗り込んでくる。また、その中で下請けさんをずっと置く。しかし、地元の愛荘町内の業者もおりますけれども、全然工事がもらえないと、それはどうかなと感じるのです。

だから、入札の方法でも、先ほど言いましたけれども、町外の場合でしたら、入札方法で30%、40%は愛荘町町内の下請けさん、大工・土工等のような部分を、そういう部分の入札の方法を考えていただきたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後5時52分

再開午後5時53分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、本田議員のご質問にお答えをいたします。

今回、秦荘東小学校大規模改修第2期工事および秦荘西小学校厨房室等改修工事にかかります建築工事でございますが、今年度から1,000万円以上につきましては予定価格を公表とする。また、今回この工事につきましては、平成21年度より導入しております変動型最低制限価格を試行としてやっているのですけれども、導入させていただきました。



ご案内のとおり、変動型最低制限価格につきましては、実際の入札価格に基づきまして算出した額を、最低制限価格に設定いたしまして、市場において変動する実勢価格に反映することによりまして、公正な競争を阻害する恐れのある過度な低額な入札を排除いたしますとともに、自由な競争の促進を図りまして、このことにより競争入札の適正化と契約の内容に適應した履行の確保を図るということで実施していることをごさしまして、今回落札率が66.97%という低額な落札になりました。

それで、この内容を見ておきますと、利用させていただきました最低制限価格に必要な業者さん、これ16社が対象になります。その半分を最低制限価格の積算業者として用いているわけなのですが、その中でも8業者を対象にしまして、その8業者の中の一番上が66.3%、そして一番下が55.9%ということで、それによって最低制限価格を算出したということをごさしまして、この55.9%は、最低制限価格未滿ということで失格になっているわけなのですが、この8社がいわゆるこの66.3%と55.9%に入っているということで、著しく率的には低いわけなのですが、このバックについてはそれぞれの業者さんがそれぞれ積算をされまして、入札されておりますので、それにつきましては極度にですね、率的には低いのですが、その率について問題はあるとは認識いたしておりませんので、答弁とさせていただきます。

それと、この地元の業者の何というのですか、採用というのですか、何%は地元業者にさせなさいというような指示ができるかどうかなのですか、そのパーセンテージをきって、それをするのはちょっと困難かなというように思います。しかしながら、よそへ、三重県等へ我々入札方法について平成19年でしたか、出向きましたときに、県外業者と言いますか、町外業者が落ちた場合は、それは入札条件に入れるのではなくて、適正な価格であれば、また地元の業者さんも使ってくださいよということはいっていいというようなこと聞いたこともあります。

今現在は、その入札条件として、そういったものは入れておりませんので、今後そういうのが入れられるのかどうかというのは、ちょっと検討させていただきたいというように思います。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第31号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第32号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第33号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月9日から6月20日までの12日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、6月9日から6月20日までの12日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、6月21日火曜日です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成23年6月愛荘町議会定例会

2日目(平成23年6月21日)

開会:午前10時35分 延会:午前11時07分

#### 議会日程

日程第 1 議案第30号 愛荘町都市公園条例の制定について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21

追加日程第 1 議案第34号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)

追加日程第 2 議案第35号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

追加日程第 3 議提第 2号 議員派遣について

発議第 1号 会期の延長について

#### 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博

- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

平成23年6月愛荘町議会定例会(2日目)を召集させていただいたところ、皆さんご参加いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎教育長報告

○議長(辰己 保君)議案審議の前に教育長から発言を求められていますから、これを許可します。なお、議場内は暑いので、暑ければ上着を脱いでいただいでけっこうでございます。教育長。

〔教育長藤野智誠君登壇〕

○教育長(藤野智誠君)ただいま議長の方から発言をお許しいただきましたので、過日の一般質問に対することで、報告をさせていただきます。

過日の一般質問で、瀧議員さんから、「本町の業務委託に関して偽装請負になる」との一般質問をいただきました。教育委員会は、民法を根拠にしまして業務委託を考え、教育委員会が昨年度滋賀労基局を3回訪問して、労働者派遣法からも偽装請負にならない手法をご指導いただいたところでしたが、瀧議員さんの方が同じ滋賀労基局の方で労働者派遣法から偽装請負の疑いがあるところのご指摘をいただきました。

そのことで、「教育委員会と瀧議員さんとで再度、滋賀労基局を訪れ、論点を明らかにして、その結果を報告します」と答弁をいたしました。そのことで、滋賀労基局へは、教育民生常任委員会の吉岡委員長さんの計らいで常任委員会の皆さんもご参加をいただき、なお、さらに辰己議長さんもご参加をいただいた中で、労基局では労働者派遣法による偽装請負にならない適正なあり方を、資料をもとにご指導いただきました。また、活発に質問もさせていただき、回答を得たところでございます。

しかし、受託業者が委託者から独立して処理するという項目では、現場を見ないとわからないとの発言がありました。偽装請負の根本は、委託者の指揮・命令が受託業者を飛び越えて、現場に直接調理されている調理員等に指揮・命令をしてしまうということが根本であるということの確信を得ましたが、一部不明確な部分が残りました。

教育委員会としましては、不明な点を解明すべく、文部科学省の今日までの業務委託を推進するようことの指導と、司法の判断・判例を根拠としたいと考えました。これは東京都の杉並区の給食調理のことで、本町と同じく食材

を無償提供し、厭立を表し、示し、本町とまったく同じやり方（やっ）という作業区（じ）さいましたか、このことの判決は偽装請負にならないとの結果でございます。

そのことを根拠にいたしまして、本町の業務委託のやり方が偽装請負にならないということが判明しましたので、そのことを報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(辰己 保君)これで報告を終わります。

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)それでは、日程第1、議案第30号愛荘町都市公園条例の制定についてを議題にします。議案書の109ページです。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)議案書の109ページをお願いいたします。議案第30号、愛荘町都市公園条例の制定について、ご説明させていただきます。別冊の説明資料の1ページの方をお願いいたします。

条例制定理由としましては、愛荘町川久保地先の旧東部地域公園面積約400haは、合併前の平成15年12月14日に、都市公園法に基づき、都市公園として都市公園決定が行われています。

合併後、給食センター建設用地として活用するため、愛荘町都市計画審議会の決定により、平成21年8月21日に当用地部分の都市公園区域から除外をいたしました。

現在は、残りの約3.4haの東部地域公園と軽野地先の秦荘スポーツ公園約1.2haを土地計画法に基づく都市公園として位置付けております。

平成23年度より、東部地域公園の一部を都市公園施設として多目的グラウンド、駐車場、管理棟および調整池等を順次整備する計画であります。また、他目的グラウンド等の施設整備が平成23年度末に完了する予定であり、平成24年4月以降、供用開始を決定し、都市公園法第2条の都市公園の設置に基づき、公告することとなります。

したがって、愛荘町が東部地域公園の一部を都市公園として設置・管理していくためには、新たに都市公園法に基づきます愛荘町都市公園条例の制定が必要であるということでございます。

なお、この条例は平成23年度整備予定の公園施設だけではなく、都市計画決定が行われている都市公園約4.6haの全域を対象とするものでございます。

次に、条例の要旨としましては、1条には趣旨、2条には行為の制限、3条には行為の禁止、4条には利用の禁止または制限、5条には占用の許可申請書の記載事項、6条には使用料、7条には監督処分、8条には権利の譲渡等の禁止、9条には届出、10条には工作物等の保管等、11条には公園予定区域および予定公園施設についての準用、12条には指定管理者により管理、13条には都市公園の区域の変更等、14条には委任、15条には罰則となっております。

付則としましては、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご承認よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、議案第30号の質疑に入ります。質疑はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。1点、議案書112ページの12条、指定管理者による管理というものがある内容の中にあります。すでに秦荘のスポーツ公園については指定管理となっているわけですが、これに関わってということにも、指定管理ということに関わってということになると思いますけれども、何点が質疑をさせていただきます。

この条項があるということは、税金で建設された公園施設が民間によって運営できるということを意味するわけです。それで、現在指定管理者を設置している施設において、定期的な運営協力会議を設けているのか。

また、指導体制などのようになっているのか。また、利用者であり、本来の所有者である町民のチェック機能などのようになっているのか。各指定管理施設の監査などのようになっているのか。

そして、指定管理制度の根本的な導入の狙いというのは、運営費用と職員数の削減にあると言われているわけです。指定管理制度実施されてきたわけですが、現状としてはこの真の運営費用と職員数の削減ということも現状としてはどうなっているか。ということについて、何点か質疑させていただきましたが、答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(田原秀郷君)ただいまのご質問ですけれども、この12条には指定管理者を行わせることができるという条項でございまして、現在の指定管理者の現状等につきましては、ちょっと把握等ができておりませんが、今後、その段階になりましたら、検討していきたいと、このように思います。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。指定管理ということ、この中の条文の内容そのものというよりか、都市公園ができましたら、指定管理者を置くことができるということになっておりますので、現にもう実行されておりますので、実施されておりますところがありますので、その総括という部分を踏まえて、担当課の方から今行っているところの担当の方からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私の方から全体的な答弁をさせていただきます。そして、個々につきましては、担当課の方からコメントしていただけたらと思います。

まず、指定管理者に対する運営あるいは自動体制の問題でございますが、当然指定管理、いわゆる管理代行ということになりますので、相手に任すと言えども、当然行政は表向き関与はちょっと難しい問題もありますけれども、当然いろいろなもので指導・助言と言いますか、そういったことは当然なされているものと認識しております。

町民へのチェック機能なのですが、それは年1回、モニタリング調査をやるということに一応協定の中でうたっていると思いますので、それはなされているというように思っております。

指定管理者に対する監査でございますが、この指定管理制度ができましたときに、監査は、町の監査もできることはできるのですけれども、あくまでも指定管理者の自主自立ということは運営上うたわれておまして、あまり町は関与していきますと、本来の趣旨が損なわれるというようなこともありまして、町そのものも監査できんことはないわけなのですが、今のところは指定管理者に対する監査は、しかし社協あたりはいただいていると思うのですけれども、それ以外はしていないのじゃないかなと思いますけれども、それぞれ受けた団体が監査機能を発揮していただいておりますので、当然監査はなされているものというように思っております。

そして、実は指定管理者の人件費の節減とか、運営費の削減等々につきましては、当然当初、指定管理者を導入するときにお勧め申し上げていたというように思っておりますが、それぞれの担当課で工夫を凝らして、そして毎年度当初に、組織あるいは当該年度の事業計画を聴取しておりますので、当然初期の目的は達成しているというように認識いたしております。以上です。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長

○生涯学習課長(松浦太市郎君)先ほどの瀧議員さんの質問についてですけれども、指定管理者との町の体育施設の管理面について、毎月第2水曜日を打ち合わせ会議ということでやっております。

それについては、施設の管理状況とか利用状況等についての打ち合わせ等をさせていただいておりますのと、年に1度モニタリング調査と言いまして、一応今年度につきましては10月にこちらの方から出向きましていろいろな書類等も見せていただきまして、確認をしていきたいと考えているところです。以上です。

○議長(辰己 保君)議会事務局長。

○事務局長(山田清孝君)町の監査事務局を預かっておりますので、そこの立場から、先ほど副町長も申されましたけれども、重複して答弁をさせていただきます。

年間の監査計画を4月に立てさせていただくわけですが、庁舎内の各部局はもとより、財政支援団体という

ことで、町が補助している団体および指定管理者の一覧表を作成させていただきまして、監査委員によります監査の実施をさせていただいております。

先ほど答弁の中に触れられましたとおり、町社会福祉協議会をはじめ指定管理のことにつきましても、町の方の監査委員の監査をお願いしているところがございますので、そこらにつきましては、また監査計画でご検討いただくということでご理解を賜りたいと思います。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第30号、愛荘町都市公園条例の制定について、反対を表明します。

指定管理者制度を条文に入れ、施設の利用者であり、所有者である町民が使いにくい設備にされています。制度の導入は各施設の目的の視点を崩させ、その結果、町民への福祉と健康を守る地方自治の本質から逸脱していることです。制度の導入は、運営費用の削減ではなく、職員数の削減にあることは明白であり、行政自らが不安定労働者の増大に手を貸していることを批判いたしまして、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。

議案第30号、愛荘町都市公園条例の制定について、賛成討論を行うものであります。先ほど説明もありましたが、平成23年度より東部地域公園の一部を都市公園施設として多目的グラウンド・テニスコートそしてアーチェリー場・サッカー場・駐車場・管理棟・調整池等を順次整備する計画であるという説明もいただき、当町ではスポーツについても盛んであり、本当にこの多目的グラウンドが必要であるということを考えます。

したがって、愛荘町が東部地域公園の一部を都市公園として設置する、管理していくためには、新たに都市公園法に基づき愛荘町都市公園条例の制定が必要と考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第30号、愛荘町都市公園条例の制定については、原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩午前10時55分

再開午前10時56分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案2件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第34号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)議案第34号をご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,678万6,000円とするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。補正予算の内容につきましては、先ほどの全員協議会におきまして詳細をご説明させていただいておりますので、各課目の補正額のみご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金といたしまして72万円の追加、諸収入総務費雑入といたしまして、コミュニティ助成事業宝くじ助成金450万円の追加でございます。

次に歳出でございますが、総務費一般管理費につきましては、住民監査請求による損害賠償請求訴訟事件について、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づき、損害賠償請求訴訟の提起にかかります消耗品費18万2,000円、通信運搬費2万3,000円、町顧問弁護士委託料51万5,000円の追加でございます。

なお、損害賠償請求訴訟事件としまして、訴訟を大津司法裁判所彦根支部に平成23年6月24日に提起することといたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

企画費につきましては、コミュニティ助成事業補助金といたしまして、目加田・沖自治会の補助金450万円の追加でございます。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第34号、平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議案第35号平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(杉本幸雄君)議案第35号をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,125万9,000円とするものでございます。

事項別明細書の8ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、諸収入の償還金及び還付加算金の保険料還付金でございます。前年度、前々年度の保険料に対して還付が発生したため、広域連合から還付を受けるものでございます。

そして、歳出でございますが、諸支出金償還金及び還付加算金の保険料還付金25万9,000円の追加でございますが、昨年の7月に年金払い形式の生命保険が二重課税にあたり最高裁の判決が出されております。これに該当する方がおられまして、保険税の基礎となる基準所得が税務署により更正をされたことによりまして、還付金の発生が2件生じたため25万9,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第35号、平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎動議の提出、上程、説明

○9番(小杉和子君)議長、動議。

○議長(辰己 保君)はい、9番、小杉和子君。

○15番(本田秀樹君)賛成。

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子。動議を提出いたします。

理由として、PR看板の審議の続行が必要です。よって、本定例会を6月22日から7月21日まで会期延長の動議を提出します。

○15番(本田秀樹君)改めて、賛成します。

〔賛成の声あり〕

○議長(辰己 保君)ただいま、9番、小杉和子君から会期延長の動議が提出されました。賛成者1名、賛同が行われました。小杉和子君の動議は所定の賛成者1名がありましたから成立しました。

小杉和子君の会期延長の動議を日程に追加し、議題とすることについて採決をします。会期延長の動議を発議第1号として議題にすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、会期の延長の動議を発議第1号としてただちに議題にすることを決定しました。

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)発議第1号、会期の延長についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子。発議第1号、会期の延長について、6月定例会の一般質問でPR看板が取り上げられました。また、6月14日の総務常任委員会協議会において、PR看板の入札方式、行政事務について質疑が行われました。特に、入札方法における地方自治法の問題および行政事務の怠る行為について、再度審議が必要と認められたため、6月20日に総務常任委員会が開催され、同委員会協議会ではPR看板の予算計上に必要な資料がないこと、また随意契約の執行に不明瞭さがあることなど、本定例議会において、引き続き協議が必要であると認められるので、6月22日から7月21日までの30日間の会期延長を提案します。以上、動議の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、発議第1号、会期の延長については、原案のとおり可決されました。よって、会期は7月21日までの30日間延長することに決定しました。

暫時休憩とします。

休憩午前11時07分

再開午前11時07分

#### ◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、再開を7月5日火曜日にし、6月22日から7月4日までの13日間、休会したいと

思います。これに。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、6月22日から7月4日までの13日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成23年6月愛荘町議会定例会

3日目(平成23年7月5日)

開会:午後2時00分 延会:午後2時49分

#### 議会日程

#### 本日の会議に付した事件

- |         |        |                        |
|---------|--------|------------------------|
| 追加日程第 1 | 議案第36号 | 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第5号) |
| 追加日程第 2 | 議提第 4号 | 事務検査に関する決議             |

#### 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

## 欠席議員(氏名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまでございます。

平成23年6月定例議会3日目を行います。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後2時01分

再開午後2時02分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

暑いですので、上着を脱いでいただいてけっこうです。

お諮りします。ただいま議案1件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第36号平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君)それでは、議案第36号をご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,278万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、財源調整といたしまして、前年度繰越金1,600万円の追加でございます。

次に歳出でございますが、総務費徴税費賦課徴税費につきましては、確定申告に伴います法人住民税割納付分の還付、過年度分更正分あるいは個人住民税の修正申告によります還付および景気低迷によります今後の法人住民税の確定申告対象分の還付見込みなどによりまして、還付金および加算金1,600万円の追加でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第36号、平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議提第4号事務検査に関する決議を議題にします。  
提案理由の説明を求めます。13番、竹中秀夫君。

〔13番竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)議提第4号事務検査に関する決議  
上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年7月5日

提出者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者愛荘町議会議員小杉和子

賛成者同本田秀樹

賛成者同森隆一

賛成者同吉岡及ミ子

賛成者同伊谷正昭

愛荘町議会議長辰己保様

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

#### 記

##### 1. 検査事項

平成21年度随意契約に関する事項。

##### 2. 検査方法

(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 検査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員6名で構成する検査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

##### 3. 検査権限

本会に11-掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。



#### 4. 検査期限

特別委員会には掲げる検査が終了するまで開会中もお検査を行うことができる。

理由平成23年6月8日愛荘町議会6月定例会の一般質問であげられた平成20年度愛荘町PR看板の設置について、建築確認申請の未提出等の事務処理が怠っていたことが明確になった。また、地方自治法第167条の2で定められている随意契約で平成21年度に執行した777件についての書類を検査する必要があるため、検査特別委員会を設置する。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)はい、8番、瀧すみ江です。この議提ですが、今理由として言われましたが、この随意契約、平成21年度に執行した777件についての書類を検査する必要があると書かれております。この必要とされる根拠と目的は何なのかということについて、提出者ならびに賛成者全員の方に答弁をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)瀧すみ江議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

この議提第4号につきまして、瀧議員の言われる777件ですね、これについての検査をする根拠等を質問されたかと、こういうふうに思っているわけでございます。

これにつきましては、先達での総務常任委員会協議会、27日ですね、このときに議員各位からの質問、また私からも質問をさせていただきました。その中でも各担当機関の責任者である方からの答弁によりますと、今日までのこの随意契約については、行政そのものの根拠なしで見積もり等々を求めたと、これが明らかになりました。

これは既にご承知のとおり、この随意契約につきましてはここに協議事項の、皆さん方にも先達てお手元に配付をされたかと思いますが、詳細についてはご説明は控えさせていただきますけれども、この施行令についても、これに反することが多々出たと、これについて執行部側から777件の随意契約があると、このようにはっきりと答弁をされたわけでございます。

このPR看板にしても、むら自慢の掲示板にしても、なんの根拠もなしに見積もり、またむら自慢の設置以外の99万円、100万円弱の随意契約をされており、このようなことが明確にされたわけでございます。そういった中で700件からの鉛筆1本から、これ既に700万円そこそこの入札もせずして、また見積もりにしても1社の根拠なしで1社の見積もり、こういうものをしますよ、見積りをください、ああそうですか、どうぞという、このようなことが明白になったところであります。

その行政そのものの根拠なしをして、この私達提出者また賛同者、また議員各位も同じ考えだろうと思います。この随意契約の書類を検査することが私は提出した理由の1つであるので答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成者でありますので説明をさせていただきます。

先の全員協議会の中でも報告をさせていただきましたが、再度報告をさせていただきたいと思います。平成20年度愛荘町PR看板についてであります。先ほども理由がありましたけれども、6月定例会を開会した際に、一般質問の中で、愛荘町が建設確認申請をせずに、川久保地先の町道沿いにPR看板の設置を行った。看板は、東海道新幹線の乗客に町名をPRするため、町が平成21年3月に249万3,750円で設置を行い、縦4.5m、横3mの3枚セット、高さが7.5mで愛荘町の3文字が記載された看板の設置を行った。

建築基準法では、高さ4mを超える広告物には、県に建築確認申請をすることが義務付けられているが、町は申請をしていなかった。町が県に事後申請したところ、添付書類の不備があり、県に受理されなかった。

看板の設計図面や基礎部分の構造など必要な添付書類がなく、当初から書類がつくられておらず、撤去するとの方針を報告をいただいた。また、工事の入札方法としては、随意契約とし、予算金額に近い金額で249万3,750円にて、町内業者と随意契約を結んだ。その率は99.7%であり、見積もりも一業者のみの見積もりであった。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としたと。愛荘町財務規則第4節随意契約の中で、見積書第138条、2人以上のものに見積書を提出させなければならないとあります。しかし、町長が特に必要と認めたとときとあるが、今回の設定理由については、町内において唯一の看板設置業者であり、看板材料である鉄骨加工切断や、看板の製造から建て込み施工といった作業をすべて自社で行う実績がある。価格の低下も図ることができ、コスト面においても他者より有利な価格で発注ができるために随意契約をしたとの説明だった。

しかし、一業者のみの見積書で、他者より有利な価格でできるとは考えられない。そのような業者であれば、確認申請業務も理解していると考えられる。町に対し、建築確認申請の手続きも提言をしなければならない。

また、事務執行にも問題点がある。予算計上するための当初の見積書の添付もされていない。また、工事を施工するには町道でも道路占用許可が必要である。道路法第32条、35条の規定により、町道川久保線の道路占用許可申請書を事後申請で、平成23年3月14日付けで道路管理者である町長に申請をなされた。本来ならば、工事着手前に申請が必要であるが、事務的手続きにも問題が判明したということであります。

また、その中でも、次に平成21年度愛荘町自治会むら自慢表示設置事業については、この事業につきましては、湖東定住自立圏推進協議会交付金によって施工した事業なのです。愛荘町内に各自治会の自慢できる文化財や、観光地などを合わせた表示板を設置する目的である。その数は260本である。

契約は、見積もり合わせによる随意契約であった。契約工期、平成21年12月1日から平成22年2月28日であり、表示板設置については、道路占用許可が必要である。工事の着手前には、事務的手続きが必要であるが、町道占用許可申請、県道路占用許可申請が事後申請となっている。また、取り付け場所についても、本来ならば取り付けられない場所、NTT電柱・防犯灯・街路灯に設置されていることが判明した。

追加変更契約にも問題がある。表示板の数量が増数になって随意契約をするのならば理解できます。しかし、今回は表示板の数量の増数によるものではなく、新たに観光案内板の設置であり、今回の工事とはまったく関係がない工事であることも判明いたしました。

また、総務常任委員会協議会の中でも、そのような随意契約も好ましくないとの行政側の答弁でありました。

工事の施工の中でも、平成22年3月17日に町道豊満愛知川線歩道の愛知川地先において、小学生が集団下校中に看板に頭をぶつけて怪我をした。取り付け位置も協議した場所と位置がずれていたために怪我をしたとの、後の報告でわかった。なぜ、議会に報告がなかったのか、また上司に報告がなかったのか、理解に苦しむ点がある。民間であればすぐに上司・会社などに報告する義務があるが、わからなければ隠そうとする行政に対して疑念が残る。

今回、PR看板の設置工事、自治会むら自慢表示設置工事について、総務常任委員会協議会を開きました。その中でも、各議員から意見がでましたが、行政側の答弁は理解できる答弁ではなかった。行政とは、法律に準じ工事を進めていくが、今回は2件だけでも不備な点がわかってきた。また、総務常任委員会の中でも事務的に不備がなかったような説明であり、法に適して執行したような説明でもありました。

また、随意契約をした件数についても、770件があったことも判明いたしました。本来の行政事務的執行とはどのようにされているのか、今回の行政の報告ではわかりました。議会承認の契約案件や工事入札によるものは管理課が確認をされているが、随意契約については、原課が管理をされており、議会にも見えてこない部分がある。また、管理課も原課まかせであり、随意契約については把握されていない。町民の税金をどのように執行されているかまったく見えてこない。

以上が、そのような総務常任委員会の報告をいただき、2件でこういうことがありました。ならば、770件、本当に事務

的執行が本当にできているのか、あるのか、確認をさせていただきたいと思い、賛成者の一同となりましたので、よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君。

○3番(森隆一君)3番、森です。今、竹中議員と本田議員がすべて言い尽くしていただきましたと思いますので、あまり言いたいことはありませんが、やはり、看板の設置に関してなんかは、専門家である行政側が必要であるべき手続きを怠ったというところに問題があったと、こう思います。そうなれば、残りの777件に対してもやはり疑念をいだって当然であるかなというように思いますので特にその点、あるいは、PR看板にしてもそうですが、気持ちもわからないでもありませんが、きちんとした手続きを踏んでいただかないと、金額がやはり100万円近いものでありますので、必要性が生じてくるのではないかと一応賛成いたしました。

あとはもうほとんど竹中議員と本田議員が言い尽くしてくれましたので、ありません。よろしく頼みます。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡あみ子君。

○4番(吉岡あみ子君)4番、吉岡でございます。今も森議員さんがおっしゃいましたけれども、ほとんどのことは今おっしゃった議員さんが言われたと思いますけれども、私の考えとしましては、行政というものは、やはり正確また明確でなければいけないと私は思っております。

それで、先日、総務常任委員会を4回も持たれまして、その中で何回目かは、こここいらっしゃる皆議員さん16名が出席されて、そこでの行政からの答弁ですか、回答がいかにも、今いちという考えを持ちました。

それには、行政としてはやはり議員たちが質問したら、それに対してしっかりまた明確に答弁するのが当然である以上、そういうことにかけても、検査するということは、結果どうであれ、やはり検査はしていかなければならないと、こういう考えで賛同いたしました。以上でございます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。今の賛成した理由を述べさせていただきたいと思うのですが、最初の竹中議員、本田議員等々がすべて理由をおっしゃいましたが、私も内容がほとんど一緒なのですが、この随意契約というやつが、この地方自治法施行令とか、愛荘町の財務規則等に則り、通常でしたら随意契約をする行為でございますが、今回のPR看板におきましては、書類の不備、すべて見積随意契約は2社以上とるとか、そういう規則もあるわけですが、1社で見積もりを取られ、さらに、そういう形で書類が不備やったということも執行部側も認めておりますし、このことについて、ほか21年度に随意契約をされたのが770件以上ございました。

このことについてももう一度やっぱり確かめる必要がございますので、今回のこの要望について賛同をさせていただいた理由でございます。以上です。

○議長(辰己 保君)9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)小杉和子でございます。議会運営委員長として総務常任委員会で、これ以上審議ができないので、特別委員会を設置してほしいということで、いろいろと議論をしてきましたが、賛同することになりましたので、よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。今、いろいろ縷々根拠について言われましたが、ほとんどは今回の会期延長の理由、PR看板そしてむら自慢の看板のことで不備が生じたので、ほかにも調べていかなければならないという、そのような答弁だったと思います。

ただ、この検査の特別委員会というのは、やはり確固たる理由がなければ、漠然としたほかにあるのではないかと、そういうことでまったく具体性に欠けているような、そのような根拠では設置は妥当ではないと、このように私が考えております。

そして、会期延長の理由とすれば、PR看板の行政事務の協議と調査、このようなもので会期の延長をされたわけです。そして、総務委員会でも二度、三度と会を重ね、調査協議をした結果、いろいろな行政の不備が新たにわかったということもあり、それについて執行部が認めないのならば、ひょっとしたら、特別委員会を立ち上げる理由になるかもわかりませんが、執行部の方はただちに、もうその過ちを認め是正すると言っております。これで、この総務委員会でまんとくに意義のある協議ができたわけで、会期延長の目的は達成できたのではないかと思います。

その上、特別委員会を立ち上げる必要があるのかどうか、このように総務委員会で十分今まで協議してきて、いろいろなことがわかって、行政もそれを認めたわけです。

その上、その特別委員会を立ち上げる必要があるかどうかについて、先ほどのように提出者および賛同者全員に答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)まず、瀧議員に承諾というか、いただきたいのは、提出者、私竹中秀夫でございますので、これは皆さんの意見を述べて、意見というか、答弁を述べてもらうのも、私が代表として言うのも、まったく変わらずしての答弁だと私は認識をしております。その点の了承だけいただいて答弁に代えたいと思います。

先ほど来、瀧議員が総務常任委員会協議会で、行政があらゆる面で認めて是正をするというようなことを質問の中で言われました。なぜ、この会期延長ならびにこの審査検査ですね、していただくてはならないのかということ、大まかにそこらの点だと思っております。

これに対して、瀧議員もご承知のとおり、昨年、一昨年から職員がいろいろな過ちを犯してきたときには、職員なりに自らが責任を取り、その責任者である町長自らも答弁の中で今日まで申し訳ない、申し訳ない、職員は自ら自分の身を去っていく。是正して認めるのであれば、町長がもっと突っ込んだ総務委員会なり、いろいろな中で申し述べるのが私は然りだと考えております。

行政そのものが、これは間違っておりました、不備でございました。777件の中でも、まだ不透明の点があるだろうと私は、議会の皆さん方もたぶんそういうような気持ちを持ったのが然りではなかろうかなと。今日までのコンプライアンス、あなたが言う質疑の中は、それは執行部にぶっつけていただきたい、それが答弁であります。

○議長(辰己 保君)ほかにもありませんか。8番、瀧すみ江君

○8番(瀧すみ江君)賛成者にも答えていただきたいと申したわけですが、代表して答えられましたので、それはそれで受け取っておきます。

最後に、もう1点、お聞きしたいと思います。このことがあってから、私は私なりに町民の方とお話もさせていただきまして、いろいろと意見も聞きました。その中で、「これは予算とか決算を通らずにしたことなのか」と言われています。「町長が勝手にしたことなのか」と言われます。

でも、私は事実を言います。「予算も通りましたし、決算も議会が認めましたよ」と言います。それで、「それだったら、その時議会は知らなかったのか」と、そう言われます。「議会にも責任があるのではないか」と、これは町民の方がおっしゃっていることです。

そのように、やはり町民の立場で申されるのは、そのような意見が生まれるわけです。やはり、私たちは町民の票をいただいて、ここにおりますので、町民の声を町政に運ぶ、このような立場として、やはり仕事をしていくというのが本意であろうと考えております。

ちょっと質問を最後にさせていただきます。今言われたように、言わせていただきましたように、この質問は議会のチェック機能について質問したいと思います。

同じ年度ですけれども、2つの議案がありました、その予算のとき、出てきたとき、また決算のとき、そのときに、私も含めてですけれども、本当に審議の中で、この何の指摘もしなかった。私は予算のときには場所とか、いくつ建てるのかと、こういうことは質問しましたけれども、ただ、これに問題があるのと違うのかとか、この場所はどうかとか

か、いろいろそういうことは全然ありませんでした。議員からの指摘はありませんでした。この中には新人の議員の方もおられるので、その場におられない方もおられます。でも居た方もおられます。

それで、そういう議員から、この審議の中で予算、決算の何の指摘もなかったということも、やはり議会のチェック機能が発揮されていなかったのではないかとということになると思います。

これは本当に行政がまずやはり不備があったということも、まず1番にただしていかなければならない。これは、この提出・賛成されている方々全員、今ここにおられる議員の方々と私も同じ一致する考えです。でも、やはり謙虚に、ひとつ謙虚になって、そのときにチェック機能が果たせなかった議会にも一部責任があるというようなところを、やはり率直に認めて、今議会改革も、この議会の中でも言われている中ですので、今後の議会改革の中でも、その改革の1つに加えていくことが大事だと思います。

ですから、このことをやはり議会における責任も、率直に謙虚に受け止めることが大事ではないかと考えるわけですが、私としては、提出者、賛成者全員に答えていただきたいと思いますので、答弁の方をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫。提出者、賛成者を代表して私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

今ほど、瀧議員が申し上げるように、私が町民に聞くところによると、なるほど、あなたはあなたの角度で聞いた、それはそれでいいと思います。しかし、予算を認めてきた、認めてきたら何をしてもいいのか。あなた方、あなたにも申し上げますけれども、今日まで、共産党の議員さんの一人の議員として、予算を認めてきた中からでも、いろいろな指摘をしてきたということが何点もござります。しいて取り上げようとはいたしません。それが議員の当たり前の、私は角度だと思っております。

そこで、私が町民に幅広く聞いたところによりますと、このようなやり方がはたしていいのか、先ほど申し上げましたように、職員は不備な点は、あのような有り様ではないかと、町長以下執行部がやることは、陳謝ならびに是正で済むのかと、これ税金ですよ、町民の、これは一般財源でしょう、PR看板は、

これを撤去するのに、先ほど全員協議会の中でも、看板設置者がどけるとか、どけないとか、まだ不透明なことしか聞いておりません。けれども、このPR看板にしても撤去をせざるを得ない、その私はなぜ、その撤去をせざるを得ないという、その中身を問うているのですよ。それは無駄な金を独自の判断で1社の見積もりを、私もこれをもらっていますよ、皆さんに見せたことはありませんけれども、ねえ、この業者に「これだけのものをやりたいのだけれども、なんまぐらいただろう」と。業者から見積もりが来て、「そうしたら、これでやってくれるか」と。

あなたも議員の一員として、当初予算なり、決算で、いろいろな質疑なりをする立場としたら、いかにこのやってきた行為が、町民の目線の立場に立って、然るべきことであるかないかは、十分にこの議会でもはっきりとしておる。こういう点を踏まえながら、私は今回のこの点については、あらゆる角度から説明をしていかなくてはならないということに至ったことであります。以上、答弁といたします。

○議長(辰己 保君)ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議提第4号、検査特別委員会の設置について(事務検査に関する決議)に対して、反対を表明します。今議会において、PR看板設置についての問題提起がされ、調査の必要性ありと会期延長され、その審議、協議の場が何回も持

たれました。その結果、当時の県屋外広告物設置条例に基づく行政事務を怠る行為が発覚しました。当時の県屋外広告物設置条例を熟読せずに事業進捗したことが、結果として看板撤去にまでつながりました。その上、看板設置後の平成21年3月18日付け、県湖東地域振興局建設管理部長名より受領の通知があり、合わせて地方自治法第245条の4の規定に基づき、県から助言が入った時点で、設置場所が違反していることが判明していたとの事ですが、その違反がわかっていながら、今日まで是正も行われていません。このような行政事務を怠る行為は、行政職員として到底許されるものではありません。当時、報告されていたか否かに関わらず、執行部の管理責任を問われることは言うまでもありません。

また、村西町長自身、PR看板設置は私が発案し、政策的に進めたもので、「責任は私にある」と言明していますが、町長の拙速な言動のもつて職員に対する歪んだ指揮、監督上の命令を下したとすれば、当時職員がそのことを違法または制限が加えられていることの見解を進言したとしても、町長自身がそれを聞き入れなかった場合は、職員の責任は生じないと考えます。

いずれにしても、村西町長に対して、PR看板の撤去という事態を重く受け止め、職員に対する長としての襟をたたくことを言明しておきます。

さて、特別委員会の設置の是非ですが、PR看板の問題提起をされ、総務委員会で随意契約について協議するなかで、むら自慢看板の行政問題についても提起がされました。PR看板の随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に、また町財務規則第138条第3号、町長が必要と認めるときを適用し、1社のみで行われました。PR看板における随意契約の適否については、一般土木公共工事と違い、広告工事という特殊性を考慮すれば、町長が看板業務において経験豊富で実績も多く、維持管理においても速やかに対応可能というように、特殊な看板設置など全国的に業務展開をされていることは事実で、実績豊富な業者が町内に存在し、職員の専門性を高めるための打ち合わせも、町内業者ゆえにきめ細かくできたと推察できます。

以上から、特別委員会を設置してまで、事務検査を行わなければならないと解するには無理があると指摘します。また、行政事務の怠る行為による看板撤去は、行政自ら事務事業の否を認めています。このことから特別委員会の設置ではなく、関係常任委員会での審議で十分であると提案します。

次に、PR看板に関連して、むら自慢看板の随意契約についても疑念が示されましたが、実質4社の見積もりを実施されています。むら自慢看板は、湖東定住自立圏締結に基づく交付金を活用した事務事業ですが、この交付事業は各自治体の自主的創造事業に委ねられたとは言え、観光案内看板の設置における行政事務に短絡的行為があったことは不適切であったと指摘します。

今日、いろいろと質疑させていただきましたが、特別委員会の設置を求める姿勢と根拠は、PR看板およびむら自慢看板における契約行為をとらえて、行政事務における随意契約全部を調査しなければとの論理を正当化させようとする姿勢です。会期延長の理由がPR看板の行政事務の協議であり、その趣旨から目的が大きく変わっています。提案者から示された根拠は、これ以外にも好ましくない契約があるのではないかと疑念だけです。このような憶測だけでは具体性に欠け、設置の根拠にはなりません。

いずれにしても、町議会はPR看板およびむら自慢看板における予算の議決ならびに決算の承認を行っています。特別委員会の設置を求めるに際し、予算・決算議会での審議において、議員から何の指摘もなかったことは、議会のチェック機能が発揮されていなかったことを議会としても謙虚に受け止め、今後の議会改革に取り組むべきです。総務委員会で審議、協議された結果、行政事務の怠る行為が明らかになり、執行部が認めて改善する意思が確認できた状況が生まれたことにより、その目的は達成されたと判断できます。その上、確固たる目的と根拠がない中で、事務検査が必要と特別委員会を設置する必要はないことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○本田(本田 秀樹)は、お聞き、賛成討論を行います。

○15番(本出秀何君)15番、本出秀何。賛成討論を行います。

議提第4号、事務検査に関する決議について、賛成討論を行います。今日まで、総務常任委員会協議会の中で、PR看板そしてむら自慢表示設置工事についての経過説明を第2回、第3回、第4回と3回の報告をいただいたわけですが、やはり、その2件の中でも、事務的不備があったのだと、これは考えられないことですね。予算を執行するにあたり、当初の見積もりにあるんだと。また、1業者のみの見積もりが、しかも全額、その見積もりをとった業者が施工するのだと。それは常識から考えて言い値でありますよね。それが場数を踏むのならば、おかしいと思う。愛荘町財務規則の中でも2以上とらなければいけないと、しかしながら、町長が認めた場合にはその限りではないのだと。何もかもが町長が認めた場合にまいいんだという姿勢もおかしいところがあります。

私は反対する理由がわかりません。議会がチェックする機能はチェックです。777件、今までわからなかったです、随意契約であったのが。先ほどの説明の中でも私も言いましたけれども、議会にあがってくる案件については理解できます。インターネットのことも調べればわかります。議会であがってこなかったことほどまで議会がチェックできるのだと。委員会の中ですることもあります。やはり、議会の中は、このようなことが事務的不備があれば、777件も調べなければいけない。以前も、リフォームのときもそのようなことがあったと思います。その中でもいろいろなことが出てきました。今回も777件、委員の皆さんとともに、検査をしていただきたいと思いますので、委員各位の賛同を願います、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。これより、議提第4号を採決します。本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議提第4号、事務検査に関する決議は、原案のとおり決定しました。暫時休憩します。

休憩午後2時49分

再開午後2時49分

### ◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議会委員会条例第6条の規定により、特別委員会の委員を指名します。竹中秀夫君、小杉和子君、本田秀樹君、森隆一君、吉岡久美子君、伊谷正昭君、以上6名の方によりしくお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、再開を7月21日木曜日とし、7月6日から7月20日までの15日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、7月6日から7月20日までの15日間、休会とすることに決定しました。



本日はこれで延会します。大変ご苦労さまでした。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)/[4日目](#)

### 平成23年6月愛荘町議会定例会

4日目(平成23年7月21日)

開会:午前11時00分 閉会:午前11時02分

#### 議会日程

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 議提第3号 議員派遣について

追加日程第 1 報告第6号 検査特別委員会の正副委員長の報告について

#### 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまです。

平成23年6月愛荘町議会定例会4日目の開催にあたり、皆さんご参加いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎議提第3号

○議長(辰己 保君)日程第1、議提第3号議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議提第3号議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午前11時01分

再開午前11時01分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

### ◎報告第6号

○議長(辰己 保君)追加日程第1、報告第6号検査特別委員会の正副委員長の報告についてを議題にします。検査特別委員会で互選の結果、委員長に竹中秀夫君、副委員長に小杉和子君が互選されましたから、報告します。

### ◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を開じます。これをもって、平成23年6月愛荘町議会定例会を閉会します。

閉会午前11時02分

○議長(辰己 保君)町長、あいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

まず初めに、平成21年3月に新幹線沿いに設置いたしました愛荘町名看板につきまして、建築確認等の手続きを怠っていた件におきましては、住民の皆さんや議員各位に大変なご不信とご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今般の件は、本町にとって新しい施策でありましたが、指導の面において不行き届きの面が多く、不手際を深く反省しているところであります。今後の愛荘町名看板の取り扱いにつきましては、関係法令や県条例に基づき適法な看板設置となるよう、県の見解をいただきながら検討を重ねておりまして、是正のための一次撤去も視野に入れながら、適正な処理を図っていくことに、ただいま全力を尽くしているところでございます。

今後は、大きなプロジェクトや新しい施策の推進には、庁内組織間の連携を密にし、職員の知恵を結集し、万全を期してまいりたいと考えておりますが、今般のこの件について、私や副町長の責任は重く受け止めておりまして、近々、自らの一定処分を科してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、明るい情報であります。かねてからの課題でありました県立高校の再編につきまして、先般、県教育委員会が計画原案を発表いたしました。その結果、愛知高校につきましては存続のうえ、現在1学年3学級を1クラス増の4学級に、併せて特別支援学校との交流推進を図るため、1学年2学級の高等養護学校を併設するというものであります。地域挙げて皆さんの力を結集し、愛知高校の存続に全力を傾注してきました熱意が通じました。皆さんのご尽力に心から感謝申し上げる次第であります。

私たちは、義務教育の延長線で98%の子どもたちが進学する高校は、教育の機会均等から地域性が最も重要で、この地域に高校は絶対必要であると主張してきたところでございます。今般の県の計画におきましても、地域性については小規模な高校も残すということで重視をされたというふうに評価をいたしているところであります。

県におきましては、今般の計画原案について今後、県下7か所で説明会を行い、県民の意見を募る予定と聞いていますが、平成25年の確実な実施に向け、今後も手をゆるめず皆さんとともに運動を続ける方針であります。

この23日には愛知川公民館におきまして、「愛知高を明日へつどいスタート101」と銘打って、フェスティバルが開催されます。町民の皆さんおよび議員各位におかれましては、ぜひご参加をお願いする次第であります。

最後に、6月8日に開会されました今議会、1か月の延長議会となり随意契約にかかる検査特別委員会の設置など多くの審議をいただきました。今議会で提案させていただきました案件は、追加案件を含め17案件について慎重審議いただき、誠にありがとうございました。検査特別委員会の調査は継続中ではありますが、この議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。6月議会閉会にあたり、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いをいたしまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(辰己 保君)ご苦労さまでございました。